

# 令和3年度 第1回木津川市行財政改革推進委員会

## 会議次第

日時:令和3年8月2日(月)午後2時~

場所:木津川市役所5階 全員協議会室

### 1. 開会

### 2. 議事

(1) 第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について(報告)

(2) 令和3年度外部評価について(審議)

### 3. その他

### 4. 閉会

#### <事前配布資料>

##### 議事(1)関係

資料1-1 第3次木津川市行財政改革行動計画進捗状況(令和2年度末)

資料1-2 第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧(令和2年度末)

参考資料1 第3次木津川市行財政改革行動計画 評価手順

##### 議事(2)関係

資料2 令和3年度外部評価の実施について

第1回外部評価① N○.15 「会計年度任用職員の導入」

第1回外部評価② N○.21 「電子申請・届出システムの推進」

第2回外部評価① N○.65 「外郭団体の見直し(公園都市緑化協会)」

第2回外部評価② N○.73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」

## 第3次木津川市行財政改革行動計画進捗状況（令和2年度末）

### 1. 行動計画の進捗状況について

#### ○重点改革項目別の進捗状況について

重点改革項目＼区分	■実施	□検討	●集約	取組終了	計
1 協働の市政の推進	6	0	4	0	10
2 行財政運営体制の確立	14	1	3	3	21
3 事務事業の見直し	15	10	2	17	44
4 公共施設の総合管理	4	2	1	1	8
5 行財政システムの確立	9	15	2	7	33
合計	48	28	12	28	116
割合(%)	41.4%	24.1%	10.4%	24.1%	100%

※項目別の内容については、資料1-2「第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧(令和2年度末)」のとおり。

#### ○令和2年度において新たに追加した項目

資料1-2	重点改革項目	No.	行動計画項目	所管部局
2ページ	2	R2-1	会計年度任用職員の適正任用と管理	人事秘書課
3ページ	2	R2-2	キャッシュレス決済の導入・拡大	学研企画課
3ページ	2	R2-3	電子決裁の導入	総務課
10ページ	5	R2-4	デジタルマーケティングの推進	観光商工課

※4項目を追加したことで、令和2年度末現在の項目の総数は116項目となった。

#### ○令和2年度末現在での取組終了項目(28項目)

★:令和2年度終了として整理した項目

資料1-2	重点改革項目	No.	行動計画項目	備考
2ページ	2	14	定員適正化計画の策定	R1-2へ取組を移行
2ページ	2	★15	会計年度任用職員の導入	R2-1へ取組を移行
2ページ	2	★16	臨時職員の勤務日数・時間の見直し	R2-1へ取組を移行
3ページ	3	★26	職員出張旅費の見直し	見直し完了、当面現行どおり
4ページ	3	★27	職員駐車場使用料の見直し	見直し完了、当面現行どおり
4ページ	3	30	ふれあい農園事業の廃止及び民間市民農園の開設支援	項目内容達成
4ページ	3	★32	支所管理運営の効率化	項目内容達成
4ページ	3	35	庁舎管理事業費の見直し	項目内容達成
4ページ	3	★36	防犯灯のLED化	項目内容達成
5ページ	3	★38	避難所用備蓄資器材の見直し	項目内容達成
5ページ	3	42	窓口業務外部委託の検討	R1-4へ取組を移行
6ページ	3	48	チャレンジ学習事業の廃止	項目内容達成
6ページ	3	★50	業務委託、印刷製本及び負担金等の見直し（幼稚園事業費）	見直し完了、No.74へ取組を移行
6ページ	3	51	移動図書館の廃止	項目内容達成
6ページ	3	54	文化財整理保管センター管理委託の見直し	項目内容達成
7ページ	3	56	会議録印刷製本の見直し	項目内容達成
7ページ	3	★H30-1	リサイクル研修ステーションの見直し	項目内容達成
7ページ	3	H30-2	木津老人福祉センター浴場の廃止	項目内容達成
7ページ	3	★59	行政地域制度関連補助金の見直し	項目内容達成
7ページ	3	60	自主防災組織等活動助成金の見直し	項目内容達成
8ページ	3	★68	加茂人権センターの改修及び小谷児童館の複合化、小谷児童館・小谷下教育集会所撤去及び跡地利用の検討	項目内容達成
10ページ	3	★84	総合がん検診の見直し	項目内容達成
10ページ	5	★85	市道への有料広告の導入	検討終了（実施に至らず）
10ページ	5	★H30-3	本庁舎駐車場と加茂駅前駐車場の貸付による活用	項目内容達成
10ページ	5	★H30-4	有料広告付き窓口番号案内システムの導入	項目内容達成
10ページ	5	★H30-5	木津駅東側市有地の貸付による活用	項目内容達成
10ページ	5	89	加茂プール跡地の利活用	No.78へ取組を移行
11ページ	5	★98	一部事務組合の改革（木津川市精華町環境施設組合）	項目内容達成

## 2. 行動計画の取組状況について

○重点改革項目別の評価結果について[S:特に良好に進捗、A:良好に進捗、B:概ね進捗、C:進捗に課題あり]

重点改革項目＼評価区分	S	A	B	C	計	対象外	未評価	合計
1 協働の市政の推進	0	3	1	2	6	4	0	10
2 行財政運営体制の確立	1	3	10	1	15	6	0	21
3 事務事業の見直し	1	7	22	0	30	14	0	44
4 公共施設の総合管理	1	1	5	0	7	1	0	8
5 行財政システムの確立	1	6	12	7	26	5	2	33
合計	4	20	50	10	84	30	2	116
割合(%)	4.8%	23.8%	59.5%	11.9%	100%	-	-	-

※対象外:集約項目、前年度までの取組終了項目

○S評価項目

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目〔所管課〕	主な成果
2ページ	2	★18	時間外勤務手当の抑制〔人事秘書課〕	時間外手当対前年度比16.29%減 (コロナによるイベント中止等あり)
6ページ	3	★46	道路照明のLED化〔管理課〕	電気料金対前年度約2,000万円減
8ページ	4	★72	市立保育園の民営化等の推進〔こども宝課〕	木津川台保育園民営化等による経常一般財源約9,800万円減
9ページ	5	75	ふるさと納税の増強〔学研企画課〕	対前年度寄附件数512件、寄附額約500万円増

★:インセンティブ加算あり

○C評価項目

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目〔所管課〕	主な要因
1ページ	1	R1-1	高槻市との連携〔学研企画課〕	コロナによるイベント中止
1ページ	1	4	都市公園等の市民自主管理〔管理課〕	コロナによる活動休止団体発生
2ページ	2	12	文書・例規事務の適正化及び効率化〔総務課〕	コロナによる対面式研修の中止
9ページ	5	79	使用料等の適正化〔使用料等の適正化〕	コロナによる検討中断
10ページ	5	83	保育所等利用者負担額の見直し〔こども宝課〕	無償化影響等を踏まえた検討結果
10ページ	5	85	市道への有料広告の導入〔管理課〕	導入による優位性が見込めない
10ページ	5	86	幼稚園バス使用料の見直し〔こども宝課〕	無償化影響等を踏まえた検討結果
10ページ	5	87	公民館講座(受益者負担)の見直し〔社会教育課〕	コロナによる検討中断
11ページ	5	90	加茂プラネタリウム館の廃止〔社会教育課〕	利活用に向けた具体案に至らず
11ページ	5	91	加茂青少年山の家の運営停止〔社会教育課〕	利活用に向けた具体案に至らず

○インセンティブ加算項目(1,000万円以上の合併算定替終了対策額を計上した項目)

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目〔所管課〕	【加算前評価⇒加算後評価】
2ページ	2	18	時間外勤務手当の抑制〔人事秘書課〕	【 A ⇒ S 】
3ページ	2	25	地方債の適正管理〔財政課〕	【 B ⇒ A 】
6ページ	3	46	道路照明のLED化〔管理課〕	【 A ⇒ S 】
8ページ	4	72	市立保育園の民営化等の推進〔こども宝課〕	【 A ⇒ S 】

○区分「■実施」であるが定性評価としたもの(目標または成果指標がない項目を除く)

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目【区分】[所管課]	説明
2ページ	2	13	組織体制の見直し 【■実施】 [学研企画課]	主な指標等がセクション数であり、定量評価になじまないことから、定性評価とした。
3ページ	3	25	地方債の適正管理 【■実施】 [財政課]	主な指標等が年度末地方債残高であり、定量評価になじまないことから、定性評価とした。
5ページ	3	37	消防団本部役員研修の見直し 【■実施】 [危機管理課]	主な指標等が隔年実施による研修旅費削減額であるが、コロナ影響下で研修を見合わせており、定性評価とした。
5ページ	3	44	生活保護の適正化 【■実施】 [くらしサポート課]	主な指標等が就労支援者数であり、定量評価になじまないことから、定性評価とした。
6ページ	3	55	行財政改革行動計画の監査的視点による検証 【■実施】 [行政委員会事務局]	主な指標が監査委員意見及び指摘事項等の改善促進であり、定量評価になじまないことから、定性評価とした。
10ページ	5	84	総合がん検診の見直し【令和2年度終了】 [健康推進課]	コロナ影響下での総合がん検診中止により、削減効果を測定できないことから、定量評価とした。

○未評価項目

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目[所管課]	説明
9ページ	5	82	庁舎等の省エネ対策の推進 [まち美化推進課]	庁内調査結果集計後に実施
12ページ	5	100	一部事務組合の改革 (国民健康保険山城病院組合) [健康推進課]	組合決算・事業報告受領後に実施

○新型コロナウィルス感染症の拡大により影響を受けたと考えられる項目

資料 1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目	主な影響
1ページ	1	2	大学との連携事業の実施	インターンシップ受入れ中止
1ページ	1	R1-1	高槻市との連携	イベント縮小・中止
1ページ	1	4	都市公園等の市民自主管理	団体の活動休止
2ページ	2	10	計画に基づく職員研修の実施	研修実施回数の減少
2ページ	2	12	文書・例規事務の適正化及び効率化	対面式研修の中止
2ページ	2	18	時間外勤務手当の抑制	各種事業中止による時間外減少
3ページ	3	19	情報セキュリティの確保	集合型研修の中止
3ページ	3	26	職員出張旅費の見直し	出張見合せによる決算額の減
4ページ	3	29	観光振興事業の見直し	納涼大会、神輿ライトアップ等の中止
5ページ	3	37	消防団本部役員研修の見直し	研修の中止
5ページ	3	43	「環境の森センター・きづがわ」稼働等に伴う廃棄物収集運搬処理経費の見直し	一人当たりの家庭ごみ排出量増加
5ページ	3	45	乳幼児相談・健診等の効果的な実施	関係機関協議の中止
6ページ	3	49	市立小中学校管理経費の削減	コロナ対応経費の増加
6ページ	3	52	図書館運営の見直し	休館、利用制限、イベント中止
6ページ	3	53	高齢者教育事業の見直し	事業の中止
8ページ	3	64	外郭団体の見直し (シルバー人材センター)	補助金見直し検討延期
8ページ	3	66	外郭団体の見直し (緑と文化・スポーツ振興事業団)	施設閉館
9ページ	5	79	使用料等の適正化	料金改定検討の中止
9ページ	5	80	有料広告等による自主財源の確保	市内立地企業への営業活動自粛
9ページ	5	81	ごみ有料化による更なるごみ減量・リサイクル施策の推進	一人当たりの家庭ごみ排出量増加
10ページ	5	84	総合がん検診の見直し	総合がん検診の中止
10ページ	5	H30-3	本庁舎駐車場と加茂駅前駐車場の貸付による活用	貸付収入の見直し
10ページ	5	R2-4	デジタルマーケティングの推進	セミナーの延期
11ページ	5	97	特別会計の見直し (後期高齢者医療事業)	人間ドック受診者の減少
11ページ	5	99	特別会計の見直し (介護保険事業)	戸別訪問徴収の中止

### 3. 前年度数値の変更

平成30年度末現在	変更前	変更後	増減
財政効果額(千円)	486,013	481,653	▲ 4,360
合併算定替終了対策額(千円)	298,684	294,324	▲ 4,360

※算定方法の見直しによる(No.1市民協働の推進)

令和元年度末現在	変更前	変更後	増減
財政効果額(千円)	986,045	889,217	▲ 96,828
合併算定替終了対策額(千円)	390,028	378,502	▲ 11,526

※前年度数値の精査による(No.39各種事務事業に対する民間活力の導入、No.40各種事務事業の見直し)

※算定方法の見直しによる(No.1市民協働の推進、R1-2定員適正化計画の推進)

### 4. 行動計画における財政効果額について

年度	財政効果額(千円)	財政効果累計額(千円)
平成30年度	481,653	
令和元年度	889,217	
令和2年度	1,239,935	2,610,805

### 5. 行動計画における合併算定替終了対策額について

年度	合併算定替終了対策額(単位:千円)	合併算定替終了対策額累計額(単位:千円)	達成目標 (2021年度)
平成30年度	294,324		
令和元年度	378,502		
令和2年度	110,856	783,682	3. 5億円以上の 改革効果

〔参考①〕 令和2年度において財政効果額及び合併算定替終了対策額に寄与した主な項目

(単位:千円)

資料1-2	重点改革 項目	No.	行動計画項目【区分】	令和2年度 評価	財政効果額	合併算定替終了 対策額
2ページ	2	17	給与制度・水準の適正な運用【■実施】	B	69,131	0
2ページ	2	18	時間外勤務手当の抑制【■実施】	S	22,608	16,546
3ページ	2	20	庁内電算システムの運用・改善【●集約】	—	18,152	15,672
3ページ	2	25	地方債の適正管理【■実施】	A	33,360	33,360
5ページ	3	43	「環境の森センター・きづがわ」稼働等に伴う廃棄物収集運搬処理経費の見直し【■実施】	B	245,371	△ 36,653
6ページ	3	46	道路照明灯のLED化【■実施】	S	31,487	19,879
8ページ	4	72	市立保育園の民営化等の推進【■実施】	S	98,320	17,795
9ページ	5	75	ふるさと納税の増強【■実施】	S	18,120	4,114
9ページ	5	76	企業誘致の促進【■実施】	A	296,824	0
9ページ	5	81	ごみ有料化による更なるごみ減量・リサイクル施策の推進【■実施】	B	77,390	5,090
11ページ	5	95	特別会計の見直し(国民健康保険事業)【□検討】	A	25,505	11,505
12ページ	5	102	地方公営企業の改革(水道会計)【□検討】	A	110,000	0
					1,046,268	87,308

〔参考②〕財政効果累計額及び合併算定替終了対策額に寄与した主な項目（令和2年度末現在）

（単位：千円）

資料1-2	重点改革項目	No.	行動計画項目【区分】	財政効果額(累計)	合併算定替終了対策額(合計)
2ページ	2	17	給与制度・水準の適正な運用【■実施】	204,431	0
4ページ	3	36	防犯灯のLED化【終了】	57,847	19,878
5ページ	3	40	各種事務事業の見直し【●集約】	99,675	41,242
5ページ	3	43	「環境の森センター・きづがわ」稼働等に伴う廃棄物収集運搬処理経費の見直し【■実施】	680,743	245,371
6ページ	3	46	道路照明灯のLED化【■実施】	43,095	31,487
8ページ	4	72	市立保育園の民営化等の推進【■実施】	178,845	98,320
9ページ	5	75	ふるさと納税の増強【■実施】	44,337	6,151
9ページ	5	76	企業誘致の促進【■実施】	315,671	0
9ページ	5	78	未利用、低利用資産の有効活用	95,936	894
9ページ	5	81	ごみ有料化による更なるごみ減量・リサイクル施策の推進【■実施】	174,518	77,391
11ページ	5	95	特別会計の見直し（国民健康保険事業）【□検討】	39,505	25,505
12ページ	5	102	地方公営企業の改革（水道会計）【□検討】	230,000	0
				2,164,603	546,239

## 6. 行動計画の公表について

木津川市行財政改革推進本部会議での決定、木津川市行財政改革推進委員会での報告を経て、「第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧（令和2年度末）」を市ホームページにて公表します。

No	大 革 小 項目	小 項目	行動計画項目	区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果																
																定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ													
																備考																
1	① 市民との 協働による まちづくり	市民協働の推進	■ 実施	市民、コミュニティ組織、NPO、企業等との連携・協働手法を調査・研究します。また、市民提案型事業支援制度である「ふるさと応援事業補助金」は、平成31(2019)年度に終了することから、市民参加に関する支援手法等を検討します。	学研企 画課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	ふるさと応援事業活動団体数(者・団体) 14 14 14							市民協働を実現するために、各団体との対話、信頼関係の構築を目指す。	ふるさと応援事業団体等の自主的に活動する人材との意見交換の仕組みづくりのため、メーリングリストを作成した。これを活用し、市からの情報提供や活動団体間での情報交換等がおこなわれた。なお、活動団体との意見交換会は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、アンケート方式により実施した。また、府地域交響プロジェクトを活用し、まちづくり活動を支援した。	※外部評価 (令和元年度) ※見直しに より効果額・ 合併算定替 数值を削除	B1	目標・ 指標の 設定な し	定性評 価のみ で判断	無												
2		大学との協働事業 の実施	● 集約	専門的な知見や新たな視点を持って地域貢献を進め る大学等との連携・協働事業を推進します。																												
3		奈良市との連携	■ 実施	奈良市と本市の持続可能なまちづくりのために締結し た「連携・協力に関する包括協定」に基づき、必要な 都市機能及び生活機能の効率的な確保を図るために の具体事業について、協議・調整を進め、具体的な連 携事業に取り組みます。												奈良市北部図書館の市民利用や大仏鉄道イベント連携事業等の 継続事業に加え、新たに奈良市北部図書館との電子図書の市民利 用や平城・相楽ニュータウンを中心としたタウン情報誌の発行に取 り組んだ。また、RPAに伴う情報推進に係る意見交換会を開催し、 奈良市との更なる連携強化を図った。	※主な指標 等、平成30 年度・令和元 年度数値を 修正	A	a	4	-											
R1-1																																
4	② 協働の 市政の 推進	高槻市との連携	■ 実施	高槻市と本市の持続的な発展と住民生活の向上の ために締結した「包括連携協定」に基づき、歴史文化 を通じた交流及び災害時の相互応援に係る事業につ いて、協議・調整を進め、連携事業に取り組みます。	学研企 画課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	高槻市との連携事業数(件) 3 0							新たな連携事業の促進等連携強化を図る。	安満遺跡公園全面開園式典の参加や高槻市しろあと歴史館での 文化財に関する講演会を予定していたが、新型コロナウイルスによ る各種イベント等が縮小・中止となつたため、実績はなし。	C1	f	1	-	コロナ の影響 あり												
5		都市公園等の市民 自主管理	■ 実施	多様な要望への対応や維持管理経費の縮減を目標 とした木津川市都市公園・緑地施設等市民自管理 活動支援要綱に基づく自管理活動を推進するた め、啓発・募集活動を行うとともに、活動団体の育成 や組織維持のための施策を検討します。																												
6		審議会等の公募委 員導入・透明性の 向上	● 集約	『木津川市審議会等の設置及び運営等に関する指 針』に基づき、審議会等の設置目的及び所掌事項を 考慮し、公募委員の導入及び会議の公開を推進しま す。	人事秘 書課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	公募委員を導入している審議会等の割合(%) 21 27 28							(集約項目のため、到達目標なし)	40審議会に対して公募委員の人数は23名(11審議会)となつて いる。多様な意見を市行政運営に反映するため、公募委員の積極的 な登用を推進する府内文書の発出や、実態調査を実施した。今後 も適切な運用を図るよう指導・周知を継続していく。	-	-	-	-	-												
7		広報・ホームページ の充実	■ 実施	市の計画や条例を、案段階で公表し、これに対する 意見等を考慮しながら決定する「パブリックコメント制 度」を推進します。また、府内における定期的な制度 の周知や、対象事業のチェック等に取り組みます。	学研企 画課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	パブリックコメント実施件数(件) 4 7 7							(集約項目のため、到達目標なし)	市の重要な計画・戦略について、パブリックコメントを実施した。 ①木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例(意見 数13件)、②第9次木津川市高齢者福祉計画・第8期木津川市介護 保険事業計画(意見数17件)、③第2次木津川市都市計画マスター プラン(意見数66件)、④第2次木津川市男女共同参画計画(意見 数10件)、⑤第6期木津川市障害福祉計画・第2期木津川市障害児 福祉計画(意見数14件)、⑥木津川市空地の除草等に関する条例 (意見数16件)、⑦第2次木津川市環境基本計画(意見数20件)	-	-	-	-	-												
8		市民説明会・ワー クショップ等の実 施	● 集約	市民と行政が、まちづくりのビジョンや施策などの情 報を共有し対話できる環境づくりや、市民に市の状況 をわかりやすく伝えるため、必要に応じて市民説明会 やワークショップ等を実施します。	学研企 画課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	市民説明会及びワークショップ実施回数(回) 11 10 29							(集約項目のため、到達目標なし)	『木津川市ウェブアクセシビリティ方針』に基づきアクセシビリティに 配慮したホームページを構築するため、日々の更新・承認作業時に アクセシビリティチェックを行つた。3月には職員研修用の動画作成 を委託業者に依頼し、作成を行つた。新型コロナウイルス感染症開 連情報へのアクセス増加により、前年度に比べアクセス件数が大幅 に増加した。	B1	a	4	無	-												
9		行財政改革取組情 報の発信	■ 実施	市民に対して、広報・ホームページ等を活用しなが ら、広く行財政改革の取組み情報を発信します。	行財政 改革推 進室	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	市民向け情報発信回数(回) 13 10 12						行財政改革に関する取組み等の情報発信充実	広報きづがわ:①4月号「令和2年度外部評価結果報告」、②7月号 「公募委員就任」、③10月号「施設類型別個別施設計画(第1期)、 第3次木津川市行財政改革行動計画」進捗状況 HP:①～④行革委員会の結果(第1回～第4回)、⑤第3次行革行動 計画進捗状況、⑥執行目標R1年度達成状況、⑦執行目標R2年度 項目設定、⑧R2年度事務事業評価、⑨地方行政サービス改革に 関する取組状況等 計9回 ※軽微な文言修正による更新は含めな い。 府内職員:行革通信(No.18～No.20)	B1	a	4	-	-													

No	大 革 小 項目	小 項目	行動計画項目	区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果			
																定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ
10	① 人材育成の推進と職員・組織の意識改革	計画に基づく職員研修の実施	■ 実施	職員の企画、調整、管理能力と生産性の向上のため、人材育成の観点に立った研修計画を策定します。また、これに基づき各種研修等を計画的に実施します。	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	B B B 職員研修実施回数(回) 81 93 64						職員研修計画に基づく研修の実施	新型コロナウイルスの影響により、研修の実施回数が減少したが、eラーニング、リモートラーニング等の新たな研修方法を実施するところが出来た。	B2	目標・指標の設定なし 定性評価のみで判断	-	コロナの影響あり	
11																			
12																			
13		組織改革	組織体制の見直し	■ 実施	文書例規事務の適正化及び効率化	■ 実施	文書例規事務の適正化及び効率化を図るために例規立案等マニュアルを作成・更新します。また、文書主任を中心とした研修会等の開催など文書・例規事務に精通した人材を育成することで法制執務能力の向上及びコンプライアンス体制の推進に取り組みます。	総務課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	A B C 研修会等実施回数(回) 8 8 2				文書主任研修、文書基礎研修、法制執務研修、マイナンバー制度に係る研修及び管理職研修を開催し、文書事務、法制執務及び各制度に対する職員の意識向上を図ることを目指す。	新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、対面式の研修は全て中止したが、オンライン研修による法制執務基礎研修(1回)及びマイナンバー制度に係る研修(1回)を実施し、法制執務及びマイナンバー制度に対する職員の意識向上を図ることができた。	B2	f 2	-	コロナの影響あり
14																			
R1-2	② 行財政運営体制の改革	定員管理の適正化	定員適正化計画の策定	終了	今後の行政需要の動向等を勘案しながら、職員数を抑制する方向性のもと、新たな定員適正化計画を策定します。また、策定後は、計画に応じた職員数の適正化及び行政需要の変化、IT化、民間委託、事務事業の共同化の状況等を反映した計画の定期的な見直しに取り組みます。	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	○⇒ ○ C A					効果的かつ効率的な組織機構の構築を目指す。	限られた厳しい財政状況のもと、効果的かつ効率的な組織機構の構築を目指し、各事業の進捗状況等に応じた簡素な組織機構を目指し、加茂支所・山城支所を市民部市民課に再編した。また、交通安全・防犯灯の事務を総務課から危機管理課に移管、空家対策の事務を都市計画課に一元化した。	B1	評価なし 定性評価のみで判断	-	定量評価対象外	
15																			
R2-1		③ 総人件費の抑制	定員適正化計画の推進	■ 実施	最小の職員数により最大の行政効果が發揮できるよう、将来の職員数の目標を定めた第3次木津川市定員適正化計画に基づき定員管理の適正化に取り組みます。また、計画に応じた職員数の適正化及び行政需要の変化、IT化、民間委託、事務事業の共同化等の状況を反映した計画の定期的な見直しを行います。	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	A B 定員適正化計画対象職員人件費(時間外手当除外) 3,775,526 3,639,590					22,580 定員適正化計画に基づく4月1日時点の職員数480人	【取組結果】 【取組結果】 第3次定員適正化計画策定に伴い取組を終了。R1-2定員適正化計画の推進へ取組を移行。 ※外部評価(令和2年度) ※取組終了	B2	b 3	-		
16																			
17			会計年度任用職員の導入	終了	地方公務員法及び地方自治法の改正により、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しを行い、会計年度任用職員制度に移行します。	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ ○ B B					【取組結果】 【取組結果】 関係例規の整備等を行い、取組を終了。R2-1会計年度任用職員の適正任用と管理へ取組を移行。 ※取組終了	B1	評価なし 定性評価のみで判断	-			
R2-1																			
18			会計年度任用職員の適正任用と管理	■ 実施	令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことに伴い、会計年度任用職員の適正な人員配置により総人件費の抑制に努めるとともに、正規職員と同様、人事評価を実施し、適正な運用を図る	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	B 会計年度任用職員人件費(千円) 1,165,071					制度の適正運用に向けた人事評価実施要綱の制定	今年度より会計年度任用職員制度の運用開始した。また、会計年度任用職員の人事評価実施要綱を制定し人事評価を行った。配置について各所属のヒアリングを実施し、人員配置数や勤務時間の精査を行った。 ※R3年度より効果額・対策額の発現	B1	目標・指標の設定なし 定性評価のみで判断	-		
16																			
17			給与制度・水準の適正な運用	■ 実施	官民格差を是正した適正な給与水準を維持するため、毎年度検討を行い、必要に応じて条例改正案の上程等の措置を講じます。また、毎年度、人事行政運営等の状況(福利厚生事業を含む。)を公開します。	人事秘書課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	A A B 給与関係例規の整備回数(回) 1 1 1				204,431 人事院勧告に伴う適正な給与水準の検討、人事行政運営等の公表、給与特例減額措置の実施。	人事院勧告に準拠して、賞与支給月のO.05月の引き下げを実施した。前年度に引き続き、給与特例減額措置を実施した。	B1	目標・指標の設定なし 定性評価のみで判断	-			
18																			

#### ■第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧（令和2年度末）

評価[S:特に良好に進捗、A:良好に進捗、B:概ね進捗、C:進捗に課題あり]

### 【資料1-2】

No	大 革 小 項目 No	重点改 小 項目 No	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果						
															定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ			
備考																					
27	事務事 業の見 直し	職員駐車場使用料 の見直し	終了	職員駐車場として新たに活用する土地の追加も含め、その借地料や維持管理経費等を利用者(職員)で負担するよう、職員駐車場使用料の見直しを行います。	人事秘 書課	検討年度						11,995	【取組結果】 適正な職員駐車場の維持管理に努めた。また、R2年度からの会計年度任用職員については、所定の要件を満たす場合、月額1,000円を徴収するよう見直しを行った。当面の間、現行どおりの徴収体系とする。	※取組終了	A a 4 無						
28			■ 実施	コミュニティバス実証運行事業について、令和2年3月策定の第2次木津川市地域公共交通網形成計画に基づき、コミュニティバスに対する利用促進施策等の展開を図ることで、令和6(2024)年度の目標指標達成の目指すとともに、地域公共交通総合連携協議会において路線や運行ダイヤ及び運行形態についての検討を行う。		検討年度															
29		観光振興事業の見 直し	■ 実施	観光振興における課題を整理し、関係団体と相互に連携し、ターゲットに基づいた観光施策を展開します。	観光商 工課	評価	B	B	B				木津川市地域公共交通総合連携協議会を開催し、利用しやすく満足度の高い持続可能な公共交通づくりについて協議をした。また、コミュニティバスの利用促進策として、公共交通によりでの情報発信や1日フリー乗車券の販売に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてコミュニティバスの抗菌コーティングを行った。								
30			終了	開設から25年が経過し、設備等の老朽化や農園の維持管理を現状の経費で実施していくことが困難なため廃止を決定。同事業については、民間で開設することも可能なことから市の遊休農地対策の一環として、民間での開設支援を実施します。		農政課	評価	A	B	B											
31		公用車の適正配置	■ 実施	本庁公用車の稼働率を55%へ引き上げるため、本庁公用車の稼働率が40%未満又は出先機関の稼働率30%未満の公用車配置を廃止し、稼働率及び業務内容等を考慮しながら公用車適正台数について検討します。また、中型バス(40人乗)を購入した後、経年劣化の状態に応じてマイクロバス(24人乗、28人乗)1台を減車します。	総務課	評価	B	A	A			1,172	【取組結果】 ふれあい農園2か所を廃止、原状復旧を行った上で、土地所有者へ返還し、地域の担い手に利用集積計画により集積し取組を終了。	※取組終了	- - - - -						
32			終了	支所の体制縮小化に合わせた管理運営の効率化を図るため、平成30年9月をもって両支所における時間外の宿直を廃止すると同時に、機械警備業務についても見直します。また、ビジネスフォンの導入や、平成31(2019)年度に向けた加茂支所庁舎周辺の清掃業務の見直し、加茂支所庁舎の改修についての検討に取り組みます。		評価	B	B	B												
33		執務室複合機によ る印刷費用の削減	■ 実施	職員に対する啓発を行い、不要な印刷(特にカラー印刷)を抑制することにより、コピー料金の削減に取り組み、平成29年度対比でカラー印刷20%(598千円)減、モノクロその他印刷5%(248千円)減を目指します。	総務課	評価	A	A	A				9,550	【取組結果】 修繕費の増加が見込まれる経年劣化の進んだ車両6台を廃車し、4台を購入した。また、学校給食センターでの利用が不可となったパネルパン1台を代替車両として配置した。							
34			□ 検討	選挙事務の効率化及び執行経費の削減のため、選挙人の投票機会の確保及び利便性の向上を図りつつ、期日前投票所設置期間・時間等の見直しを引き続き検討します。		評価	A	B	B												
35		庁舎管理事業費の 見直し	終了	庁舎管理事業費の適正化及び効率化を図るため、ダイヤルインの活用等による電話交換手の勤務体制の見直しや、来庁者用駐車場の管理適正化(目的外利用者の排除、有料ゲート化、借地の返却等)に取り組みます。	総務課	評価	B	B					18,937	【取組結果】 加茂支所外壁等改修工事により、加茂支所施設老朽化により緊急修繕を複数回行ったことにより、修繕費用の支出が前年度と比較して増加した。今後も施設運営の効率化を図りながら適正管理に努める。	※取組終了	B1 d 3 無					
36			終了	市内約8,500灯ある防犯灯をLED化します。		評価	A	A													

## ■第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧（令和2年度末）

評価[S:特に良好に進捗、A:良好に進捗、B:概ね進捗、C:進捗に課題あり]

### 【資料1-2】

No	大 革 小 小項目	No	重点改 小 小項目	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果					
																定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ 備考		
46	① 事務事業の見直し	① 事務事業の見直し	道路照明のLED化	実施	道路照明のLED化を実施し、電気代の削減を図ります。	管理課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 合併算定替(千円)	○⇒ C 道路照明灯電気料金(千円) 38,891 11,608 11,608	○ A S 27,283 7,404 31,487 19,879				43,095	令和2年6月30日までに残りの487灯をLED照明にする。(全灯数2126灯)	市内全道路照明灯のLED化を完了し、前年度比約2,000万円の電気代削減が達成できた。		A	a	4	有	インセンティブ加算によりA⇒S評価へ
47								B 1	目標・指標の設定なし	定性評価のみで判断	無										
48			チャレンジ学習事業の廃止	終了	中学生を対象に補修学習を実施し、英語検定・漢字検定・数学検定の各種検定に取り組む事業であったが、学校の先生による対応で、平成28・29年度事業実績がなかったことから、平成30年度から廃止します。	学校教育課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 合併算定替(千円)					450		【取組結果】事業廃止に伴い、取組を終了。	※取組終了	—	—	—	—		
49								B 2	b	3	—	コロナの影響あり									
50			業務委託、印刷製本及び負担金等の見直し(幼稚園事業費)	終了	園の業務で業者委託となっている内容を見直し、園内で対応することで、委託等の経費の削減を図ります。	こども宝課(各幼稚園)	検討年度 評価 主な指標等 効果額 合併算定替(千円)					20,637	経常経費の決算ベースで前年度より3%削減を目指す。	令和2年度コロナ対策補助事業により実決算額313,246千円となり前年度より36,752千円増額しているものの、増額の要因は臨時的な支出(コロナ対策補助事業費:41,862千円)によるものであった。経常的な管理費については271,384千円と前年度比5,110千円減となつたが、これは4~5月の学校休校やプール授業の中止などコロナの影響が考えられる。							
51								※取組終了	—	—	—										
52			図書館運営の見直し	実施	図書館運営のあり方を見直し、移動図書館車の平成30年度末廃止に向けた検討を進めます。	社会教育課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 合併算定替(千円)	○ A 90 108 108				280		【取組結果】研修会参加内容精査などに伴い、取組を終了。No.74公立幼稚園の民営化及びこども園化等の検討に取組を移行。	※取組終了	—	—	—	—		
53								※取組終了	—	—	—										
54			文化財整理保管センター管理委託の見直し	終了	文化財整理保管センターと文化財整理保管センター分室(くにのみや学習館)の維持管理については、それぞれ、南加茂台シルバーカラーラと瓶原まちづくり協議会に委託しています。この内、文化財整理保管センターについては、利用者が減少していることから、文化財保護課が直接維持管理することを検討します。	文化財保護課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 合併算定替(千円)	⇒ B 1,960 397 397	⇒ B 0 1,960 1,563			4,317		【取組結果】移動図書館を廃止、車両の公売完了に伴い、取組を終了。	※取組終了	—	—	—	—		
55								B 1	b	4	—	コロナの影響あり									

No	大 改 革 項目 No	小 項 目 No	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30 (H31)	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果			
															定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ
																	備考	
56	① 事務事業の見直し	会議録印刷製本の見直し	終了	議会本会議(定例会及び臨時会)における会議録を、今まで議員全員(22名)に配布していたが、各会派(6会派)への配布に変更し、印刷製本費の削減に取り組みます。	議会事務局	検討年度 評価 A 主な指標等 会議録作成経費(千円) 523	1,584						【取組結果】 会議録(別本)の配布先変更に伴い、取組を終了。	※取組終了	-	-	-	-
H30-1																		
H30-2		リサイクル研修ステーションの見直し	終了	平成30年9月にリサイクル研修ステーションを廃止するとともに、関連事業等の内容を見直します。	まち美化推進課	検討年度 評価 A A B 主な指標等 リサイクル研修ステーション管理運営事業費(千円) 5,508	11,577						【取組結果】 木津川市こどもエコクラブ事業として、活動体験等6回実施した。平成30年度にリサイクル研修ステーションの廃止を完了し、木津川市こどもエコクラブ事業をまち美化推進課にて円滑に実施できる体制を構築できたことで、取組を終了。	※取組終了	B1	目標・指標の設定なし	定性評価のみで判断	-
57																		
58	② 補助金等・団体支援の見直し	商工会補助金の見直し	□ 検討	商工会の業務と補助金のあり方について検討し、業務の空洞化を招かないよう留意した補助金の削減に取り組みます。	観光商工課	検討年度 評価 B A B 主な指標等 指定管理料(千円) 7,000	8,000					【取組結果】 商工会との協議で補助金の減額について検討した。引き続き、定期的な商工会との情報交換会を通じ、補助金のあり方についてヒアリング・効果的な市内商工業の振興に向けた協議を行う。	※取組終了	B1	-	定性評価のみで判断	-	
59																		
60		実行組合活動補助金の見直し	■ 実施	合併前の旧3町で実行組合の活動内容に差があり、合併後に業務内容については整理されたが、補助金については経過措置を設けて現在調整中。2022年度を目途に整理できる見込み。	農政課	検討年度 評価 A A A 主な指標等 農家実行組合補助金額(千円) 407	217				【取組結果】 令和2年度についても木津地域の実行組合補助金について一定割合の削減に努めた。 (均等割 7,200円⇒5,700円、戸数割 72円⇒57円)	※取組終了	B1	a	4	無		
61																		
62		行政地域制度関連補助金の見直し	終了	地域活動支援交付金について、平成31(2019)年度改正にむけて、交付金額及び交付対象事業の見直しを検討します。集会所整備等事業補助金について、平成31(2019)年度改正にむけて、補助金対象事業の見直し、補助金対象事業費の下限額の設定等を検討します。	総務課	検討年度 評価 B B A 主な指標等 地域活動支援交付金額(千円) 14,162	6,043				【取組結果】 地域活動支援交付金について、今年度から見直し後の単価を適用する。	※取組終了	B1	a	4	無		
63																		
64	③ 外郭団体の見直し	自主防災組織等活動助成金の見直し	終了	災害発生の際にその機能を十分に発揮できるよう自主防災組織等の活動の促進を図るため、各自主防災組織に対し助成金を交付しているが、持続可能な助成事業を継続させるため、段階的に助成金の見直しを実施します。	危機管理課	検討年度 評価 B A 主な指標等 助成金支出額(千円) 2,077	1,854			【取組結果】 平成30年度、令和元年度の2か年で段階的に助成金を見直したことに伴い、取組を終了。	※取組終了	B1	-	定性評価のみで判断	-			
65																		
66																		
67	④ その他	福祉医療費(障害者)助成事業の見直し	□ 検討	福祉医療費(障害者)助成制度について、市上乗せ分の支給対象範囲や所得基準のあり方を検討します。	国保年金課	検討年度 評価 B B B 主な指標等 府基準超過対象者数(H31条例改正施行時)×一人あたり平均医療費(H30) 1,982	5,379			【取組結果】 市独自上乗せによる支給対象要件(身体障害者手帳3級、療育手帳B判定所持者)のあり方についての方針決定。	※R3年度からは、区分を「■実施」に変更	B1	-	定性評価のみで判断	-			
68																		
69	⑤ その他	重度心身障害老人健康管理事業の見直し	□ 検討	重度心身障害老人健康管理事業について、市上乗せ分の支給対象範囲や所得基準のあり方を検討します。	国保年金課	検討年度 評価 B B B 主な指標等 府基準超過対象者数(H31要綱改正施行時)×一人あたりの平均医療費(H30) 319	1,086		【取組結果】 市独自上乗せによる支給対象要件(身体障害者手帳3級、療育手帳B判定所持者)のあり方についての方針決定。	※R3年度からは、区分を「■実施」に変更	B1	-	定性評価のみで判断	-				
70																		
71	⑥ その他	外郭団体の見直し(社会福祉協議会)	■ 実施	市と社会福祉協議会との関係のあり方について整理し、今後の方向性・改善案を検討します。また、法人監査を実施するとともに、委託料・補助金の適正化、経営改善の支援策などについて引き続き協議を行います。	社会福祉課	検討年度 評価 B B B 主な指標等 人件費補助等関連事業費(千円) 59,377	0		【取組結果】 社会福祉協議会との関係について整理し、委託料・補助金の適正化を図る。	※外部評価(令和元年度)	B1	c	3	無				
72																		

## ■第3次木津川市行財政改革行動計画項目一覧（令和2年度末）

評価[S:特に良好に進捗、A:良好に進捗、B:概ね進捗、C:進捗に課題あり]

【資料1-2】

No	大 革 小 項目	小 項目	行動計画項目	区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果				
																定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ	
																	備考			
64	3 事務事 業の見 直し	③外郭団 体の見 直し	外郭団体の見直し (シルバー人材セ ンター)	■ 実施	市とシルバー人材センターとの関係のあり方について整理し、今後の方向性・改善案を検討します。また、これに基づき、補助金等の適正化、経営改善の支援策などについて協議を行います。	高齢介護課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	○ A シルバー人材センター事業補助金(千円) 11,210 H30年度補助金額－当該年度補助金額 3,737 3,737 0	7,474	新型コロナ感染拡大の影響下において、シルバー人材センター事業の契約金額、就業延人員が落ち込み、令和2年度決算収支が約100万円の赤字となった。コロナの影響が長引くと経営状況の更なる悪化を招く恐れがあるため、補助金の見直しについては見送ることとした。 今後も経営状況等を注視するなかで、経営改善に向けた支援のあり方について検討していく。		B1	d	3	無	コロナ の影響 あり				
65			外郭団体の見直し (公園都市緑化協 会)	□ 検討	市内の緑化推進を図るため、木津川市公園都市緑化協会の事業内容を精査し、今後の方向性・改善案を検討します。	管理課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	⇒ B B B	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		外郭団体の理事、及び評議員として事業内容の精査を行うことにより、今後も健全な運営に向けた指導監督を行っていく。		B1	—	定性評 価のみ で判断	—				
66			外郭団体の見直し (緑と文化・ス ポーツ振興事業 団)	□ 検討	市と緑と文化・スポーツ振興事業団のあり方について整理し、今後の方向性等を検討します。	社会教 育課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	⇒ B B B	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		公益財団法人としての事業内容を精査し、経営改善に向け、事業の見直しと決算の分析を行う。		B2	—	定性評 価のみ で判断	—	コロナ の影響 あり			
67	①公共施 設のマネ ジメント	公共施設のマネ ジメント	■ 実施	平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づく施設類型別の個別施設計画を策定し、計画期間における当初10年間で対策が必要な施設ごとに長寿命化、集約化・複合化、廃止といった方針を定め、計画の実行・推進によって財政負担の軽減を図ります。	財政課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	○ B A B 公共施設の年度別削減延床面積(㎡) 1,112 △ 2,888		991	計画に基づく延床面積削減件数4件、長寿命化実施件数3件	令和2年度について以下の取り組みを実施した。 (取組内容):①小谷児童館解体・跡地整備、②小谷下教育集会所解体・跡地整備、③市営住宅南河原団地2棟解体、④城山台小学校第二校舎北棟増築、⑤加茂支所庁舎改修、⑥中央交流会館改修、⑦山城町森林公園管理棟・宿泊棟等改修 ※廃止・複合化・新増築等は延床面積影響件数、長寿命化等改修は一定完了分のみカウント		B1	目標・ 指標の 設定な し	定性評 価のみ で判断	—				
68		加茂人権センターの改修及び小谷児童館の複合化、小谷下教育集会所の撤去解体及び跡地利用(2019[H31]年度)、小谷児童館・小谷下教育集会所の撤去解体及び跡地利用(2020[H32]年度)について、担当課・府内関係部署及び京都府との連携調整、利用者・地元等への説明・協議を総合的に進めます。	終了		人権推 進課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	⇒ A A B (H29年度－当該年度)関連事業費	⇒ ○	2,925	小谷児童館及び小谷下教育集会所の解体撤去及び跡地整備	【取組結果】震災診断によって対策が必要とされた小谷児童館を加茂人権センターに移転し、旧小谷児童館の解体撤去を行い、跡地に東屋や多目的トイレ等を備えた都市公園を整備した。また、小谷下教育集会所を解体撤去し、跡地を加茂人権センター・小谷児童館の駐車場として整備したことにより、取組を終了。		※取組終了	B1	—	定性評 価のみ で判断	—			
69		市営住宅の長寿命化計画の策定・実施	■ 実施	計画修繕として、修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、市営住宅の効用を維持し、長期的に活用するとともに、質の向上のための個別改善を行います。また、空家の市営住宅については、できるだけ速やかに解体・用途廃止を行います。	施設整 備課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	改善事業の実施回数(回) 1 1 0		243	木津川市営住宅ストック総合活用(長寿命化)計画において、用途廃止と判定された住宅のうち、空き家となっている物件を速やかに解体する。	用紙廃止と判定された住宅のうち、空き家となっていた南河原団地の2戸を解体し、用途を廃止した。			A	a	4	無			
70		道路・橋梁の長寿命化計画の更新と推進	■ 実施	現在の「道路舗装修繕計画」並びに「橋梁長寿命化計画」を更新し、計画どおりの修繕を推進します。	管理課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	B B B 補修橋りょう数(橋) 1 1 1			道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づく修繕の実施	橋梁定期点検(一般橋梁108橋、横断歩道橋1橋、トンネル4箇所)解放橋補修工事に着手し市施工分完了、JR施工分をR3年度へ繰越。R1年度からの繰越である大阪橋補修工事(その2)を完了。木109門扉曾根山線舗装工事(L=190m, A=844m <sup>2</sup> )完了。III判定橋梁4橋の補修設計を繰越した。			B1	c	3	—			
71	4 公共施 設の総 合管理	指定管理者評価制度の推進	● 集約	「指定管理者制度の採用と指定に関する指針」に基づくモニタリング調査や利用者アンケート等の状況と、業務改善指示への対応等を確認しながら、制度の推進を図ります。	行財政 改革推 進室	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)				(集約項目のため、到達目標なし)	計画的な実地調査を促すため、実施計画の報告を求めるとともに、適切な進捗管理に努めた結果、全指定管理施設において指針に基づく年2回のモニタリング及び年1回のアンケート調査が実施できた。モニタリング調査では、各施設管理に係る指導を行うとともに、一部施設における不履行が認められる業務に対し、業務改善を指示した。引き続き、公の施設の適正な管理を期するため、所管課との連携により進捗管理を行っていく。			—	—	—	—			
72		市立保育園の民営化等の推進	■ 実施	木津川市公立保育所民営化等実施計画に基づく、1期計画の民営化等を実施します(児童保育園・木津川台保育園・相楽台保育園・木津保育園分園・やましろ保育園分園)。また、2021年度に1期の検証を行います。	こども宝 課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)		対象保育所運営事業費(経常経費)一般財源額(千円) 297,832 217,307 199,512		178,845	今後の教育・保育の利用見込量と児童教育・保育の無償化等を踏まえた公立保育所民営化等実施計画の検証	令和2年度は公立保育所民営化等実施計画のⅠ期4年間の対象期間となり、計画どおり令和2年4月1日から木津川台保育園の民営化及びやましろ保育園分園の本園統廃合、子育て支援センターへの機能変更を行ふことができた。なお、公立保育所民営化等実施計画の検証を前倒して実施することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大によって保育所運営に大きな影響を与えたことで、今後の保育の見込み量の予測が困難となり、予定どおり令和3年度に検証を行うこととした。このため、今後の中間検証やⅡ期計画期間にむけた未就学児の状況等について動向把握・分析を行い、教育委員会議、子ども・子育て会議で報告を行うとともに令和3年度の検証期間に向けた準備を進めた。			B1	a	4	有	インセ ンティ ブ加算 により A⇒S 評価へ	
73		放課後児童クラブの運営方法の検討	□ 検討	公立児童クラブの運営に係る指定管理制度等の検討を行い、事務軽減や人件費の削減を図ります。	学校教 育課	検討年度 評価 主な指標等 効果額 (千円)	⇒ ○⇒ ⇒ ⇒ ○			指定管理制度導入については大幅なコストとなる試算結果であったため、当面の間、直営方式においてコスト削減を行い、業務効率化を図りながら、木津川市の実情に応じた児童クラブの運営手法について見直す。	城山台2号館及び会計年度任用職員制度の運用開始により、業務委託の検討は進まなかったが、①臨時休校時等における小学校既存施設の活用による児童受け入れ体制の確保、②児童クラブにおける事務の効率化(事務作業の電子化、インターネット回線導入)、③学校教育課における児童クラブ関連事務の効率化(RPA導入、事務作業の電子化・自動化)、④「待機児童0」の継続などの事務等の改善を行った。現状での課題を整理し、放課後児童クラブの市が目指すべき姿を明確にしたうえで、近年の再任用制度や定年延長による人材活用にも留意し、他の運営手法について検討を行い、令和4年度での方針決定を目指す。			B2	—	定性評 価のみ で判断	—			

No	大 改 革 項目 No	小 項 目 No	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果						
															定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ			
																	備考				
74	4	公共施設の総合管理	②	公共施設の民営化、民間委託	公立幼稚園の民営化及びこども園化等の検討	□検討	公立幼稚園の再編及び民営化、認定こども園移行等について検討します。	こども室課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ B ふるさと納税寄附件数(件)	⇒ B 484	⇒ B 1,107	○ 当該年度のふるさと応援寄附額-必要経費 (千円)	4,114	市民サービス向上にむけた公立幼稚園のあり方検討。	引き続き事例研究・調査等、検討を行った。		B2	-	定性評価のみで判断	-
75				ふるさと納税の増強	■実施	ふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス)による申込みや、クレジット納税に引き続き取り組むとともに、魅力ある地域特産物などの記念品を強化し、ふるさと納税の充実に向けた効果的な取り組みの調査研究を進めます。また、記念品送付や事業者への発注業務を委託することで、経費の削減を図ります。	学研企画課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ A ふるさと納税寄附件数(件)	⇒ A 595	⇒ S 1,107	44,337	寄附件数の増加に向けて、新たなポータルサイトの追加や基準に沿ったパンフレット作成をおこなう。	新たにふるさと納税の記念品を増加したことや、ふるさと納税パンフレット紹介を作成により、地域の魅力発信に努めた。また、「セゾンのふるさと納税」をポータルサイトとして追加し、デジタルマーケティングの強化、ポータルサイトとの連携を図り、記念品の見直しやニーズに合わせた記念品の発掘に努めた。その成果もあり、寄附件数を大幅に増やすことができた。		S	a	5	無		
R1-5				企業版ふるさと納税・ガバメントクラウドファンディングの活用	■実施	企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングを活用し、木津川市が行う地方創生の取り組みに対し、寄附を募り事業展開を図ります。	学研企画課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	○ B 寄附金額(千円)	⇒ A 3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	国から「地域再生計画」の認定を受け、「企業版ふるさと納税」の取り組みを行つ。	「企業版ふるさと納税制度」を「地方創生」への取り組みに活用するための「地域再生計画」を作成し、国の認定を受けた。そのうえで、企業に対して本市の「地方創生」への取り組みを説明し、賛同を得ることが出来た。制度開始の年であったが、1企業から寄附を得ることが出来た。		B1	a	4	無
76				企業誘致の促進	■実施	地域経済の活性化及び雇用の創出による市税収入の向上のため、企業誘致活動を推進します。また、既に立地している企業のサポートを行うことで事業拡大を促し、増設を支援します。	観光商工課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	B 新規及び増設操業開始企業数(社)	B 1	B 5	A 4	315,671	誘致決定企業について、2件以上の新規操業開始を目指す。	関係機関等と連携し、市内事業用地をPRした結果、1件の新規事業用地取得(誘致)を実現した。誘致決定企業の新規操業開始に向け支援を行ったところ、5件の操業開始となった。引き続き、積極的なサポートに努めながら、新規誘致案件の獲得と早期操業の実現を目指す。	※効果額算定式を修正	B1	a	4	-	
77				森林公園施設の維持管理経費の見直し	□検討	「山城町森林公園」の継続的かつ安定的な運営を行うため、施設の維持管理費用を市の一般財源に頼ることなく、受益者負担や国の森林環境税、府の豊かな森を育てる府民税等を活用できるよう検討します。	農政課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ B 新規及び増設操業開始企業数(社)	⇒ B 1	⇒ B 0	⇒ A 1			施設の長寿命化と使用料の見直しを実施。	山城町森林公園の休養施設や宿泊施設の長寿命化を図るため、国の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用した施設改修と、今後の誘客促進として、ウェブサイトの更新や地域の魅力的なコンテンツの検討を行った。また、施設改修に併せて料金体系の見直しを行い、令和2年6月議会に条例改正案を上程し、一定の周知期間の後、令和3年1月から新たな料金体系とした。今後は、ウィズコロナ・アフターコロナでも3密回避ができる開放型ツーリズムとして、キャンプ場が脚光を浴びてることから、集客に向けたソフト事業を展開していく。		A	-	定性評価のみで判断	-
78	5	行財政システムの確立	①	歳入の確保と歳出の抑制	■実施	利用計画のない市有財産(土地、備品)のうち、売却が見込めるものについては入札等による売払いを進めます。また、事業予定地や売却予定地の短期賃付、行政財産の有料広告募集など、収入確保に向けてさまざまな取組を進めます。	財政課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ B 市有財産活用による収入件数(件)	⇒ B 1	⇒ B 0	⇒ A 1	95,936	使用終了の公用車の売払い14台、未利用低利用市有地の売払い4件	公用車12台(バス3台、給食配送車4台、普通乗用車2台、小型貨物車、軽貨物車、消防車両)をインターネット売払いシステムを利用して売払いを行った。また、売払いを実施しても入札参加がなく低利用のままとなっている木津川原田所在土地開発基金保有地の貸付実施に向けた検討を進め、令和3年4月以降の借受者を募集し、貸付を実行した。		B2	目標・指標の設定なし	定性評価のみで判断	-	
79				使用料等の適正化	□検討	2019(H31)年10月実施予定の消費税10%への対応も含め、全庁的に適正な受益者負担の設定に向けた検討を行います。	行財政改革推進室	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	⇒ B 新規及増設操業開始企業数(社)	⇒ B 1	⇒ C 1	⇒ C 0		令和元年度での検討結果を踏まえた見直し方針の決定	令和元年度での検討結果を踏まえ、令和2年度での方針決定を目指したが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、世界的に社会経済情勢の悪化が見込まれる中にあっては、市民生活への影響を考慮し、やむを得ず検討を中断した。今後、適切な時期を見極め取り組んでいく。	※検討年度を変更	C1	-	定性評価のみで判断	-	コロナの影響あり
80				有料広告等による自主財源の確保	●集約	各課が実施した有料広告等の取り組み(行動計画設定項目を除く)を集約し、財政効果額(見込み)を算出します。	行財政改革推進室	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	新規及有料広告導入件数(件)	1	1	0	1,889	(集約項目のため、到達目標なし)	コミュニティバスのバス停を対象としたネーミングライツの募集を地域公共交通によりを通じて実施したが、応募がなかった。市内立地企業への営業活動についても新型コロナウイルス感染拡大の影響から、計画どおり進めることができなかった。新たな有料広告等の導入に向け、引き続き情報収集に努める。		-	-	-	-	コロナの影響あり
81				ごみ有料化による更なるごみ減量・リサイクル施策の推進	■実施	ごみ有料化の実施により、市民がごみ減量に関心を持ち、経済的インセンティブの働きにより3Rの推進、ごみの発生抑制などごみ減量に向けた実践行動を促します。また、ごみ有料化で得られた収入の一部をごみ減量・リサイクル施策に活用することで更なるごみの減量、リサイクル施策の推進に取り組みます。	まち美化推進課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	家庭系可燃ごみ排出量(g/人・日)	B 405	A 384	B 397	174,518	広報等によりごみの減量化推進を周知するとともに、ごみ発生抑制等のごみ減量に向けた実践行動を促す。	広報誌を活用したごみ減量化推進の周知等を行ったが、新型コロナウイルスの影響によりステイホームが求められた結果、一人当たりの家庭ごみ排出量が増加した。		B1	c	3	無	コロナの影響あり
82				庁舎等の省エネ対策の推進	■実施	「木津川市地球温暖化対策実行計画」に基づき、各種の省エネ対策を推進します。そのため、定期的な周知、職員研修の実施、状況の集約・公表等に取り組みます。	まち美化推進課	検討年度 評価 主な指標等 効果額(千円)	温室効果ガス総排出量削減率[2013年度比](%)	A 7	A 22	温室効果ガス総排出量削減率[2013年度比](%)	7	市の事務・事業による温室効果ガス総排出量の前年度比減	令和2年度の木津川市の事務事業による温室効果ガスの排出量を算定するため、庁内調査を実施している。調査結果をとりまとめ次第、算定した総排出量について市HPで公開を予定している。	※未評価(後日実施)					未評価

No	大 改 革 項目 No	小 項 目 No	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果				
															定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ 備考	
83	① 歳入の確保と歳出の抑制  ② 行財政システムの確立	5	H30-3	保育所等利用者負担額の見直し	□ 検討	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	C1	-	定性評価のみで判断	-	
84				総合がん検診の見直し	終了											B2	評価なし	定性評価のみで判断	-
85				市道への有料広告の導入	終了														
86				幼稚園バス使用料の見直し	□ 検討											C1	-	定性評価のみで判断	-
87				公民館講座（受益者負担）の見直し	□ 検討														
H30-4				本庁舎駐車場と加茂駅前駐車場を民間会社のノウハウを活かして運営することにより、来庁者の利便性を図り、適正且つ効率的な運営管理を行います。	終了											B1	c	3	無 コロナの影響あり
H30-5				有料広告付き窓口番号案内システムの導入	終了														
H30-6				木津駅東側市有地の貸付による活用	終了											85	-	-	-
R2-4				デジタルマーケティングの推進	□ 検討														
88				入札・契約制度の適正運用	● 集約											B2	-	定性評価のみで判断	-
89				未利用、低利用資産の有効活用	加茂プール跡地の利活用	終了													

No	大 改 革 項目 No	小 項 目 No	行動計画項目 区分	行動計画項目内容	所管 部局	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	効果額 (実績累計) (千円)	(令和2年度) 到達目標	(令和2年度) 取組実績・特記	備考	評価結果			
															定性評価	定量評価	総合評価	インセンティブ 備考
90	③ 未利用、 低利用 資産の 有効活 用	加茂プラネタリウム館の廃止	■ 実施	平成29年度末をもって加茂プラネタリウム館を廃止。引き続き、跡地の利活用について、利活用希望者の公募等を行います。	社会教 育課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	B B C 関連事業費(千円) 662 538 538 (H29年度-当該年度)関連事業費-H29年度使用料等収入額 6,908 7,033 7,033 6,908 125	20,974	事業者を募集した利活用を検討する。	新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式への対応が求められる中で、施設を有効に利用できる方法を検討したが、具体案の検出には至らなかった。今後も引き続き多方面からの利活用検討を進める。		C1	c	2	無			
91																		
92		予算編成の改革	■ 実施	各年度の当初予算要求にあたり、義務的経費を除く経常一般財源所要額に關して、各部局ごとに予算要求枠を配分します。あわせて、普通建設事業費などの臨時的経費についても収入見込みを勘案して一般財源を配分し、予算総額に対する一般財源所要額の目標を掲げます。	財政課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	B B B 翌年度当初予算における一般財源所要額(千円) 19,108,411 19,706,626 21,046,655		15,174	事業者を募集した利活用を検討する。	新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式への対応が求められる中で、施設を有効に利用できる方法を検討したが、具体案の検出には至らなかった。今後も引き続き多方面からの利活用検討を進める。		C1	c	2	無		
93																		
94	5 行財政 システムの確 立	一部事務組合の改 革(相楽郡広域事務 組合)	□ 検討	相楽郡広域事務組合の効率化等について、木津川市としての取り組みや中長期的な方向性を整理します。	学研企 画課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ B B B		理事者会及び幹事会にて、事務組合の行政目的の推進、事務事業の効率化などについて、構成市町村と協議をする。第3次ふるさと市町村圏計画に基づき事業を展開する。広域圏事業の今後の在り方にについて検討会を実施する。	令和3年度予算編成に先立ち、人件費(会計年度任用職員経費を含む)、扶助費、公債費を除く経常経費に係る一般財源所要額の予算要求枠を設け、予算編成要領(総務部長通知)で、「経常経費にかかる一般財源所要額総額を予算要求枠内におさめること」を明記した。 令和3年度予算の基金総入金額前年度比:財調290,263千円増、公共275,000千円増、ふるさと応援3,400千円増、コロナ7,500千円増、農業振興900千円増、土地改良△5,000千円減 合計で572,063千円増額	B2	目標・ 指標の 設定な し	定性評 価のみ で判断	-				
95																		
96		一部事務組合の改 革(相楽中部消防組 合)	□ 検討	相楽中部消防組合の効率化等について、木津川市としての取り組みや中長期的な方向性、老朽化した消防庁舎の移転等も含め、検討します。	危機管 理課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	○ ⇒ ○⇒ ⇒ ⇒ B B B		相楽中部消防組合消防本部新庁舎の建設に係る基本構想の策定。	基本構想について、新型コロナウイルスの影響により1か月の遅延が生じたが、9月末に策定を完了した。 引き続き、12月に基本設計・実施設計業務の入札公告を行ったが、入札参加申請が1者となったことから、入札を中止した。そのため、業務委託期間の見直し、入札参加資格要件の緩和等を行い、3月に改めて入札公告を行った。 また、基本構想の策定を受け、地元説明会(兜台・相楽台・木津川台・城山台地域)を実施した。(相楽中部消防組合主催)	B1	- 定性評 価のみ で判断	-	-				
97																		
98		特別会計の見直し (国民健康保険事業)	□ 検討	国民健康保険特別会計の安定化のため、毎年度、国民健康保険事業の状況を分析し、計画的に保険税・保険料等の適正化を図ります。また、負担の公平性を踏まえ人間ドック助成額の見直しを図ります。	国保年 金課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ C A A	39,505	一般会計から国民健康保険特別会計への法定外縁出金の抑制に努め、特別会計として独立した財政運営を確保する。	人間ドックに係る受益者負担の見直しにより、被保険者全員の負担につながる保険税率を維持しつつ、国民健康保険特別会計への法定外縁出金を抑制できた。 コロナ感染拡大による影響下において全国的に保険給付費が減少傾向に有ることや、本市のこれまでの取組み効果もあり、市の現在の保険税率と府が示す標準保険料率をほぼ均衡させることができた。 一方、市の一人当たりの保険給付費は増加しており、特別会計の財政運営については引き続き注意が必要である。	A	- 定性評 価のみ で判断	-	-				
99																		
100		特別会計の見直し (国民健康保険財 源の確保)	□ 検討	国保財政を支える新たな財源として、国の特別調整交付金(保険者努力支援分)の獲得に向け、新たな健康づくり事業等に積極的に取り組むとともに、医療費総額の抑制を図ります。	国保年 金課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ B B B	10,977	特定健診受診率、特定保健指導実施率を改善し、被保険者の健康増進はもとより、保険者努力支援制度の更なる獲得につなげる	他団体も取組みを進めていること、特定保健指導実施率が低く減点対象となったこと等により、令和2年度は府内7位と順位を下げた。 更なる制度獲得に向けて、令和2年度から新たに対象となった「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」に取り組んだ。 特定健診受診率改善に向けては、新たに完全無料化、地域回覧板での周知・勧奨、集団健診を実施した。 特定保健指導実施率改善に向けては、電話勧奨の徹底、集団健診結果説明会を活用した指導を実施した。	B2	- 定性評 価のみ で判断	-	-				
101																		
102		特別会計の見直し (後期高齢者医療 事業)	□ 検討	人間ドック助成について、国等補助金の削減や負担の公平性を踏まえ、助成額の見直しを図ります。	国保年 金課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円) 合併算定 替(千円)	⇒ ⇒○ ⇒ ⇒ ⇒ C B B	3,949	人間ドック助成見直しについて、影響等を検証する。	コロナ感染拡大による影響下において、実施医療機関の受入定員が減少したことにより、人間ドック受診者数が減少した。今後、対象者数が増加するのに対し、財源不足が予想されることから、引き続き、事業のあり方にについて、検討を継続することとした。 令和3年度から廃止が検討されていた京都府後期高齢者医療広域連合による人間ドックへの補助について、要望により、当分の間、少額ではあるが補助を継続いただくことができた。	B1	- 定性評 価のみ で判断	-	コロナ の影響 あり				
103																		
104		一部事務組合の改 革(木津川市精華町 環境施設組合)	終了	今期における相楽郡西部塵埃処理組合(平成30年9月13日に組合名称変更)に対する経費負担を縮減する上で、打越台環境センターの撤去工事の計画的かつ効率的な取り組みが必要となることから、その内容について、構成市町間で十分な協議・調整を図り、本市としての負担範囲を定め、進捗確認を行うこととします。また、打越台環境センター撤去後の組合派遣職員体制の見直しを構成市町間で協議をし、組合に対する負担費用の縮減を図ります。	まち美化 推進課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	⇒ ⇒○ ⇒ ○ A A B		令和2年度中に打越台環境センター解体撤去工事を完了する。	【取組結果】 令和3年3月に打越台環境センター解体撤去工事及び組合人員体制の見直し(打越台環境センター解体担当2名減)を完了した。今後も組合派遣職員の見直しについて構成市町間で協議を継続し、負担費用の縮減を図っていく。	※取組終了	B1	- 定性評 価のみ で判断	-	-			
105																		
106		特別会計の見直し (介護保険事業)	□ 検討	介護保険特別会計の安定化のため、毎年度、介護保険事業の状況を分析することとし、3年毎に介護保険事業計画を見直し、計画的な保険料の適正化を図ります。また、定期的な「木津川市介護保険事業計画等策定委員会」等の開催、保険給付の適正化に取り組みます。	高齢介 護課	検討年度 評価 主な 指標等 効果額 (千円)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ A A A	619	介護保険料普通徴収の収納率向上	現年分未納者に対する督促状、未納のお知らせ等を通知した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から徴収訪問に替えて、通知により保険料納付を案内した。 また、滞納者全員に対し財産調査を実施した結果に基づき、再度の納付勧奨を行い納付成果を得た。(納付額:229,200円)	A	- 定性評 価のみ で判断	-	コロナ の影響 あり				

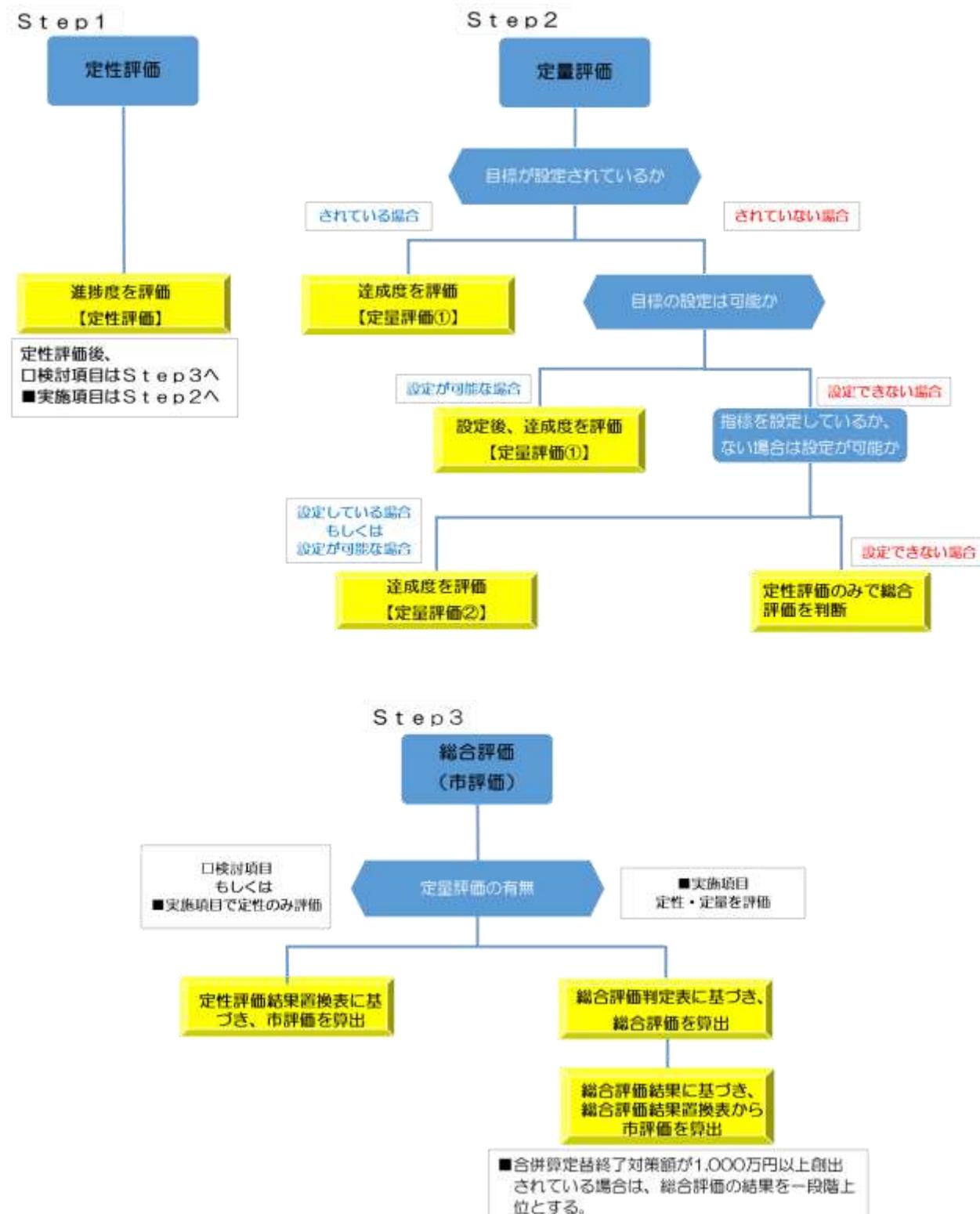
注)PDCAサイクルによるCHECK(確認) & ACTION(改善)によって、よりわかりやすく、より適当な効果額となるよう、主な指標や効果額算定方式の見直しを行い、前年度の財政効果額等を修正している。

※前年度  
数值(修正前) (298,684) (390,028)

## 第3次木津川市行財政改革行動計画 評価手順

第3次木津川市行財政改革行動計画における各項目の進捗状況等について、次のとおり定性評価及び定量評価により総合評価を算出してください。

### ■総合評価のフローチャート



## Step 1

### 定性評価 評価方法【進捗度】※全項目対象（●集約、取組終了を除く。）

行動計画で示した取組内容の推進や方針決定等に向け、当該年度の進行計画に基づき、どのように行動し、どの程度の進捗があったのか、次の6段階で評価してください。（※評価結果を個表の定性評価欄へ入力）

評価	進捗度判定	例　示
S	計画よりも大きく進捗 【計画の120%以上（予想を遥かに上回る良好な結果）】	・令和3年度方針決定を予定していたが令和2年度に決定できた。 ・新たに○△に取り組んだことで、大きく課題が解決した。など
A	計画以上に進捗 【計画の100%以上（予想を上回る良好な結果）】	・令和2年度末に方針決定を予定していたが、12月に決定できた。 ・□○を△□に改善したこと、予想を上回る結果が得られた。など
B1	概ね計画どおり進捗 【計画の80%以上100%程度（一定の成果）】	・予定どおり先進事例の調査研究を完了できた（100%）。 ・方針案をまとめたが、計画どおり最終決定に至らなかった（80～90%程度）。など
B2	計画よりも遅れているが、前年度よりも進んでいる 【計画の50%以上80%未満】	・調査研究に時間を要したが方針案の検討に着手した。など
C1	計画どおりに進んでおらず、前年度から進展していない 【計画の50%未満（進捗に課題あり）】	・どのように進めるのか検討段階でとどまっている。など
C2	取組みを行えていない、もしくは中止した 【進捗0%（大いに課題あり・抜本的な見直し必要）】	・検討にも至っていない。 ・やむを得ず中止した。など

## Step 2

### 定量評価① 評価方法【目標・達成度】※■実施項目を対象

目標が設定されている場合は、達成率を次の6段階で評価してください。

（※評価結果を個表の定量評価欄へ入力）

【実績数値÷目標数値×100で算出】

a : 100%以上

b : 90%以上100%未満

c : 70%以上90%未満

d : 50%以上70%未満

e : 30%以上50%未満

f : 30%未満

## 定量評価② 評価方法【成果指標・達成度】 ※■実施項目を対象

目標が設定されていないが、主な成果指標が設定されている場合は、達成率を次の6段階で評価してください。（※評価結果を個表の定量評価欄へ入力）

【主な成果指標の実績値÷前年度実績値×100で算出】※削減効果の場合は（ ）の内容により評価

- a : 120%以上（対前年度80%以下）
- b : 110%以上120%未満（対前年度80%以上90%未満）
- c : 100%以上110%未満（対前年度90%以上100%未満）
- d : 90%以上100%未満（対前年度100%以上110%未満）
- e : 80%以上90%未満（対前年度110%以上120%未満）
- f : 80%未満（対前年度120%以上）

※目標又は主な成果指標の設定がない場合は、個表の定量評価欄へ「目標・指標を設定なし」を入力

## Step 3

### 総合評価 評価方法

行動計画項目の実施状況について、定性及び定量評価の結果に基づき、次表（総合評価判定表）を用いて、5段階で総合評価を判定してください。（※個表の定性・定量評価欄の入力内容に応じ、総合評価は自動入力）

#### ■総合評価判定表

定性 (進捗度)	定量（達成度）					
	a	b	c	d	e	f
S	5	5	4	3	3	2
A	4	4	4	3	3	2
B1	4	4	3	3	2	2
B2	3	3	3	3	2	2
C1	2	2	2	2	2	1
C2	1	1	1	1	1	1

#### 【総合評価判定表の見方例】

定性評価（進捗度）と定量評価（達成度、成果額）が交差したところが、総合評価になります。

（例）定性評価（進捗度）がB1で、定量評価（達成度）がdの場合、総合評価は「3」となります。

総合評価結果については、次表（総合評価結果置換表）により、対応する市評価に変換され、個表の市評価欄に自動入力されます。

ただし、特別な事由等により、対応する市評価が適当でない場合は、理由等を明らかにしたうえで、各自の評価を記入してください。

## ■総合評価結果置換表

総合評価結果		市評価
5	特に良好な進捗（特に大きな成果）	S
4	良好に進捗（大きな成果）	A
3	概ね進捗（一定の成果）	B
2	進捗に課題あり（取組・効果が十分でない）	C
1	進捗に大いに課題あり（抜本的な見直し・改善が必要）	C

【合併算定終了対策額が創出される項目について（※■実施項目のみ）】

当該年度において 1,000 万円以上 の合併算定終了対策額が創出された項目について、インセンティブとして算出された市評価から一段階上位の評価となります。（※個表のインセンティブ加算欄に自動入力）

（例）総合評価結果が「3」・市評価が「B」であり、合併算定終了対策額が 1,000 万円以上 創出されている項目の場合、インセンティブを加えた最終の市評価は「A」となります。

## ■定性評価結果置換表

定性評価のみで判断する場合（□検討項目や、■実施項目において目標・指標の設定がなく定量評価を判断できない項目）は、以下の表を活用し、市評価を算出してください。

定性評価結果		市評価
S	計画よりも大きく進捗	S
A	計画以上に進捗	A
B 1	概ね計画どおり進捗	B
B 2	計画よりも遅れているが、前年度よりも進んでいる	B
C 1	計画どおり進んでおらず、前年度から進展していない	C
C 2	取組みを行えていない、もしくは中止した	C

## ○昨年度からの変更点について

評価基準の導入にあたり、次の2点について本年度より個表へ設定・記入をお願いします。

### （1）年度ごとの進行計画（目標）の記入

定性評価では取り組みの進捗状況を判断することになりますが、これまで年度ごとの進行計画（目標）について、どのように取り組もうと計画しているのか明らかでない項目も見受けられました。本年度より評価における客観性の担保と透明性の向上を図るため、当該年度の到達目標、そのための行動計画等について記載してください。（令和2年度は個表の取組実績欄、令和3年度は別シート「■令和3年度」）

### （2）目標及び成果指標の設定（未設定項目のみ）

目標及び成果指標が未設定のため、定量評価が測れない項目については、可能な限り目標等を設定した上で、評価をお願いします。

## 令和3年度外部評価の実施について

### (1) 令和2年度第4回委員会での決定事項

- ・1回につき2項目・年4項目の外部評価（ヒアリング）を実施（令和2年度同様）
- ・事前の論点整理の充実、担当課説明の簡略化、外部評価シートの後日記入・提出によるヒアリング（質疑応答）時間の確保 等

### (2) 前年度からの変更点

進行項目	変更前（令和2年度）	変更後（令和3年度）	備 考
担当課説明	説明時間 <u>約10分</u>	説明時間 <u>約5分</u>	担当課による説明内容を簡潔にし、説明時間を短縮。
質疑応答	質疑時間 <u>約30分</u>	質疑時間 <u>約45分</u>	質疑応答時間の確保による評価の充実。
評価シート	質疑応答後、約10分で評価シートを記入し、 <u>当日に事務局へ提出</u> （提出ができない場合は、後日提出）	<u>評価シートの記入と提出を後日とする。</u>	概ね2週間を目途に事務局へ提出。

※1項目あたりの時間（約50分）は変更せず、各進行あたりの時間を調整することにより、前年度比で約1.5倍のヒアリング（質疑応答）時間を確保。

※加えて、論点整理や追加資料の充実を図ることにより、より精度の高い外部評価を実施する。

# 令和3年度外部評価実施要領

## 〔実施主体〕

木津川市行財政改革推進委員会（9名）

## 〔外部評価項目〕

第3次行財政改革行動計画項目を対象とし、令和2年度第4回委員会で選定した以下の4項目について外部評価を実施。

### ○令和3年度外部評価実施項目

- (1) №. 15 「会計年度任用職員の導入」(人事秘書課)
- (2) №. 21 「電子申請・届出システムの推進」(学研企画課)
- (3) №. 65 「外郭団体の見直し(公園都市緑化協会)」(管理課)
- (4) №. 73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」(学校教育課)

## 〔外部評価の考え方〕

市が行った評価（内部）に対し、「有効性」、「効率性」、「市民満足度」、「適切なプロセス」の4項目の確認及び評価を基軸とし、対象項目の進捗状況（実施・検討など）に応じて、「定量」及び「定性」といった幅広い観点からの総合評価（外部）を行う。

## 〔担当課ヒアリング〕

項目ごとに所管課からの説明を受け、行財政改革推進委員からの質疑等を行う。  
なお、ヒアリング（質疑応答）時間を十分に確保するため、昨年度と比較し担当課説明を短縮するとともに、評価シートの記入・提出を後日とする。

### ◇ヒアリングの流れ（1項目あたりの所要時間：約50分）

#### 1. 開始

会長の進行により開始します。

#### 2. 担当課説明（約5分）

第3次行財政改革行動計画の取組状況について、外部評価調査票並びに関連資料に基づき、簡潔にポイントを説明します。

#### 3. 質疑応答（約45分）

委員は、説明内容について質疑等を行い、市担当課が回答します。

#### 4. 評価シート記入（後日）

委員は、取組状況から市の評価に対する評価を行う。

## 〔評価〕

各委員は、それぞれの項目の「外部評価シート」（別紙）を作成し、後日（概ね2週間程度）に事務局へ提出。

### 1. 4つの視点に対する評価

「有効性」、「効率性」、「市民満足度」、「適切なプロセス」に対して、「○：適當」、「△：改善の余地あり」、「×：要改善」のいずれかにより評価する。

### 2. 達成状況（結果）等に対する評価

「主な指標等」、「効果額」、「取組実績等」、「その他」に対して、「○：適當」、「△：やや不十分」、「×：不十分」のいずれかにより評価する。

## 〔総合評価〕

市が決定した評価「S：特に良好に進捗」、「A：良好に進捗」、「B：概ね進捗」、「C：進捗に課題あり」に対して、1. 4つの視点に対する評価と2. 達成状況に対する評価を踏まえ、「○：妥当な評価」、「-：過少な評価」、「+：過大な評価」のいずれかにより総合的に評価する。

なお、集約項目（市評価なし）の場合は、取組に対する評価として「○適當」、「△：やや不十分」、「×：不十分」とする。

## 〔評価結果〕

各委員から提出された評価結果を事務局でとりまとめ、次回開催の委員会で書面にて報告（速報）を行う。

今年度末に開催予定の第4回委員会において評価結果を審議のうえ決定する。

また、令和元・2年度の外部評価とともに「外部評価結果報告書」として取りまとめ、市長に対して報告することを予定。

## 〔ヒアリング日程等〕

### ◇日程・外部評価実施項目

	日程等
第1回外部評価 (第2回委員会)	日時：令和3年10月 日( )午後2時～ 会場：木津川市役所 5階 全員協議会室 ・No.15 「会計年度任用職員の導入」 ・No.21 「電子申請・届出システムの推進」
第2回外部評価 (第3回委員会)	日時：令和3年11月 日( )午後2時 会場：木津川市役所 5階 全員協議会室 ・No.65 「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」 ・No.73 「放課後児童クラブの運営方法の検討」

## 「第3次行財政改革行動計画」令和3年度外部評価調査票

項目No	15 会計年度任用職員の導入			
項目名	地方公務員法及び地方自治法の改正により、嘱託・臨時職員の任用や手当等の見直しを行い、会計年度任用職員制度に移行します。【 <u>関係例規等の整備完了に伴いR2-1へ移行</u> 】			
項目内容				
項目設定年度／区分	H30 設定／□検討	所管部局	市長直轄組織 人事秘書課	
項目No	R2-1 会計年度任用職員の適正運用と管理			
項目名	令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことに伴い、会計年度任用職員の適正な人員配置により総人件費の抑制に努めるとともに、正規職員同様、人事評価を実施し、適正な運用を図る。			
項目内容				
項目設定年度／区分	R2 設定／■実施	所管部局	市長直轄組織 人事秘書課	

## 【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4
検討年度	⇒	○			
評価	S：特に良好に進捗 A：良好に進捗 B：概ね進捗 C：進捗に課題あり				
	B (No.15)	B (No.15)	B(R2-1)		
主な指標等	会計年度任用職員人件費（千円）				
			1,165,071		
効果額（千円）	人件費抑制額（R2年度決算-当該年度決算）				
			(R3年度より効果発現)		
目標	会計年度任用職員の人件費の抑制（R4決算以降、対前年度増加率1%以内）				

※主な指標・効果額・目標については、R2-1へ移行時に設定

## 【取組み実績・特記事項】

H30 (No.15)	嘱託職員及び臨時職員の業務内容等について全数調査を行い、任用条件や給与面の検討を行った。また、所属長向けの研修を実施し、制度改正や検討が必要な事項の周知を行うとともに、府内南部市町村意見交換会に参加し、各市町村の検討状況の把握と意見交換を行った。（□検討）
R1 (No.15)	制度移行に向け関係例規の整備を行うとともに、各種説明会（現職、管理職、予算担当者）を実施し、令和2年度当初に必要とする予算、人員について確保した。また、人事管理及び給与支給に必要となるシステムの改修を行った。（□検討）
R2 (R2-1)	今年度より会計年度任用職員制度の運用を開始した。また、会計年度任用職員の人事評価実施要綱を制定し人事評価を行った。配置について各所属のヒアリングを実施し、人員配置数や勤務時間の精査を行った。

## 【調査事項①】

### ○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由

#### （定性評価の進捗度）

会計年度任用職員制度を運用開始した。また、会計年度任用職員の人事評価実施要綱を制定し人事評価を行った。配置について各所属のヒアリングを実施し、人員配置数や勤務時間の精査を行い、適正な人員配置に努めた。

#### （定量評価の達成度）

### ○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針

会計年度任用職員制度の運用開始に伴い、今後も職員の配置について各所属へのヒアリングを実施し、適正な人員配置を行うことにより、総人件費の抑制に努める。また、人事評価を実施し、適正な運用に努める。

#### ※C評価の場合のみ記載

### ○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等

## 【調査事項②】

### ○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）

これまでの制度構築に基づき、適正な運用開始ができた。

### ○効率性（費用対効果は。）

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

以前の制度ではなかった期末手当の支給等により、財政負担は増加したが、制度定着後の令和4年度以降については、会計年度任用職員の人員費の増加を対前年度比1%（昇給分）以内に抑え、総人件費の抑制に努める。

### ○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）

期末手当の支給や勤務条件の見直しにより雇用条件が改善され、よい人材が確保出来るようになった。

### ○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

H30 制度検討、内部協議

R1 政策決定、例規整備、説明会開催、システム改修

R2.4.1 運用開始

R2.10 人事評価実施要綱整備

R2.11 翌年度配置各課ヒアリング

R3.2 人事評価実施

## 会計年度任用職員内訳及び人件費比較について

### (1) 会計年度任用職員内訳（令和3年4月1日現在、一般会計）

(単位：人)							
職種	人員数	うち本庁勤務	うち出先勤務	職種	人員数	うち本庁勤務	うち出先勤務
事務補助員	90	59	31	学校教育指導主事	5	4	1
用務員	39	0	39	教育専門員	2	2	0
技師	0	0	0	住民相談員	1	1	0
主任保育士	7	0	7	人権推進指導員	1	1	0
保育士	143	0	143	環境保全指導員	2	2	0
保育補助員	29	0	29	就労支援員	3	3	0
主任幼稚園教諭	5	0	5	生活相談員	4	0	4
幼稚園教諭	19	0	19	面接相談員	2	2	0
主任児童クラブ指導員	41	0	41	年金相談員	3	3	0
児童クラブ指導員	53	0	53	水道専門員	0	0	0
児童クラブ指導補助員	20	0	20	母子自立支援員	1	1	0
主任児童館指導員	4	0	4	介護認定調査員	6	6	0
主任療育指導員	1	0	1	保健師	6	6	0
療育指導員	5	0	5	臨床心理士	3	3	0
主任調理師	6	0	6	管理栄養士	3	1	2
調理師	19	0	19	検診員（栄養士）	7	7	0
調理補助員	7	0	7	検診員（看護師）	4	4	0
給食栄養士	2	0	2	検診員（保健師）	8	8	0
給食配膳員	24	0	24	主任司書	5	0	5
適応指導教室指導員	5	0	5	司書	30	0	30
特別支援教育支援員	25	0	25	発掘作業整理員	1	1	0
小中学校講師	3	0	3	発掘調査補助員	2	2	0
外国語指導助手	2	2	0	看護職員（新型コロナワクチン接種）	10	10	0
社会福祉士	1	1	0	検診員（歯科衛生士）	10	10	0
			合計		682	148	534

※網掛けはフルタイム

### (2) 人件費比較（一般会計）

(単位：円)

	平成31年度当初予算	令和2年度当初予算	令和3年度当初予算
嘱託職員	385,092,000	—	—
臨時職員	696,543,000	—	—
会計年度任用職員	—	1,227,325,000	1,364,608,000
合計	1,081,635,000	1,227,325,000	1,364,608,000
前年度比	—	145,690,000	137,283,000

	平成31年度決算	令和2年度決算
嘱託職員	619,763,850	—
臨時職員	369,170,004	—
会計年度任用職員	—	1,136,848,983
合計	988,933,854	1,136,848,983
前年度比	—	147,915,129

# 木津川市会計年度任用職員登録案内

木津川市(教育委員会等を含む。)で任用する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2に基づき任用される会計年度任用職員)の登録については、以下のとおりとなります。

※ この登録は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、登録者の中から必要に応じて選考を行うものです。名簿登録期間に必ずしも任用されるものではありません。

## 1 登録方法

次のいずれかの方法により提出してください。

### ①【オンライン登録】

Web提出フォーム「会計年度任用職員登録申込書兼履歴書提出フォーム」に必要事項を入力のうえ送信してください(スマートフォン、タブレット、パソコンから登録できます)。

URL:<https://logoform.jp/form/o966/kaikeinendotouroku>

QRコード:



### ②【持参・郵送での登録】

別紙「会計年度任用職員登録申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、「13提出先」に持参又は郵送で提出してください。

※ 資格免許等が必要な職種については、資格証等の写しを添付してください。

## 2 登録受付期間

登録は隨時受付しています。

※ 人事秘書課へ持参される場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

## 3 名簿登録期間

登録受付日から2年間

※ 期間内に登録内容の変更をしたい場合や登録の削除を希望する場合には、人事秘書課へご連絡ください。

## 4 職種一覧

別紙「木津川市会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

## 5 選考方法

任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、必要に応じて面接等の選考を行ったうえ、任用を行います。

※ 面接は対面での面接のほか、Zoomを使用したWeb面接も可能です。

## 6 任用期間

1会計年度(4月1日～翌年の3月31日)までの範囲内で任用を行います。

※ 任用期間中の勤務実績等により、翌会計年度にも引き継いで任用する場合があります。

## 7 勤務時間

原則、8時30分から17時15分(休憩12時～13時)の範囲内です。

※ 勤務場所により、始業時間や終業時間が異なる場合があります。

## 8 休日・休暇

### (1)休日

原則、土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)

※ 勤務場所により、異なる場合があります。

### (2)休暇

市規則に基づき年次有給休暇を付与します。

その他、有給休暇・無給休暇についても、市規則に基づき取得が可能です。

## 9 給料・報酬

別紙「会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

※ 給料月額は、フルタイム(週の勤務時間が38時間45分)勤務の場合の金額です。

パートタイム(週の勤務時間が38時間45分未満)勤務の報酬は、次の計算式により算出した金額です。

パートタイムの給料月額 = 給料月額 × (週当たりの勤務時間 / 38.75) ※100円未満切上げ

## 10 手当等

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 地域手当  | 給料月額の6%を支給  |
| (2) 通勤手当  | 市規則に基づき支給   |
| (3) 期末手当  | 基準日(6月1日、12月1日)において、市規則で定める基準を満たす者について、最大年間2.55月分を支給    |
| (4) 退職手当  | フルタイム勤務者が6ヶ月を超える任用をした場合に支給                              |
| (5) 給与支給日 | 月給払:当月20日支給、時給払:翌月15日支給<br>※ 当日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支給します。 |

## 11 社会保険等

勤務条件により、雇用保険・健康保険・厚生年金・労災保険の適用があります。

※ フルタイム勤務者で必要勤務期間を経過した場合には、共済組合保険等の適用があります。

## 12 留意事項等

- 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- パートタイム勤務の会計年度任用職員は、兼業・副業を行うことができます。
- 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、登録することができません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 木津川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 13 提出先

木津川市役所人事秘書課

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番地9

☎ 0774-72-0501(代表)、0774-75-1234(直通)

※ 教育委員会等の各執行機関で任用される職種についても、上記提出先へ提出をお願いします。

※ フォーム提出の場合は、別途書類の郵送等は不要です。

# 木津川市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書

令和 年 月 日提出

ふりがな		生年月日			写真貼付欄  1 縦 36~40mm 横 24~30mm 2 本人単身胸から上 3 裏面のり付け	
氏名		明・大 昭・平	年	月		日生
		提出日現在年齢	満	歳		
住所	〒 -					
電話番号（自宅）		電話番号（携帯）				
Web面接の可否	<input type="checkbox"/> 可※1	<input type="checkbox"/> 否	メールアドレス			

※1 Zoomを使用し、インターネット回線を通してオンラインでビデオ通話ができる環境がある場合

企業・団体名	役職・雇用形態	勤務形態・時間
兼業先 ※兼業している 場合のみ記入		

### ※ 記入上の注意

- ※記入上の注意  
1 手書きの場合は、黒ボールペンで記入すること（消せるボールペン・鉛筆は不可）  
2 用紙サイズはA4サイズとすること（片面・両面印刷どちらでも可）

登録する職種等 ※「木津川市会計年度任用職員職種一覧」の中から記載してください。	希望順位	職種	勤務場所 ※希望がある場合のみ記入
	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

勤務可能曜日	勤務可能時間	その他希望事項があれば記入
<input type="checkbox"/> 月曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 火曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 水曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 木曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 金曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 土曜日	時 分～時 分	
<input type="checkbox"/> 日曜日	時 分～時 分	
週勤務可能日数	日～日	
勤務開始希望日	年月日から	( <input type="checkbox"/> 健康保険の扶養範囲内での勤務を希望する )

通勤方法	自家用車・バイク(原付含む)・電車・バス・徒歩				
配偶者の有無	有・無	扶養家族人数 ※配偶者を除く	人	配偶者の扶養義務	有・無

保護者氏名 ※本人が未成年の場合のみ記入	電話番号 ※昼間に連絡が取れる番号
住 所	〒 -

志望動機・趣味・特技等
-------------

私は、木津川市会計年度任用職員の登録について、上記のとおり申し込みます。

なお、この申込について、木津川市が会計年度任用職員を任用するために、木津川市長以外の任命権者（教育長等）が利用することに同意します。

署名（自筆）

年 月 日 \_\_\_\_\_

(受付印)

職員記入欄	教委写し	特記事項
	斜線	

## 令和3年度 木津川市会計年度任用職員職種一覧（2021.7.15現在）

No.	職種	業務内容	勤務場所	資格免許等	給料月額※
1	事務補助員	パソコンを使用した事務作業、書類整理、窓口対応、電話対応等	①木津川市役所本庁舎※議会事務局を含む ②女性センター ③東部交流会館 ④南加茂台公民館 ⑤中央体育館 ⑥市立図書館（中央、加茂、山城） ⑦水道事業所 ⑧西部出張所※高の原イオン内 木津川市役所本庁舎	無	146,400円
2	用務員	施設の清掃、維持管理業務等	①市立保育園（相楽、清水、木津、相楽台、いづみ、南加茂台、やましろ） ②市立幼稚園（木津、相楽、高の原） ③市立小学校（木津、相楽、高の原、相楽台、相楽台、梅美台、州見台、城山台、加茂、恭仁、南加茂台、上泊、棚倉） ④市立中学校（木津、木津第二、木津南、泉川、山城）	無	146,400円
3	調理補助員	給食調理業務補助	市立保育園	無	146,400円
4	給食配膳員	給食センター等から配送される給食の仕分け、食器等の回収等	①市立小学校 ②市立中学校	無	146,400円
5	児童クラブ指導補助員	児童の見守り業務補助等	児童クラブ（市立小学校内）	無	146,400円
6	児童館指導補助員	来館者（児童）の見守り業務補助等	小谷児童館	無	146,400円
7	調理師	給食調理業務	市立保育園	調理師免許又は栄養士資格を有する者	154,400円
8	発掘作業整理員	出土遺物洗浄、分別、図化業務等	木津川市役所本庁舎等	無	157,000円
9	司書	司書業務、事務補助等 学校図書に関する業務（図書整理、貸出、イベント、児童生徒の読書指導補助等）	①市立図書館 ②市立小学校 ③市立中学校	図書館司書の資格を有する者 次のいずれかに該当する者 ①教員免許を有する者 ②図書館司書の資格を有する者 ③司書教諭資格を有する者	162,900円
10	児童クラブ指導員	児童の見守り、遊びの指導業務等	児童クラブ	次のいずれかに該当する者 ①保育士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、社会福祉士のいずれかの資格を有する者 ②高等学校卒業又は同等以上の資格を有し、児童福祉事業従事経験者（2年以上） ③大学において社会福祉学等・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学のいずれかを専修し卒業した者 ④放課後児童健全育成事業に5年以上従事した経験のある者	162,900円
11	適応指導教室指導員	不登校の児童生徒の活動支援、教育指導等	高の原小学校	教員免許を有する者	162,900円
12	特別支援教育支援員	障がいのある児童生徒の教育支援、学校生活介助支援業務等	①市立小学校 ②市立中学校	教員免許を有する者	162,900円
13	小学校英語講師	小学校英語授業における指導補助業務	市立小学校	英語の語学が堪能な者	162,900円
14	施設管理人	市施設の維持管理及び運営業務等		無	

No.	職種	業務内容	勤務場所	資格免許等	給料月額※
15	児童館指導員	児童の見守り、遊びの指導業務等	小谷児童館	次のいずれかに該当する者 ①保育士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、社会福祉士のいずれかの資格を有する者 ②児童福祉事業従事経験者（2年以上） ③大学において社会福祉学等を専修した者	175,400円
16	保育補助員	保育業務補助	市立保育園	無	175,400円
17	発掘調査補助員	有形文化財、建造物、民俗分布調査、原稿執筆等	木津川市役所本庁舎等	無	178,000円
18	水道専門員	上下水道料金業務、給水装置工事受付相談業務等	水道事業所	水道装置工事主任技術者の資格を有する者	172,800円
19	教育専門員	生涯学習事業に係る事務等	木津川市役所本庁舎	次のいずれかに該当する者 ①社会教育主事及び教員免許を有する者 ②社会教育関係業務の実務経験を有する者	172,800円
20	保育士	乳幼児保育業務	市立保育園	保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者	184,000円
21	幼稚園教諭	幼児教育業務	市立幼稚園	幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者	184,000円
22	主任調理師	調理管理業務、衛生管理業務、献立検討立案業務等	市立保育園	調理師免許を有する者	187,200円
23	社会福祉士	福祉に関する相談支援業務	木津川市役所本庁舎	社会福祉士の資格を有する者	188,900円
24	主任司書	図書館管理運営補助業務、司書業務、事務補助等	市立図書館	図書館司書の資格を有する者	202,700円
25	主任保育士 【フルタイム勤務】	保育業務（クラス主担任）、行事の計画進行業務等	市立保育園	保育士免許を有する者	202,700円
26	主任幼稚園教諭 【フルタイム勤務】	教育業務（クラス主担任）、行事の計画進行業務等	市立幼稚園	幼稚園教諭免許を有する者	202,700円
27	主任児童クラブ指導員	児童クラブ運営業務、子どもの状況把握（健康面、情緒面）、生活習慣の習得援助、保護者との連絡調整等	児童クラブ	次のいずれかに該当する者 ①保育士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、社会福祉士のいずれかの資格を有する者 ②児童福祉事業従事経験者（2年以上） ③大学において社会福祉学等を専修した者	202,700円
28	主任児童館指導員	児童館管理運営補助業務	児童館（木津、小谷）	次のいずれかに該当する者 ①保育士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、社会福祉士のいずれかの資格を有する者 ②児童福祉事業従事経験者（2年以上） ③大学において社会福祉学等を専修した者	202,700円
29	療育指導員	児童や保護者に対する療育指導業務	相楽療育教室	次のいずれかに該当する者 ①臨床心理士、臨床発達心理士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教員のいずれかの資格を有する者 ②児童福祉事業従事経験者（3年以上※高卒以上の場合は2年以上）	202,700円
30	年金相談員	国民年金相談業務、年金関係事務処理等	木津川市役所本庁舎	国民年金実務及び国民年金の障害年金相談業務経験者	202,700円
31	母子自立支援員	家庭児童相談業務、その他事務業務等	木津川市役所本庁舎	次のいずれかに該当する者 ①社会福祉士資格を有する者 ②母子自立支援に関する業務経験を有する者	202,700円
32	環境保全指導員	廃棄物処理施設の技術管理業務 地球温暖化防止の推進に関する業務	木津川市役所本庁舎 木津川市役所本庁舎	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する廃棄物処理施設技術管理者 環境カウンセラー又は環境プランナー等として環境省に登録されている者	202,700円

No.	職種	業務内容	勤務場所	資格免許等	給料月額※
33	生活相談員	日常生活に関する相談業務等	①人権センター（木津、加茂）	隣保事業士の資格を有する者	202,700円
			②女性センター	次のいずれかに該当する者 ①社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を有する者 ②保育士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）免許のいずれかを有する者	
34	面接相談員	生活困窮者及び生活保護者に対する相談業務等	木津川市役所本庁舎	生活困窮者や生活保護者に対する面接相談の実務経験を有する者	202,700円
35	就労支援員	生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援、就労定着支援業務等	木津川市役所本庁舎	次のいずれかに該当する者 ①福祉事務所などで生活困窮者自立支援または生活保護制度の就労相談業務などに概ね3年以上従事した者 ②公的機関や就労準備支援機関など又は一般事業所で就労相談や人事業務などに概ね3年以上従事した者 ③厚生労働省主催自立相談支援事業従事者養成研修のうち「主任相談支援員」「就労支援員」のいずれかを受講し、所定の過程を修了した者 ④キャリアコンサルタント国家資格を有する者	202,700円
36	主任療育指導員	相楽療育教室管理業務、保護者への連絡票作成等	相楽療育教室	児童発達支援管理責任者の資格を有する者	221,700円
37	管理栄養士	乳幼児及び成人の各種検診相談事業における相談業務、学校給食アレルギー対応等	木津川市役所本庁舎等	管理栄養士の資格を有する者	209,700円
38	臨床心理士	乳幼児の発達検査及び相談業務、書類作成業務等	木津川市役所本庁舎等	臨床心理士の資格を有する者	209,700円
39	給食栄養士	学校給食栄養管理、献立作成等業務	①第一学校給食センター ②第二学校給食センター	栄養士の資格を有する者	209,700円
40	介護認定調査員	要介護認定のための訪問調査業務、書類作成業務等	木津川市役所本庁舎	看護師又は介護支援専門員の資格を有する者	216,500円
41	保健師	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における相談業務等 市民の健康づくりに関する業務	木津川市役所本庁舎等	保健師資格を有する者	216,500円
42	技師	施設の維持管理に係る設計、積算及び現場管理等	木津川市役所本庁舎等	別に定める資格等を有する者	239,500円
43	検診員（看護師）	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における検診業務等	市内検診会場	看護師資格を有する者	(時給1,674円)
44	検診員（歯科衛生士）	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における相談業務等	市内検診会場	歯科衛生士資格を有する者	(時給1,674円)
45	検診員（栄養士）	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における相談業務等	市内検診会場	栄養士又は管理栄養士資格を有する者	(時給1,674円)
46	検診員（保健師）	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における相談業務等	市内検診会場	保健師資格を有する者	(時給1,791円)
47	検診員（助産師）	乳幼児及び成人の各種健診相談事業における相談業務等	市内検診会場	助産師資格を有する者	(時給1,791円)
48	日本語指導員	外国人学生に対する授業支援	①市立小学校 ②市立中学校	韓国語又は中国語の語学が堪能な者	(時給1,070円)
49	看護職員（新型コロナワクチン接種業務 チジン接種）	新型コロナワクチン接種業務 予診票に係る相談業務等	市内学校、公共施設（保健センター、中央体育館等）	看護師又は准看護師又は保健師の資格を有する者	(時給1,791円)
50	英語専科指導員	担任と連携した英語学習の指導・評価	城山台小学校	次のいずれかに該当する者 ①教員免許（英語）を有する者 ②英語教育のための資格及び英語指導の実務経験を有する者 ③ALTと同程度の話す・聞く・書く英語能力を有する者	202,700円
51	学校事務職員	学校事務（専任）	城山台小学校	学校事務員として必要な実務経験を有すること	202,700円

※ 給料月額は、フルタイム（週38時間45分）勤務した場合の金額です。

パートタイム（週38時間45分未満）勤務の場合の金額は、次の計算式により算出した金額です。

⇒ パートタイムの給料月額=給料月額×（週当たりの勤務時間／38、75） ※100円未満切上げ

## ○木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例

令和元年10月1日条例第7号

## 木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、法律又はこれに基づく条例で別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務条件その他必要な事項（以下「給与等」という。）を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 任命権者は、新たに任用する会計年度任用職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第1給料表に定める職務の級に分類し、規則で定める基準に従い、その者の号給を決定するものとする。

2 前項に規定する分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2級別基準職務表のとおりとする。

(勤務時間等)

**第3条** 会計年度任用職員の勤務時間は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えない範囲において、職務に応じて任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員にその者について定められた週休日又は休日に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務時間等条例第5条及び第11条の規定を準用し、週休日の振替又は休日の代休日の指定をすることができる。

3 所属長は、臨時又は緊急の必要がある場合は、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務を命ずることができる。

4 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、休憩時間は、正規の勤務時間に含まないものとする。

(休暇)

**第4条** 会計年度任用職員が取得することができる休暇は、次に掲げるものとし、休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(1) 年次有給休暇

- (2) 有給休暇
  - (3) 無給休暇
  - (4) 介護休暇
  - (5) 介護時間
- (報酬)

**第5条** 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対する報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

2 月額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の1月当たりの報酬の基礎額は、第2条の規定によりその者に適用される給料月額（以下「基準月額」という。）に、その者について定められた週当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げて得た額。以下「基礎報酬月額」という。）とする。

3 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の1時間当たりの報酬の基礎額は、基準月額を162.75で除した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げて得た額）とする。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する市的一般職に属する職員（以下「一般職常勤職員」という。）に支給される地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

- (費用弁償)

**第6条** 規則で定める基準を満たすパートタイム会計年度任用職員には、費用弁償として一般職常勤職員に支給される通勤手当に相当する額を支給する。

- (給料等)

**第7条** 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対する給料の額は、月額で定めるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の1月当たりの給料の額は、基準月額とする。

3 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当を一般職常勤職員の例に準じて支給する。

- (期末手当)

**第8条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職し、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対して支給する。

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例第17条第2項の規定を準用するものとする。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員 基準日現在におけるその者の基礎報酬月額及びこれに対する第5条第4項に規定する地域手当の相当額の月額の合計額

(2) フルタイム会計年度任用職員 基準日現在におけるその者の基準月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

3 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、会計年度任用職員に準用する。

(給与等の特例)

**第9条** 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等については、一般職常勤職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(昇給)

**第10条** 昇給は、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対し、給与条例第4条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定を準用して行う。この場合において、同条第5項中「4号給（その職務の級が5級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「1号給」と読み替えるものとする。

(給料等の減額)

**第11条** 月額の給料又は報酬（以下「給料等」という。）を受ける会計年度任用職員が、正規の勤務時間に勤務しないときは、第4条第1号又は第2号に規定する休暇を受ける場合を除いて、勤務しない時間について給料等の額を減額する。

2 前項の規定により減額する給料等の額は、勤務しない時間数に次条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を乗じた額とする。

(勤務1時間当たりの給料等の額)

**第12条** 月額の給料等を受ける会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから1年における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員 基礎報酬月額及びこれに対する第5条第4項に規定する地域手当の相当額の月額の合計額

(2) フルタイム会計年度任用職員 基準月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

(支給方法)

**第13条** 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対する報酬及び第6条に規定する費用弁償の支給については、当月の1日から末日までの間に係るものを、翌月の15日に支給する。  
ただし、当日が金融機関休業日の場合は、その前営業日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、給与その他の給付の支給方法については、一般職常勤職員の例に準じる。

(控除)

**第14条** 会計年度任用職員の給与からの控除については、一般職常勤職員の給与からの控除の例に準じる。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

**第2条** 会計年度任用職員の募集その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

**第3条** この条例の施行の際現に木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例（平成26年木津川市条例第3号）に基づき任用されている非常勤嘱託職員に対する同条例第12条に規定する通勤費用及び同条例第13条に規定する旅費の支給については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に木津川市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年木津川市条例第4号）に基づき任用されている臨時職員に対する同条例第8条及び第9条に規定する賃金及び同条例第13条に規定する旅費の支給については、なお従前の例による。

(木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例及び木津川市臨時職員の任用等に関する条例の廃止)

**第4条** 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例

(2) 木津川市臨時職員の任用等に関する条例

(木津川市職員の公益法人等への派遣に関する条例の一部改正)

**第5条** 木津川市職員の公益法人等への派遣に関する条例（平成19年木津川市条例第25号）の一部

を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第6条** 木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

**第7条** 木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

**第8条** 木津川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第9条** 木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第10条** 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第11条** 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市市医設置条例の一部改正)

**第12条** 木津川市市医設置条例（平成19年木津川市条例第126号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(木津川市職員駐車場の管理及び使用に関する条例の一部改正)

第13条 木津川市職員駐車場の管理及び使用に関する条例（平成20年木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

別表第1（第2条関係）

給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	144,100	168,700
2	145,200	170,100
3	146,400	172,800
4	147,500	175,400
5	148,600	178,000
6	149,700	180,700
7	150,800	182,400
8	151,900	184,000
9	153,000	185,700
10	154,400	187,200
11	155,700	188,900
12	157,000	190,700
13	158,300	192,400
14	159,800	194,000
15	161,300	195,800
16	162,900	197,600
17	164,200	199,400
18	165,700	200,900
19	167,200	202,700
20	168,700	204,500
21	170,100	206,300

22	172,800	207,900
23	175,400	209,700
24	178,000	211,500
25	180,700	213,300
26	182,400	214,700
27	184,000	216,500
28	185,700	218,200
29	187,200	220,000
30	188,900	221,700
31	190,700	223,400
32	192,400	225,000
33	194,000	226,600
34	195,400	228,000
35	196,900	229,700
36	198,400	231,300
37	199,700	232,900
38	201,000	234,000
39		235,500
40		236,900
41		238,200
42		239,500
43		240,700
44		241,700
45		242,900
46		244,200
47		245,300
48		246,500
49		247,800
50		248,700

51		250, 100
52		251, 500
53		252, 900
54		254, 300
55		255, 700
56		257, 100
57		258, 400
58		259, 600
59		260, 900
60		262, 300
61		263, 600
62		264, 700
63		265, 800
64		267, 100
65		268, 400
66		269, 400
67		270, 500
68		271, 800
69		273, 100
70		274, 000
71		275, 000
72		275, 900
73		277, 000
74		278, 100
75		279, 100
76		280, 000
77		281, 000
78		281, 500
79		282, 400

80		283, 100
81		284, 000
82		285, 000
83		285, 800
84		286, 600
85		287, 400
86		288, 200
87		288, 700
88		289, 100
89		289, 600
90		289, 800
91		290, 100
92		290, 300
93		290, 700
94		290, 900
95		291, 100
96		291, 500
97		291, 800
98		292, 100
99		292, 400
100		292, 700
101		293, 100
102		293, 400
103		293, 800
104		294, 100
105		294, 500
106		294, 700
107		294, 900
108		295, 200

109		295, 600
110		295, 800
111		296, 100
112		296, 500
113		296, 900
114		297, 100
115		297, 400
116		297, 800
117		298, 100
118		298, 300
119		298, 600
120		299, 000
121		299, 300
122		299, 500
123		299, 900
124		300, 300

別表第2 (第2条関係)

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	高度の専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする職務

## ○木津川市会計年度任用職員人事評価実施要綱

令和2年10月28日訓令第5号

## 木津川市会計年度任用職員人事評価実施要綱

(趣旨)

**第1条** この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を人事評価記録書（別記様式第1号）を用いて行うことをいう。
- (2) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において發揮された会計年度任用職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 会計年度任用職員が従事した業務の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。

(被評価者の範囲)

**第3条** この訓令による人事評価の対象となる会計年度任用職員（以下「被評価者」という。）は、毎年1月1日（以下「評価基準日」という。）に在籍する会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。）とする。ただし、負傷又は疾病若しくは出産等による休暇その他の事情によりこの訓令による人事評価の実施が困難である会計年度任用職員の評価については、任命権者が別に定める。

(評価者及び調整者)

**第4条** 人事評価を行う者（以下「評価者」という。）及び人事評価の決定をする者（以下「調整者」という。）は、原則、別表のとおりとする。ただし、被評価者が評価者又は調整者を兼ねることはできない。

(評価期間)

**第5条** 人事評価は、毎年4月1日から12月31までの期間（以下「評価期間」という。）を評価の対象として実施する。

2 新たに会計年度任用職員となった者の評価期間は、新たに会計年度任用職員となった日から直近の12月31日までとする。ただし、新たに会計年度任用職員となった日が当該年度の評価基準日以後の日である場合の人事評価については、任命権者が別に定める。

(勤務状況の把握)

**第6条** 評価者は、被評価者の勤務状況について人事評価に影響すると認められる事項については、勤務状況記録票（別記様式第2号）に記録しなければならない。

(自己申告及び面談)

**第7条** 評価者は、人事評価を行うに際しその参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、評価期間において被評価者が発揮した能力及び業務の達成度に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、人事評価記録書により自己申告を行わせるものとする。

2 自己申告提出時において、評価者はやむを得ない場合を除いて被評価者と面談を行い、当該自己申告の事実確認を行うものとする。

(定期評価の実施及び結果の開示)

**第8条** 評価者は、被評価者について人事評価記録書及び勤務状況記録票により評価を行うものとする。

2 調整者は、前項の評価について審査を行い、能力評価及び業績評価が適当である旨の確認を行い人事評価を決定するものとする。

3 評価者は、前項の決定が行われた後に、被評価者に対し人事評価の結果を当該被評価者へ開示するものとする。

(評価者の責務)

**第9条** 評価者は、常に自らが評価を行う被評価者の勤務状況について把握するよう努め、適正な人事評価を行うとともに、人事評価の結果に基づき被評価者の指導育成に努めなければならぬ。

(人事評価の結果の活用)

**第10条** 任命権者は、翌年度の会計年度任用職員に被評価者を選考する際に、当該被評価者の人事評価の結果を参考にできる。

2 任命権者は、木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年木津川市規則第5号）第19条第1項第5号に規定する勤務成績に、人事評価の結果を活用するものとする。

(苦情への対応)

**第11条** 第8条第3項の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する会計年度任用職員の苦情対応については、別に定める。

(補則)

**第12条** この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の人事評価の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(令和2年度における評価期間の特例)

2 令和2年度における第5条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月1日」とあるのは「この訓令の施行の日」とする。

別表（第4条関係）

勤務場所	評価者	調整者
(1) 幼稚園又は保育園	教頭又は園長補佐	園長
(2) 図書館	中央図書館長が指定する係長職以上の者	中央図書館長
(3) 上記以外の出先機関	所管課長又は出先機関の長が指定する係長職以上の者	所管課長又は出先機関の長
(4) 本庁	所属長が指定する係長職以上の者	課長又は担当課長

別記様式第1号（第2条関係）

## 人事評価記録書（会計年度任用職員）

職員番号		職員氏名		所属名	
評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
評価者			面談日	年 月 日	
調整者			評価日	年 月 日	

### 1 能力評価

評価項目及び行動	自己申告		評価者	
	自己評価 ※該当するものに 「○」	コメント	評価 ※点数を記載 「1~5」	所見
公正な職務遂行と厳正な服務規律の確保に努め、業務に取り組めた	できた まあまあできた あまりできなかった できなかった			
業務に必要な知識・技術を有しており、特に留意すべき問題が無く職務遂行することができた	できた まあまあできた あまりできなかった できなかった			

<倫理・知識・技能>

### 2 業績評価

評価項目及び行動	自己申告		評価者	
	自己評価 ※該当するものに 「○」	コメント	評価 ※点数を記載 「1~5」	所見
与えられた業務を確実に遂行することができた	できた まあまあできた あまりできなかった できなかった			

### 3 評価者講評

--	--

### 4 人事評価結果

総合評価及び点数	調整者講評

良（13~15）、可（7~12）、不可（~6）

## 別記様式第2号（第6条関係）

## 勤務状況記録票（会計年度任用職員）

## 「第3次行財政改革行動計画」令和3年度外部評価調査票

項目No	21 電子申請・届出システムの推進			
項目名	市民の利便性の向上や業務の効率化に繋がる行政手続のオンライン化について、費用対効果に留意しながら推進します。			
項目設定年度／区分	H30 設定／●集約	所管部局	マチオモイ部 学研企画課	

## 【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4
検討年度					
評価	S：特に良好に進捗 A：良好に進捗 B：概ね進捗 C：進捗に課題あり				
主な指標等	電子申請・届出可能事務数（件）				
	13件	13件	13件		
効果額（千円）					
目標					

## 【取組み実績・特記事項】

H30	児童手当に関する手続きや受給資格及び額についての認定請求など、不在者投票の投票用紙等の請求に係るオンライン手続きを開始した。また、ふるさと納税の寄附申込に係るオンライン手続きのウェブサイトを追加した。
R1	マイナポイントの活用に向けたマイキーIDの設定支援を行うことにより、電子申請の本人確認に必要となるマイナンバーカードの普及促進に取り組んだ。 ①図書館の図書貸出予約等（38,921件）、②ふるさと納税（579件）、③研修・講習・イベント申込（496件）、④地方税申告手続き（eLTAX）（54,983件）、⑤～⑨住民票等証明書コンビニ交付（4,257件）、⑩市有財産販売に係る電子入札（4件）、⑪業務発注に係る電子入札（101件）、⑫児童手当（0件）、⑬不在者投票（0件）
R2	押印の見直しにあわせ、手続きのオンライン化の可否について洗い出しを行った。並行して、利用者が使いやすいフォーム作成ツールを導入し、市民向けのみでなく内部手続きについてもオンライン化を推進した。 WEBフォーム（市民向け）作成数 13件（R3.2～） 利用数 133件

## 【調査事項①】

### ○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由

（定性評価の進捗度）

（定量評価の達成度）

### ○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針

洗い出した手続きのオンライン化について進捗管理を行うとともに、国のデジタル庁創設によるデジタル化の動向に注視しながら、オンライン手続が可能となるよう例規整備やシステムの機能追加など環境整備を進める。

※C評価の場合のみ記載

### ○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等

## 【調査事項②】

### ○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）

オンライン化が可能な手続きについて洗い出したことで網羅的に把握することができた。今後の取組みの基礎としてスマート化を図る。

### ○効率性（費用対効果は。）

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

市民にとっても職員にとっても使いやすい汎用的な電子申請ツールを導入し、利便性と事務の効率化を図る。また、同じツールを利用する団体間で情報交換・資源共有することで更なる事務負担とコストを軽減する。

### ○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）

オンライン申請による場所や時間にとらわれない手続きを可能とすることで、利便性の向上が図れる。また、来庁することによる新型コロナウイルスへの感染リスクの低減など、新たな生活様式に繋げていく。

## ○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

R 1. 2 スマート化宣言

R 3. 2 電子申請ツールの実証実験

- ・電子申請を活用した内部手続きのオンライン化
- ・外部手続きのオンライン化

R 3. 3 押印見直しの実施

R 3. 4 電子図書館の導入

R 3. 4 電子申請ツールの本格導入

R 3. 3 オンライン可能な手続きの洗い出し

R 3. 6 オンライン可能な手続き拡大に向けた検討

## 木津川市における電子申請・届出可能な事務について

番号	電子申請内容	令和2年度 件数
1	図書館の図書貸出予約等 スマホやパソコン等によるWeb予約	38,921
2	ふるさと納税 ふるさと納税ポータルサイトによる寄附	1,090
3	研修・イベント申込・庁内申請 Webフォームを活用した各種申請・届出	919
4	地方税申告手続き（eLTAX） 地方税ポータルシステムによる申告・納税	53,531
5	コンビニ印鑑証明交付 マイナンバーカード（住基カード）を用いたコンビニでの証明書の交付	2,622
6	コンビニ住民票交付 マイナンバーカード（住基カード）を用いたコンビニでの証明書の交付	2,808
7	市有財産販売に係る電子入札 Yahoo!官公庁オークションによる市有財産の売払い	243
8	業務発注に係る電子入札 京都府電子入札システムを利用した電子入札	109
9	コンビニ税証明交付 マイナンバーカードを用いたコンビニでの証明書の交付	384
10	コンビニ戸籍証明交付 マイナンバーカードを用いたコンビニでの証明書の交付	327
11	コンビニ戸籍附表交付 マイナンバーカードを用いたコンビニでの証明書の交付	36
12	児童手当 マイナポータル（京都府・市町村共同電子申請システム）での 児童手当に係る各種オンライン申請	0
13	不在者投票 不在者投票の投票用紙等の請求に係るオンライン手続き	0
合 計		100,990

## WEBフォーム活用実績（令和2年度）

令和3年6月24日時点

No	ユーザー名	フォーム名	回答数
1	税務課	申告相談	1
2	人事秘書課	木津川市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書提出フォーム	82
3	社会福祉課	第70回“社会を明るくする運動”標語の募集について	9
4	学研企画課	広報きづがわアンケート	4
5	市民課	マイナンバー受け取り予約申込み	1
6	学研企画課	きづがわいいちゃんねる 視聴者プレゼント企画	0
7	学研企画課	公共交通と市内店舗の利用促進について	8
8	学研企画課	木津川市「ふるさと応援事業団体」アンケートについて	9
9	観光商工課	4月25日開催 古民家ふすま張ワークショップ参加申込	8
10	健康推進課	離乳食教室6月	4
11	人事秘書課	後援名義使用許可申請書	5
12	人事秘書課	後援事業完了報告書	1
13	人事秘書課	後援名義使用事業内容変更・中止届出書	1
			133

## WEBフォーム活用実績（令和2年度）

令和3年7月15日時点

No	ユーザー名	フォーム名	回答数
1	税務課	申告相談	1
2	人事秘書課	木津川市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書提出フォーム	104
3	社会福祉課	第70回“社会を明るくする運動”標語の募集について	9
4	学研企画課	広報きづがわアンケート	4
12	市民課	マイナンバー受け取り予約申込み	1
13	学研企画課	きづがわいいちゃんねる 視聴者プレゼント企画	0
14	学研企画課	公共交通と市内店舗の利用促進について	8
15	学研企画課	木津川市「ふるさと応援事業団体」アンケートについて	9
16	観光商工課	4月25日開催 古民家ふすま張ワークショップ参加申込	8
17	健康推進課	離乳食教室6月	4
18	人事秘書課	後援名義使用許可申請書	7
19	人事秘書課	後援事業完了報告書	1
20	人事秘書課	後援名義使用事業内容変更・中止届出書	1
			157

## WEBフォーム活用実績（令和3年度）

令和3年7月15日時点

No	ユーザー名	フォーム名	回答数
21	学研企画課	木津川市コロナワクチン接種予約フォーム	21,619
22	健康推進課	離乳食教室7月	1
23	健康推進課	離乳食教室8月	2
24	市民課	マイナンバーカード受取・電子証明書更新受付予約フォーム	3,230
25	学研企画課	コロナワクチン接種キャンセル待ちフォーム	2,895
26	市民課	(使用不可) マイナンバーカードオンライン申請受付予約フォーム	55
27	観光商工課	木津川市秋祭り2021（仮称）第1回実行委員会 入力シート	12
28	観光商工課	公共施設における事業利用に関するアンケート調	0
29	学研企画課	【G～】新型コロナワクチン接種予約フォーム	2,595
30	学研企画課	【G～】新型コロナワクチン接種予約キャンセル待ちフォーム	24
			30,433

## 内部向けWEBフォーム活用実績（令和3年度）

令和3年7月15日時点

No	ユーザー名	フォーム名	回答数
1	学研企画課	「自治体DX推進のための研修会」アンケートフォーム	12
2	人事秘書課	eラーニングに関する職員アンケート	0
3	学研企画課	自治体DX推進のための研修会「自治体DX、職員にできる”はじめの一歩”」申し込みフォーム	103
4	人事秘書課	<木津川市職域接種>新型コロナウイルスワクチン接種予約申込フォーム	9
5	人事秘書課	【削除】<木津川市職員等対象>新型コロナウイルスワクチン接種予約申込フォーム	60
6	学研企画課	第1回スマート化計画策定部会の出欠について	23
7	学研企画課	「スマート化計画策定部会」構成員の選出について	11
8	学研企画課	基幹業務支援システム端末状況調査	13
9	学研企画課	GIGA日程調整	6
10	学研企画課	学研企画課 行動記録	0
11	人事秘書課	【共済組合】新規加入組合員共済制度研修会の出欠確認について	25
12	人事秘書課	マイナンバーカードの取得状況の把握について【令和3年3月末時点】	110
13	学研企画課	業務でのLINEの利用等に係る現状調査	34
14	人事秘書課	令和2年度コンプライアンス研修受研後アンケート	184
15	学研企画課	庁内ブログ『再起動してください！』～コメントお待ちしています。～	21
16	学研企画課	LoGoチャットモバイル端末利用申請書	219
17	学研企画課	会議録システム使用後アンケート	8
18	学研企画課	会計年度任用職員等のインターネット閲覧申請書	6
19	学研企画課	インターネットにおけるページ閲覧申請書	42
20	学研企画課	インターネット系ネットワークからのファイル持出申請書	23
21	学研企画課	メールアカウント申請書	2
22	学研企画課	会計年度職員等のアカウント申請書	63
23	学研企画課	外部に設置する記憶媒体等の使用申請書	19
24	総務課	マイナンバー利用事務・関係事務コース～修了テスト～	269
			1,262

# 木津川市スマート化宣言

令和2年2月4日 京都府木津川市

## ▶ 宣言

Society5.0の実現に向け、先進技術やビッグデータの活用による『スマート』な市政運営を行い、これから的人口減少社会にあって、持続的発展性のあるまちづくりを戦略的に進めることを宣言します。

## ▶ 3つの戦略

### ① 市民サービスのスマート化

ICT等の活用により、市民生活における利便性向上を図り、あらゆる世代の市民の満足度を高めます。

### ② 「稼ぐ」地域づくりへのスマート化

デジタルマーケティングを活用した市内産業の競争力の強化を進めます。

### ③ 行政事務のスマート化

AI等の活用により、効率的な行政運営を行うとともに、職員の人材育成を進めます。

# ▶ 実現に向けた取り組み

## 市民サービスのスマート化

①

- キャッシュレスによる公金収納の推進
- 行政手続きのデジタル化の推進
- 市公式アプリの効果的な活用
- 災害情報伝達の多重化

## 「稼ぐ」地域づくりへのスマート化

②

- ＩＴ企業との連携による、デジタルマーケティングの戦略的な活動支援
- オープンデータの推進及びビッグデータの活用
- SNSを活用したシティプロモーションの強化

## 行政事務のスマート化

③

- AＩ・RPAなどの先進技術の活用
- ペーパーレスの推進
- 研修を通じた職員の意識改革・人材育成

スマート自治体の実現に向けたロードマップ<sup>6</sup>

## スマート自治体とは

人口減少が深刻化する中、ICTを活用し職員を事務作業から解放し、職員でなければできないより価値のある業務に注力することで、自治体が持続可能なまちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するもの。

原則①：行政手続きを紙から電子へ

原則②：行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用方式へ

原則③：守りの分野から攻めの分野へ

原則	キーワード	詳細	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	
原則①	デジタル手続	マイナンバーカード 情報連携 電子申請システム（府共同） 電子決裁 文書管理システム（府共同） ワンストップサービス					制度開始 連携開始				【マイナンバー推進体制強化】 ・カード普及 ・情報連携の徹底、マイナポータル 【共同利用システムの利用促進】 ・がん検診 【電子決裁導入の検討】 ・文書管理（府共同利用システム） ・財務会計（財務会計システム） 【総合窓口導入の検討】 ・窓口システムの検討										
原則②	クラウド	地域創生クラウド セキュリティクラウド 自治体クラウド（基幹系）					第1期セキュリティクラウド クラウド移行				【地域創生クラウドサービス開始】 【みらいネットのSINET接続】 【LoGoチャット実証導入】 【テレワーク機能実装】 第2期セキュリティクラウド ・パブリッククラウド検討 地図システムクラウド移行										
原則③	RPA AI モバイル テレワーク オープンデータ	RPA AI・OCR 多言語対応 議事録作成 チャットボット 端末のモバイル化							実証実験	【本格導入】 実証実験 【本格導入】 市民課導入 導入検討 導入検討 【モバイル化検討】 【導入検討】 ・ニーズ把握 ・運用ルール検討 【推薦データセット公開】	20業務	対象業務再調査									

## 木津川市スマート化宣言

## 実施事業一覧

## ①市民サービスのスマート化

番号	実施事業	事業の内容	現状	目標値	担当課
1	コンビニ交付	コンビニで証明書を交付	①住民票 ②印鑑登録証明書 ③戸籍証明 ④税証明 ・交付枚数 R1 4,200枚／年	・交付枚数 5,000枚／年	市民課
2	市内wi-fiスポットの整備	子育て支援や市内観光の利便性向上を図るため、市内の公共施設、駅、寺社などに公衆無線wi-fiを整備。	・整備個所数 48か所	・整備個所数 50か所	学研企画課
3	キャッシュレスによる公金収納	スマートフォン等を利用したキャッシュレス決済による収納を拡大。 ①クレジット決済（水道料金） ②アプリ決済（水道・税・料） ③クレジット決済（ふるさと納税）	・収納件数（累計） ①9,259件 ②558件 ③473件	・収納件数（累計） ①10,000件 ②600件 ③500件	①水道業務課 ②税務課 国保年金課 高齢介護課 こども宝課 ③学研企画課 (全庁)
4	ネットワークプリンタの活用	自宅にプリンタを所有していないなどの理由により、各種申請書の印刷が出来ない方のために、市ホームページからネットワークプリントサービスのサイトへリンク。	・リンク数 2件	・リンク数 2件	学研企画課
5	小・中学校へのタブレット端末の配備	ICT教育の推進を図るため、市内の全小・中学校へタブレット端末を配備。 (令和6年度まで)	・配備台数 321台	・配備台数 2,895台	学校教育課
6	行政手続きのデジタル化	マイナンバーカードの普及促進及び、電子申請サービスの拡大。	・カード交付件数 9,740枚 ・電子申請サービス数 14サービス（図書館の貸出受付、ふるさと納税、研修・講習・イベント申込、eLTAX、コンビニ交付（印鑑証明、住民票、納税証明、戸籍証明、戸籍除票）、児童手当、不在者投票、電子入札（財産販売）、電子入札（業務発注）、文化スポーツ施設の利用予約）、採用試験募集（会計年度）	・カード交付件数 12,200枚 ・電子申請サービス数 50サービス（継続） ・採用試験応募件数 90%オンライン申込	市民課 学研企画課 (全庁)
7	子育てアプリの活用	検診や子育て支援センターのイベントなどが確認できる「子育てアプリ」を配信。	・ユーザー数 2,050 ・アクセス数 17,549	・ユーザー数 2,500 ・アクセス数 20,000	こども宝課 健康推進課 学研企画課
8	観光アプリの活用	観光スポットやおすすめルートが確認できる「観光アプリ」を配信。	・ユーザー数 3,050	・ユーザー数 3,500	観光商工課 学研企画課

## 木津川市スマート化宣言

### 実施事業一覧

#### ①市民サービスのスマート化

番号	実施事業	事業の内容	現状	目標値	担当課
9	ごみ分別アプリの活用 (多言語対応)	ごみの収集日やごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する情報を確認できる「木津川市ごみ分別アプリ」を配信。	・ユーザー数 1,306	・ユーザー数 6,000	まち美化推進課
10	広報紙のデジタル化 (多言語対応)	多言語に対応した市広報紙のアプリを構築し、配信。	・アクセス数 1,323件 ・外国語のアクセス数 174件	・アクセス数 2,500件 ・外国語のアクセス数 250件	学研企画課
11	ポケット翻訳機の活用 (多言語対応)	多言語対応によるまちづくりを推進するため、市役所窓口や災害時などにおいて活用できるポケット翻訳機を導入。	・対応件数 R2 0件	・対応件数 20件	学研企画課
12	災害情報伝達の多重化 (多言語対応)	情報伝達手段の多様化を図るため、防災情報システムや位置情報システムを活用。	・防災情報メール登録者数 6,649人	・防災情報メール登録者数 7,000人	危機管理課
13	庁舎キャッシュレス	市役所の小額手数料に対しキャッシュレスでの支払いを可能とする。 クレジット、QR決済、電子マネー	・7か所設置 市民課、税務課 まち美化推進課 両支所、西部出張所 会計課 ・対応業務等 36件	・手数料等キャッシュレス化 10か所窓口 ・対応業務等 40件	学研企画課
14	電子図書館	奈良市電子図書館の利用可能	・奈良市北部図書館利用登録者数 2,489人	・奈良市北部図書館利用登録者数 5,000人	社会教育課 学研企画課
15	市役所手続きにおける押印レス	行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行い感染症対策や市民の負担軽減、業務の見直しや効率化を図る	・押印廃止件数 1,413件	・押印廃止件数 1,000件	総務課
16	書かない窓口システム導入	来庁者が申請書への記入を要請することなく、ライフィベント等の手続きが完了する。	導入業務数 30業務（予定）	導入業務数 50業務	総合窓口 P.T. ・市民課 ・学研企画課 ・行財政改革推進室

## 木津川市スマート化宣言

### 実施事業一覧

#### ②「稼ぐ」地域づくりへのスマート化

番号	実施事業	事業の内容	現状	目標値（案）	担当課
1	デジタルマーケティングを活用した産業競争力の強化	Googleが保有しているノウハウや情報を最大限活用し、市内の企業・商店のデジタルに対する意識改革を推進。		・市内企業向け研修回数 2回	観光商工課
2	オープンデータ・ビッグデータの推進と活用	市が保有する情報を積極的にオープンデータ化することで、地域連携を図るとともに、ビッグデータを分析。	・オープンデータセット項目数 2件	・オープンデータセット項目数 10	学研企画課
3	Facebook、YouTube等SNSの活用	市内イベント等のタイムリーな情報を、画像や動画を効果的に活用し、シティプロモーションに繋げる。	・リーチ数（F B） 81,973リーチ ・閲覧数（YouTube） 346回	・リーチ数（F B） 90,000リーチ ・閲覧数（YouTube） 400回	学研企画課
4	ふるさと納税を活用したD2C	ECサイトの持たない事業者に、ふるさと納税ポータルサイトを活用したマーケティングを実施	・投稿数 30件 ※FB・Instagram	・投稿数 50件 ※FB・Instagram	学研企画課

## 木津川市スマート化宣言

### 実施事業一覧

#### ③行政事務のスマート化

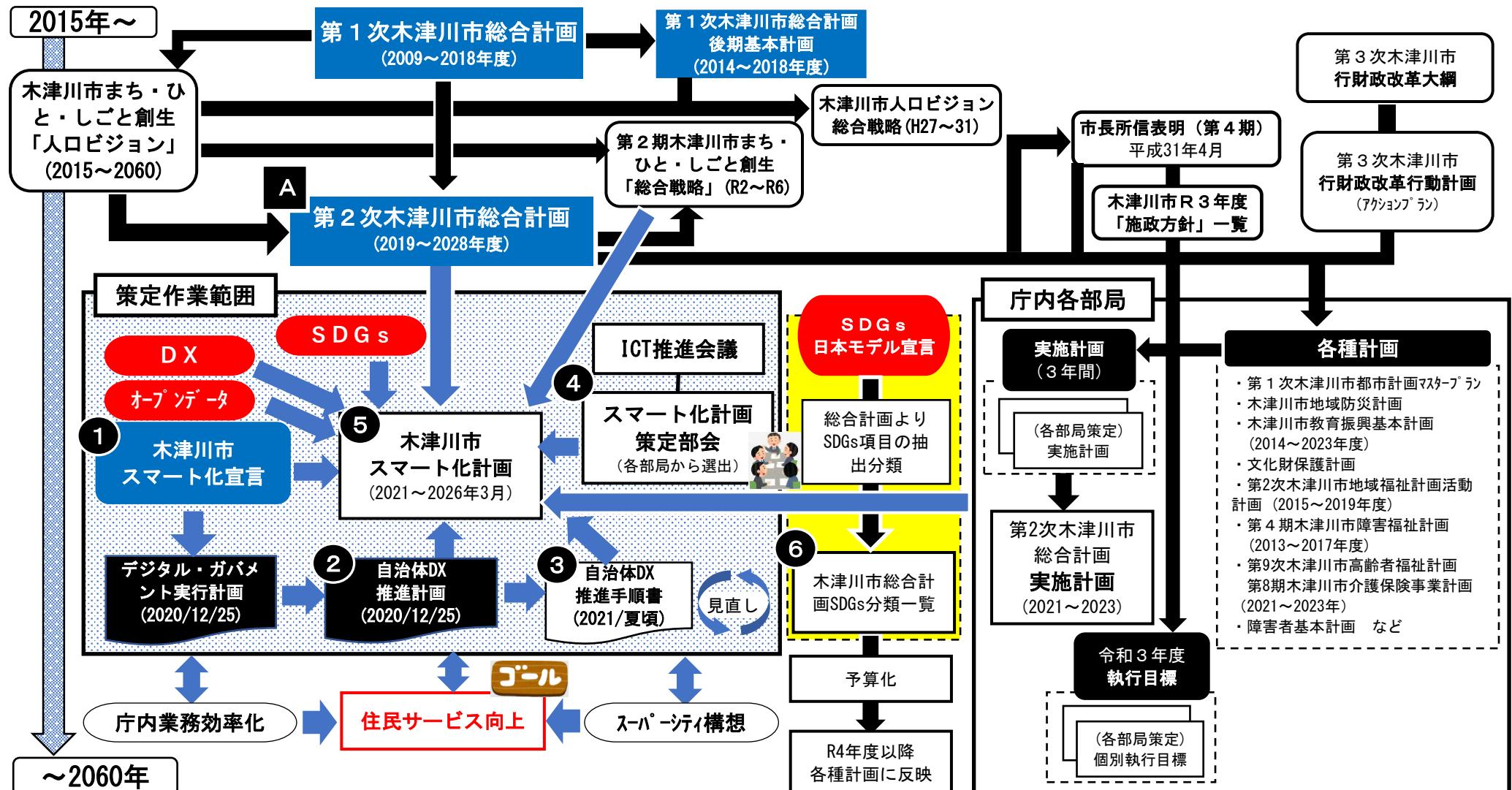
番号	実施事業	事業の内容	現状	目標値（案）	担当課
1	AI・RPAなどの最先端技術の活用	市の業務において、AI・OCR・RPAを積極的に導入するとともに、新たな技術の活用を調査・研究。	・RPA導入業務数 1業務	・RPA導入業務数 6業務／年	学研企画課
2	クラウド利用の拡大	京都府市町村基幹業務支援システムの継続的な利用を進めるとともに、各種システムの更新時期に併せて共同利用（クラウド化）を検討。	・クラウド化システム数 5システム	・クラウド化システム数 5システム（継続）	学研企画課
3	統合型GISシステムの活用	業務の効率化を図るため、京都府市町村統合型GISによる地図システムを有効的に活用。	・レイヤー数 341	・レイヤー数 360	学研企画課
4	PC端末などを利用したペーパレスの推進	庁内会議等において、PC端末を活用することで、ペーパレスを推進。	・ペーパーレス会議数 60 ・コピーカウント数 5,795,292	・ペーパーレス会議数 70 ・コピーカウント数 5,500,000	学研企画課
5	研修等を通じた職員の人材育成	スマート化の専門講師による、研修等によりビッグデータを分析できる人材の育成。	・コロナで延期	・研修回数 1回	人事秘書課
6	オンライン会議の推奨	ニューノーマルな社会に対応するため、WEB会議の環境を整え、庁内に推奨する。	・会議回数 (R2年度) 290回	・会議回数 100回／年	学研企画課
7	オンライン研修の実施	場所や時間を選ばない多様なスタイルで研修を実施する。	・参加者数（令和2年度） 延べ1,318人	・参加者数 延べ 2,000人／年	人事秘書課
8	テレワークの推進	テレワークの環境を整備し、場所や時間を選ばない多様なスタイルで、人材確保や働き方改革を行う。	・参加者数 延べ 57人	・参加者数 延べ 30人／年	人事秘書課・学研企画課
9	ビジネスチャットの導入	場所や時間を選ばない多様なスタイルでコミュニケーションを図る。	・削減時間 20時間／人	・削減時間 10時間／人	学研企画課
10	WEBフォーム導入によるオンライン手続き促進	オンライン手続きにより、入力業務の効率化・削減	・公開フォーム数 34件	・公開フォーム数 10件／年	学研企画課

## 木津川市スマート化計画策定及びSDGs日本モデル宣言関連図

【スマート化計画策定作業】 「木津川市スマート化宣言」(図表①)の具体的な実施方針及び計画策定のため、スマート化宣言後に国から示された「自治体DX推進計画」(図表②)並びに「自治体DX推進手順書(2021年夏頃公開予定)」(図表③)の内容を盛り込んだ内容とする。

具体的な計画策定の体制として、「ICT推進会議」及び「スマート化計画策定部会」(図表④)を新設し、「木津川市スマート化計画」(図表⑤)を策定。

【SDGs関連作業】「2次木津川市総合計画」(図表A)よりSDGs関連項目を一覧表化し、各部局の次年度以降の計画に反映(予算化必要)。



## 「第3次行財政改革行動計画」令和3年度外部評価調査票

項目No	65 外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）			
項目名	市内の緑化推進を図るため、木津川市公園都市緑化協会の事業内容を精査し、今後の方向性・改善案を検討します。			
項目設定年度／区分	H30 設定／□検討		所管部局	建設部 管理課

## 【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1（H31）	R2	R3	R4
検討年度	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
評価	S：特に良好に進捗 A：良好に進捗 B：概ね進捗 C：進捗に課題あり				
	B	B	B		
主な指標等					
効果額（千円）					
目標					

## 【取組み実績・特記事項】

H30	緑化協会の理事及び評議員として参画し、事業内容を精査し、健全運営に向けた指導等を行った。
R1	前年度に引き続き協会理事及び評議員として参画し、定款に沿った事業内容となるよう指導等を行った。
R2	前年度に引き続き協会理事及び評議員として参画し、定款に沿った事業内容となるよう指導等を行った。

## 【調査事項①】

### ○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由

#### （定性評価の進捗度）

収支については黒字が続いていることから、団体の経営状況も良好であることから、概ね進捗していると判断した。

#### （定量評価の達成度）

### ○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針

外郭団体の理事、及び評議員として事業内容の精査を行うことにより、今後も健全な運営に向けた指導監督を行っていく。

### ※C評価の場合のみ記載

### ○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等

## 【調査事項②】

### ○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）

イベント等における花の種、腐葉土の配布を行うことにより、市民の方々の緑化に対する意識の向上に努めたことから、その取り組みは有効であった。

### ○効率性（費用対効果は。）

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

財政効果を目的とした団体、事業ではない（公益財団法人）。

都市公園等の除草、剪定作業、花壇づくり等を通じて、市における緑化を促進し、地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを事業目的としている。

### ○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）

きれいに管理された公園で、市民の方々が余暇を過ごしており、満足していただいている。

### ○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

○公園都市緑化協会の業務内容を広報誌やホームページに掲載し、幅広く周知を行った。

○緑化友の会の業務内容を記載した会員募集チラシをイベント等で配布した。

# 公益財団法人木津川市公園都市緑化協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人木津川市公園都市緑化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都府木津川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域高齢者の健康増進、福祉増進を図り、実益を兼ねた有意義な生活リズムを保持するため、民有地の緑化及び公園緑地等の整備により緑地保全を促進し普及啓発等を行うことにより、木津川市における緑化を推進し、もつて地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域高齢者を活用し福祉増進のため、都市公園等の維持・管理業務の事業
- (2) 地域環境保全のため、雑草堆肥化に関する業務の事業
- (3) イベント等の事業
- (4) 緑化基金の造成、管理・運用及び地域緑化に関する緑化推進及び普及啓発事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、木津川市において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で基本財産に組み入れることを決議した財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え

置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的財産取得財産残額の算定)

**第9条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に、評議員10名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又ハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財

- 産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

**第13条** 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第 14 条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第 15 条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第 16 条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第 17 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

**第 18 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第 19 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつ

て解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (報酬等)

**第 26 条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第 7 章 理事会

(構成)

**第 27 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第 28 条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

**第 29 条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

**第 30 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

**第 31 条** 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第 32 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

**第33条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第34条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第35条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第36条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、次に掲げるものとする。  
今井 洋一 炭谷 育夫 山守 和良 河村 穆 三上 武  
山本 貢 山村 弘 松島 謙治 長岡 金吾 小豆 武男
- 4 この法人の最初の理事長は今井洋一とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。  
福井 靖 木下 強 山村 正司 藤原 邦男 三井 誠二  
岡田 忠男 林 弘 木村 滋 向井 宏次 藤林 英和
- 6 この法人の最初の監事は、次に掲げるものとする。  
岩井 重彦 中尾 儀寛

### 附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成22年7月30日から施行する。
- 2 平成22年度に限り、改正後の第6条の規定中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

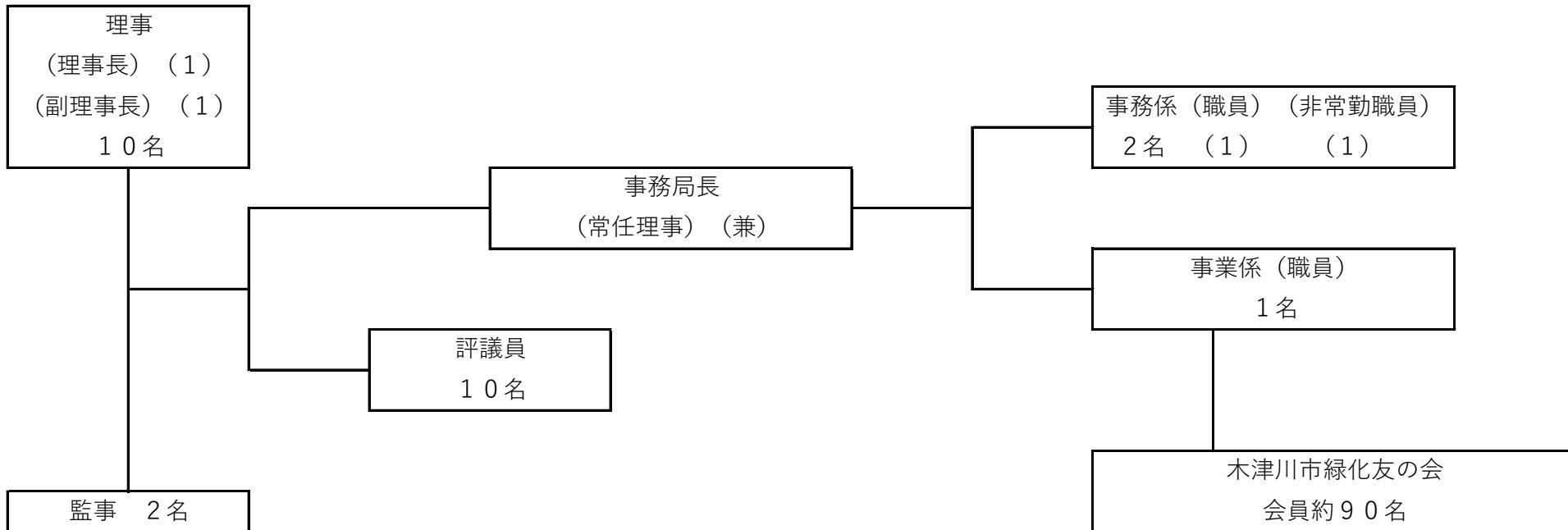
### 附 則

この定款の一部改正は、平成26年3月19日から施行する。

この定款の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

---

## 公益財団法人 木津川市公園都市緑化協会 機構組織図



# 公益財団法人木津川市公園都市緑化協会

## 役員名簿

役職名	職名
理事長	木津川市副市長
副理事長	木津川市建設部長
理事	木津川市老人クラブ連合会 木津支部長
//	木津川市農業委員会
//	木津川市社会福祉協議会会长
//	木津川市商工会会長
//	木津川市建設業協会会长
//	木津川市校園長会会长
//	木津川市緑化友の会会长
//	(公財)木津川市公園都市緑化協会事務局長
監事	公認会計士・税理士
//	木津川市会計管理者

## 評議委員名簿

職名
元木津川市職員
JA京都やましろ木津支店 運営協議会
JA京都やましろ木津支店長
木津川市老人クラブ連合会
木津川市社会福祉協議会 事務局次長
元(公財)木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団事務局長
(公社)木津川市シルバー人材センター事務局長
木津川市緑化友の会副会長
木津川市建設部管理課長
木津川市マチオモイ部観光商工課長

令 和 2 年 度

事業報告及び決算報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益財団法人 木津川市公園都市緑化協会

## 《 目 次 》

### I 令和2年度事業報告書

1. 事業概要	1
2. 役員会等の開催	3
3. 行事、会議への出席、出張等	4

### II 令和2年度決算報告書

1. 貸借対照表	5
2. 正味財産増減計算書	6
3. 正味財産増減計算書内訳表	8
4. 財務諸表に対する注記	10
5. 附属明細書	12
6. 財産目録	13
7. 収支計算書	15
8. 監査報告書	18

# I 令和2年度事業報告書

## 1. 事業概要

### (1) 緑化推進・普及啓発事業

#### ①「緑とふれあい桜まつり」

- ・開催する予定で広報等に掲載するなど準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により、来場者及び関係者の安全確保のため今年度は中止とした。
- ・イベントは中止となつたが、イベント前後1週間の令和2年3月28日から4月11日まで、ふれあい広場堤防を提燈でライトアップ、並びにふれあい広場内に鯉のぼりを飾った。

#### ②花いっぱい運動の推進

- ・4月テルスター3, 270株、6月マリーゴールド3, 527株、ケイトウ890株、11月パンジー・ビオラ、4, 880株、葉ボタン227株、3月テルスター4, 255株の花苗を市内の公共施設約50箇所に配付。(加茂・山城地区は、小・中学校、保育園に配布)
- ・木津川市が実施しているアダプト事業に協力し、育成した花苗の提供。
- ・木津川市役所前に大型プランターを設置し、季節ごとに花苗の植栽。
- ・ふれあい広場堤防と州見台公園に春は菜の花、秋にコスモスの回廊を造成。

#### ③都市緑化推進運動ポスター（絵画）コンクールの実施

- ・緑化活動の推進、普及啓発を図るため、「緑の自然を大切に」「花いっぱいのまちに」のテーマで、市内小・中学生を対象にポスターコンクールを実施。
- ・応募総数886名（小学生422名、中学生464名）があり、優秀作品28点を協会HPと木津川市広報に掲載。（各部門、市長賞1点、教育長賞1点、緑化協会理事長賞1点、緑と文化・スポーツ振興事業団理事長賞1点、入選5点、佳作5点）。
- ・応募者全員に参加賞。入賞者28名に賞状並びに副賞の授与。
- ・公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団が共催。

#### ④園芸教室の開催

- ア・開催年月日 令和2年12月14日（月）
- ・開催場所 緑化協会会議室
- ・受講人数 14名
- ・内 容 「シダリウムづくり」  
シダとコケを組み合わせ、流木や溶岩石をバランスよく配置し、作成。

・受講料 2,000円

#### ⑤雑草堆肥化事業

- ・公園で除草した草をチップ処理、切り返し、収納作業を行い、堆肥づくり。
- ・木津川市広報に配布記事を掲載し、新型コロナウイルス感染拡大防止策をとったうえで、出来上がった堆肥を希望者に木津中央体育館裏にて年1回262名の方に無料配布。
- ・希望する市内保育園に堆肥の提供。

#### ⑥緑化友の会の活動の充実

##### ・公園、緑地、広場の清掃作業

ふれあい広場、兜谷公園、大里公園、土師山公園、音浄ヶ谷公園、木津川台公園、州見台公園、城山台公園の清掃作業（ゴミ収集、トイレ清掃、花壇の手入れ等）を週2回実施。

上人ヶ平公園の清掃作業（ゴミ収集、トイレ清掃）を週1回実施。

##### ・公園、緑地、広場の除草作業

ふれあい広場等の公園、鹿川堤防敷の桜並木の除草作業の実施。

##### ・公園、緑地、広場の間伐作業

ふれあい広場等の公園の間伐作業の実施。

##### ・公園等の花づくり作業

春はテルスター、夏にマリーゴールド・ケイトウ、秋はコスモス、冬にパンジー・ビオラ・葉ボタン・菜の花の播種等四季折々の花の育成。各公園の花壇には年4回花の植え替えを行い、花壇の整備。また、今年度新たに城山台公園に花壇2か所を造成し、年1回花の植栽を実施。

##### ・雑草堆肥化作業

公園で除草した草をチップ処理、切り返し、収納作業を行い、堆肥づくり。

・令和3年3月31現在、会員89名（うち休会3名）賛助会員8名。

### （2）受託事業

#### ①公園緑地維持管理事業

##### ・都市公園・緑地・堰堤緑地14箇所の維持管理

ア ふれあい広場、兜谷公園、大里公園、土師山公園、音浄ヶ谷公園及び緑地、木津川台公園、州見台公園、梅美台公園、城山台公園、曾根山大・小緑地及び鹿川堰堤桜並木の維持管理を受託し、公園内の清掃（トイレ清掃、ゴミ収集等）を週2回、除草作業を年3回、樹木の剪定等の作業を年1回実施。また花壇の管理等も年間を通じて実施。

イ 上人ヶ平遺跡公園のトイレ清掃、ゴミ収集等を実施（週1回）。

ウ ふれあい広場竹林の施肥、間引き等の管理作業の実施。

## 2. 役員会等の開催

### (1) 理事会及び評議員会

会議名	開 催 日	審 議 事 項	
理事会	令和2年5月28日	第1号議案	令和元年度事業報告及び決算報告書について
		第2号議案	評議員会の日時及び場所、目的である事項について
評議員会	令和2年6月24日	第1号議案	令和元年度事業報告及び決算報告書について
		第2号議案	理事の選任について
		第3号議案	評議員の補欠選任について
臨時 理事会 (みなしへ 議)	令和2年7月6日	第1号議案	理事長及び副理事長の選定について
臨時 理事会	令和2年11月30日	第1号議案	令和2年度補正予算（案）について
		第2号議案	職員給与規程の一部改正（案）について
		第3号議案	臨時評議員会の日時及び場所、目的である事項について
臨時 評議員会	令和2年12月9日	第1号議案	令和2年度補正予算（案）について
		第2号議案	職員給与規程の一部改正（案）について
理事会	令和3年3月12日	第1号議案	令和2年度補正予算（案）について
		第2号議案	令和3年度事業計画（案）及び予算書（案）について
		第3号議案	非常勤職員採用規程の一部改正（案）について
		第4号議案	評議員会の日時及び場所、目的である事項について
評議員会	令和3年3月24日	第1号議案	令和2年度補正予算（案）について
		第2号議案	令和3年度事業計画（案）及び予算書（案）について
		第3号議案	非常勤職員採用規程の一部改正（案）について

(2) 会計監査

会議名	開催日	監査内容
監査	令和2年5月22日	令和元年度事業報告書及び決算報告書に関する 財務諸表並びに関係証憑書類審査

3. 行事、会議への出席、出張等

会議等の名称	開催日	場所
木津川市夏祭り実行委員会 2020	令和2年8月6日	木津川市役所会議室
第28回緑化友の会総会	令和2年4月23日	中央体育館裏
緑化友の会入会説明会	令和2年12月1日 令和3年3月1日	緑化協会会議室
緑化友の会役員・班長会	令和2年6月18日 令和2年9月17日 令和2年12月17日 令和3年3月18日	緑化協会会議室
京都府（政務調整課）検査	令和2年9月2日	緑化協会会議室
ポスターコンクール審査会	令和2年9月16日	緑化協会会議室
園芸教室	令和2年12月14日	緑化協会会議室

## II 令和2年度決算報告書

### 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	9,251,221	10,228,676	△ 977,455
未収金	7,943,634	8,466,034	△ 522,400
流動資産合計	17,194,855	18,694,710	△ 1,499,855
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	306,200,000	306,200,000	0
基本財産合計	306,200,000	306,200,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	7,815,916	8,254,175	△ 438,259
運営資金積立資産	5,000,000	5,000,000	0
事務所建設資産	4,500,000	3,500,000	1,000,000
特定資産合計	17,315,916	16,754,175	561,741
(3) その他固定資産			
車両運搬具	2,821,696	2,147,139	674,557
什器備品	1,382,847	1,619,146	△ 236,299
電話加入権	75,000	75,000	0
保証金	20,000	20,000	0
その他固定資産合計	4,299,543	3,861,285	438,258
固定資産合計	327,815,459	326,815,460	999,999
資産合計	345,010,314	345,510,170	△ 499,856
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	2,284,475	1,818,695	465,780
預り金	71,958	62,897	9,061
賞与引当金	850,544	748,000	102,544
流動負債合計	3,206,977	2,629,592	577,385
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,206,977	2,629,592	577,385
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
出資金	300,000,000	300,000,000	0
寄附金	6,200,000	6,200,000	0
指定正味財産合計	306,200,000	306,200,000	0
(うち基本財産への充当額)	(306,200,000)	(306,200,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	35,603,337	36,680,578	△ 1,077,241
正味財産合計	(17,315,916)	(16,754,175)	561,741
負債及び正味財産合計	341,803,337	342,880,578	△ 1,077,241
	345,010,314	345,510,170	△ 499,856

## 正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	309,462	1,873,276	△ 1,563,814
基本財産受取利息	309,462	1,873,276	△ 1,563,814
特定資産運用益	1,370	1,611	△ 241
特定資産受取利息	1,370	1,611	△ 241
事業収益	48,069,268	51,310,129	△ 3,240,861
公園緑地維持管理事業収益	48,041,268	51,013,929	△ 2,972,661
農園管理運営事業収益	0	232,200	△ 232,200
自主事業収益	28,000	64,000	△ 36,000
雑収益	114	124,596	△ 124,482
受取利息	114	96	18
雑収益	0	124,500	△ 124,500
経常収益計	48,380,214	53,309,612	△ 4,929,398
(2) 経常費用			
役員報酬	3,597,000	3,193,996	403,004
給料手当	9,478,491	7,550,843	1,927,648
臨時雇賃金	20,008,950	22,888,100	△ 2,879,150
退職給付費用	400,080	120,000	280,080
賞与引当金繰入額	850,544	748,000	102,544
福利厚生費	2,544,005	2,173,089	370,916
会議費	5,856	5,728	128
旅費交通費	153,740	149,270	4,470
通信運搬費	199,797	137,209	62,588
報償費	198,200	344,915	△ 146,715
消耗什器備品費	481,800	95,034	386,766
消耗品費	2,460,222	1,933,866	526,356
修繕費	32,780	436,337	△ 403,557
印刷製本費	164,929	121,488	43,441
燃料費	225,932	283,961	△ 58,029
光熱水料費	342,161	214,763	127,398
賃借料	2,869,811	3,375,356	△ 505,545
保険料	831,666	863,253	△ 31,587

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
諸謝金	20,000	64,000	△ 44,000
租税公課	2,693,800	1,781,400	912,400
委託費	277,070	523,746	△ 246,676
支払負担金	105,200	104,700	500
交際費	3,300	0	3,300
減価償却費	1,371,741	892,271	479,470
雑費	140,379	124,615	15,764
経常費用計	49,457,454	48,125,940	1,331,514
当期経常増減額	△ 1,077,240	5,183,672	△ 6,260,912
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	2	△ 1
車両運搬具除却損	1	1	0
什器備品除却損	0	1	△ 1
経常外費用計	1	2	△ 1
当期経常外増減額	△ 1	△ 2	1
当期一般正味財産増減額	△ 1,077,241	5,183,670	△ 6,260,911
一般正味財産期首残高	36,680,578	31,496,908	5,183,670
一般正味財産期末残高	35,603,337	36,680,578	△ 1,077,241
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	0	10,000	△ 10,000
当期指定正味財産増減額	0	10,000	△ 10,000
指定正味財産期首残高	306,200,000	306,190,000	10,000
指定正味財産期末残高	306,200,000	306,200,000	0
III 正味財産期末残高	341,803,337	342,880,578	△ 1,077,241

**正味財産増減計算書内訳表**  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計					法人会計	内部取引等 消去	合計
	公 1	公 2	公 3	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	309,462	309,462	0		309,462
基本財産受取利息	0	0	0	309,462	309,462	0		309,462
特定資産運用益	0	0	0	1,370	1,370	0		1,370
特定資産受取利息	0	0	0	1,370	1,370	0		1,370
事業収益	45,047,163		0	28,000	0	45,075,163	2,994,105	48,069,268
公園緑地維持管理事業 受託収益	45,047,163		0	0	0	45,047,163	2,994,105	48,041,268
自主事業収益	0	0	28,000	0	28,000	0		28,000
雑収益	0	0	0	114	114	0		114
受取利息	0	0	0	114	114	0		114
雑収益	0	0	0	0	0	0		0
経常収益計	45,047,163		0	28,000	310,946	45,386,109	2,994,105	48,380,214
(2) 経常費用								
役員報酬	2,867,600		0	10,000	0	2,877,600	719,400	3,597,000
給料手当	8,377,487		20,000	80,000	0	8,477,487	1,001,004	9,478,491
臨時雇賃金	19,650,850		86,400	271,700	0	20,008,950	0	20,008,950
退職給付費用	350,076		0	0	0	350,076	50,004	400,080
賞与引当金繰入額	750,043		0	0	0	750,043	100,501	850,544
福利厚生費	2,255,982		0	0	0	2,255,982	288,023	2,544,005
会議費	0	0	0	0	0	0	5,856	5,856
旅費交通費	70,940		0	0	0	70,940	82,800	153,740
通信運搬費	164,279		0	0	0	164,279	35,518	199,797
報償費	50,000		0	148,200	0	198,200	0	198,200
消耗什器備品費	445,725		0	0	0	445,725	36,075	481,800
消耗品費	1,847,079		137,556	438,100	0	2,422,735	37,487	2,460,222
修繕費	30,226		0	0	0	30,226	2,554	32,780
印刷製本費	151,383		0	0	0	151,383	13,546	164,929
燃料費	205,599		0	0	0	205,599	20,333	225,932
光熱水料費	313,856		0	0	0	313,856	28,305	342,161
賃借料	2,719,760		0	3,000	0	2,722,760	147,051	2,869,811

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計					法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	公 2	公 3	共通	小計			
保険料	823, 584	0	0	0	823, 584	8, 082		831, 666
諸謝金	0	0	0	0	0	20, 000		20, 000
租税公課	2, 685, 631	4, 248	2, 921	0	2, 692, 800	1, 000		2, 693, 800
委託費	161, 344	0	0	0	161, 344	115, 726		277, 070
支払負担金	0	0	0	0	0	105, 200		105, 200
交際費	0	0	0	0	0	3, 300		3, 300
減価償却費	1, 301, 617	0	0	0	1, 301, 617	70, 124		1, 371, 741
雑費	38, 163	0	0	0	38, 163	102, 216		140, 379
経常費用計	45, 261, 224	248, 204	953, 921	0	46, 463, 349	2, 994, 105		49, 457, 454
当期経常増減額	△ 214, 061	△ 248, 204	△ 925, 921	310, 946	△ 1, 077, 240	0		△ 1, 077, 240
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用								
固定資産除却損	1	0	0	0	1	0		1
車両運搬具除却損	1	0	0	0	1	0		1
経常外費用計	1	0	0	0	1	0		1
当期経常外増減額	△ 1	0	0	0	△ 1	0		△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 214, 062	△ 248, 204	△ 925, 921	310, 946	△ 1, 077, 241	0		△ 1, 077, 241
一般正味財産期首残高					36, 680, 578			36, 680, 578
一般正味財産期末残高					35, 603, 337			35, 603, 337
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額					0			0
指定正味財産期首残高					306, 200, 000			306, 200, 000
指定正味財産期末残高					306, 200, 000			306, 200, 000
III 正味財産期末残高					341, 803, 337			341, 803, 337

\*公1：公園管理及び堆肥化事業

公2：桜まつり事業

公3：緑化推進・普及啓発事業

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却引当資産について、定額法により直接減価償却を実施している。

#### (2) 引当金の計上基準

賞与引当金は支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	306, 200, 000	0	0	306, 200, 000
特定資産				
減価償却引当資産	8, 254, 175	1, 371, 741	1, 810, 000	7, 815, 916
運営資金積立資産	5, 000, 000	2, 500, 000	2, 500, 000	5, 000, 000
事務所建設資産	3, 500, 000	1, 000, 000	0	4, 500, 000
小 計	16, 754, 175	4, 871, 741	4, 310, 000	17, 315, 916
合 計	322, 954, 175	4, 871, 741	4, 310, 000	323, 515, 916

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの 充当額)	(うち一般正味 財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	306,200,000	(306,200,000)	(0)	(0)
特定資産				
減価償却引当資産	7,815,916	(0)	(7,815,916)	(0)
運営資金積立資産	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)
事務所建設資産	4,500,000	(0)	(4,500,000)	(0)
小 計	17,315,916	(0)	(17,315,916)	(0)
合 計	323,515,916	(306,200,000)	(17,315,916)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	6,233,973	3,412,277	2,821,696
什器備品	8,987,646	7,604,799	1,382,847
合 計	15,221,619	11,017,076	4,204,543

## 附属明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	期末 帳簿価額
基本財産	定期預金	200,000,000	0	0	200,000,000
	定期預金	100,000,000	0	0	100,000,000
	定期預金	6,200,000	0	0	6,200,000
	基本財産計	306,200,000	0	0	306,200,000
特定資産	減価償却引当資産	8,254,175	1,371,741	1,810,000	7,815,916
	運営資金積立資産	5,000,000	2,500,000	2,500,000	5,000,000
	事務所建設資産	3,500,000	1,000,000	0	4,500,000
	特定資産計	16,754,175	4,871,741	4,310,000	17,315,916

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	748,000	850,544	748,000	0	850,544

## 財産目録

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
<b>(流動資産)</b>					
現金預金	普通預金 南都銀行木津支店	運転資金	8,328,719		
	普通預金 南都銀行木津支店	運転資金	71,958		
	普通預金 南都銀行木津支店	運転資金	850,544		
	(現金・預金計)		9,251,221		
未収金	木津川市	公園緑地維持管理事業委託料	7,943,634		
	(未収金計)		7,943,634		
<b>流動資産合計</b>			17,194,855		
<b>(固定資産)</b>					
基本財産	預金	定期預金 JA京都やましろ 木津支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している		
		定期預金 南都銀行木津支店	同上		
	(基本財産計)		306,200,000		
特定資産	減価償却引当資産	定期預金 南都銀行木津支店	固定資産買換え資金として管理されている預金		
	運営資金積立資産	定期預金 南都銀行木津支店	財源の不足が生じたときに取り崩すための預金		
	事務所建設資産	定期預金 南都銀行木津支店	事務所建設等に必要とする預金		
	(特定資産計)		17,315,916		
その他 固定資産	車両運搬具	軽トラック3台 軽バン1台	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している		
	什器備品	チッパー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業に使用している		
		パソコン4台	公益目的保有財産であり、公益目的事業の共用及び法人管理に使用している		

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
電話加入権	0774-72-6050	公益目的保有財産であり、 公益目的事業の共用及び法 人管理に使用している	75,000
保証金	AED 1台	AEDレンタル保証金	20,000
		(その他の固定資産計)	4,299,543
固定資産合計			327,815,459
資産合計			345,010,314
(流動負債)			
未払金	給与・臨時雇賃金	職員及び緑化友の会の3月 分未払分給与及び賃金	2,021,238
	その他	公益目的事業及び法人管理 に供する消耗品等の未払金	263,237
		(未払金計)	2,284,475
預り金	職員源泉所得税他	職員からの源泉所得税他 預り金	71,958
賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払い に備えたもの	850,544
流動負債合計			3,206,977
(固定負債)			
固定負債合計			0
負債合計			3,206,977
正味財産			341,803,337

(参考資料)

収支計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	309,000	309,462	△ 462
基本財産受取利息	309,000	309,462	△ 462
特定資産運用益	1,000	1,370	△ 370
特定資産受取利息	1,000	1,370	△ 370
事業収益	48,069,000	48,069,268	△ 268
公園緑地維持管理事業収益	48,041,000	48,041,268	△ 268
自主事業収益	28,000	28,000	0
雑収益	1,000	114	886
受取利息	1,000	114	886
雑収益	0	0	0
経常収益計	48,380,000	48,380,214	△ 214
(2) 経常費用			
役員報酬	3,597,000	3,597,000	0
給料手当	9,550,000	9,478,491	71,509
臨時雇賃金	20,399,000	20,008,950	390,050
退職給付費用	401,000	400,080	920
賞与引当金繰入額	851,000	850,544	456
福利厚生費	2,620,000	2,544,005	75,995
会議費	20,000	5,856	14,144
旅費交通費	180,000	153,740	26,260
通信運搬費	250,000	199,797	50,203
報償費	205,000	198,200	6,800
消耗什器備品費	500,000	481,800	18,200
消耗品費	2,560,000	2,460,222	99,778
修繕費	100,000	32,780	67,220
印刷製本費	190,000	164,929	25,071
燃料費	270,000	225,932	44,068
光熱水料費	400,000	342,161	57,839
賃借料	2,920,000	2,869,811	50,189

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
保険料	850,000	831,666	18,334
諸謝金	40,000	20,000	20,000
租税公課	2,720,000	2,693,800	26,200
委託費	300,000	277,070	22,930
支払負担金	110,000	105,200	4,800
交際費	20,000	3,300	16,700
減価償却費	1,372,000	1,371,741	259
雑費	155,000	140,379	14,621
経常費用計	50,580,000	49,457,454	1,122,546
当期経常増減額	△ 2,200,000	△ 1,077,240	△ 1,122,760
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	1	0
車両運搬具除却損	1	1	0
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	△ 1	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,200,001	△ 1,077,241	△ 1,122,760
一般正味財産期首残高	36,680,578	36,680,578	0
一般正味財産期末残高	34,480,577	35,603,337	△ 1,122,760
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	306,200,000	306,200,000	0
指定正味財産期末残高	306,200,000	306,200,000	0
III 正味財産期末残高	340,680,577	341,803,337	△ 1,122,760

## 収支計算書（注記）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異
<b>【投資活動収支の部】</b>			
<b>〈投資活動収入〉</b>			
特定資産取崩収入	4,310,000	4,310,000	0
減価償却引当資産取崩収入	1,810,000	1,810,000	0
運営資金積立資産取崩収入	2,500,000	2,500,000	0
投資活動収入計	4,310,000	4,310,000	0
<b>〈投資活動支出〉</b>			
固定資産取得支出	1,810,000	1,810,000	0
車両運搬具購入支出	1,810,000	1,810,000	0
什器備品購入支出	0	0	0
特定資産取得支出	4,871,741	4,871,741	0
減価償却引当資産取得支出	1,371,741	1,371,741	0
運営資金積立資産取得支出	2,500,000	2,500,000	0
事務所建設資産取得支出	1,000,000	1,000,000	0
投資活動支出計	6,681,741	6,681,741	0
投資活動収支差額	△ 2,371,741	△ 2,371,741	0
<b>【財務活動収支の部】</b>			
<b>〈財務活動収入〉</b>			
財務活動収入計	0	0	0
<b>〈財務活動支出〉</b>			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 2,371,741	△ 2,371,741	0

# 監査報告書

令和3年5月18日

公益財団法人木津川市公園都市緑化協会

理事長 田中 達男 様

公益財団法人木津川市公園都市緑化協会

監事 藤原 義明

監事 石原 久美子

公益財団法人木津川市公園都市緑化協会の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の理事の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### （1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

以上

## 木津川市緑化友の会規約

### (名称)

**第1条** この会の名称は、木津川市緑化友の会という。

### (事務局)

**第2条** この会の事務局は、木津川市公園都市緑化協会内に置く。

### (目的)

**第3条** この会は、木津川市内の公園・市街地等の緑化及び環境整備の推進を通じて会員相互の親睦を図り、自らの健康と教養・互助精神を培養し、快適な生活環境作りに寄与することを目的とする。

### (事業)

**第4条** 植樹等による民有地緑化の普及啓発

2 樹木等の維持管理への参加

3 緑化に関する講演会、講習会、研究会、展示会、産業祭等への参加

4 親睦会の開催

5 その他、会が必要と認めた事項

### (会員)

**第5条** この会の会員は、木津川市内に在住する健康で、会の主旨目的に賛同する者とする。

2 正会員 この会が実施する作業に参加協力できるもの。

3 賛助会員 正会員同様の作業には参加できないが、会の維持発展に協力できるもの。

### (入会、休会及び退会並びに休会等勧告)

**第6条** 会員の入会申込み受付は毎年4月、7月、10月及び1月の年4回とする。

2 この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、役員会において決定する。

3 この会での活動を休止し、休会する場合は、別に定める休会届を会長あてに休会届を提出するものとする。

4 この会を退会しようとするものは、別に定める退会届を会長あてに提出するものとする。

5 この会の事業活動に参加する事が困難と認められる場合は、役員会に諮って、休会、退会を勧告することができる。

6 1年以上にわたって休会した者は、1年を経過したその年度末をもって退会したものとする。

### (役員及び班長及び指導員)

**第7条** この会の役員に会長1名、副会長3名、会計1名、監事2名を置く。各班に班長1名を置く。及び会長が認めた場合、指導員を若干名置くことができる。

### (役員の選任及び班長の互選)

**第8条** この会の役員は、役員・班長会で選任し、総会において承認を得る。班長は各班から1名互選し、役員と兼ねることもできる。

### (役員及び班長の任務)

**第9条** 会長は会を総括し、副会長は会長を補佐する。会計は会の金銭出納を行い、

監事は会計を監査する。班長は班の円滑な運営及び班の連絡調整を図る。

(役員及び班長の任期)

**第10条** この会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 この会の班長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会費)

**第11条** この会の会員は、会の費用に充てるため下記の会費を納入する。

2 正会員 年間 2,000円

3 賛助会員 年間 1口3,000円 (選択する口数)

4 会員が休会の場合、会費を徴収しない。

(経費)

**第12条** この会の運営経費は、会費及び寄付金・補助金等をもって充てる。

(弔慰)

**第13条** 会員の死亡した場合は、棺一対をお供えする。

2 不測の事態が発生した場合は、会長に一任する。

3 訃報通知については、会員本人のみとする。

(見舞い等)

**第14条** 作業中の重大な事故が発生した場合、見舞金を支払う。ただし、可否については役員及び班長において判断するものとする。また、労働災害保険については、適用されないものとする。

(総会)

**第15条** 会長は、会計年度終了後、1ヶ月以内に総会を開催し会計報告、その他の業務について報告しなければならない。

(会計年度)

**第16条** この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

## 附 則

この規約は、平成5年6月1日から施行する。

この規約は、平成7年7月31日から改正施行する。

この規約は、平成8年7月19日から改正施行する。

この規約は、平成9年6月19日から改正施行する。

この規約は、平成10年6月19日から改正施行する。

この規約は、平成15年6月12日から改正施行する。

この規約は、平成16年6月24日から改正施行する。

この規約は、平成20年6月25日から改正施行する。

この規約は、平成22年6月29日から改正施行する。

この規約は、平成22年9月22日から改正施行する。ただし、平成22年度に限り改正後の第15条の規定中「4月1日」とあるのは「6月1日」とする。

この規約は、平成23年4月14日から改正施行する。

この規約は、平成25年4月23日から改正施行する。

この規約は、平成26年4月15日から改正施行する。

この規約は、平成27年4月16日から改正施行する。

## 木津川市緑化友の会会員

## ○会員

\* 4月1日現在

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
60～69歳	13	2	9	2	10	5	10	5	7	7
70～79歳	55	10	51	11	53	10	50	11	47	15
80歳以上	6	0	6	0	10	0	12	0	16	0
計	74	12	66	13	73	15	72	16	70	22
平均年齢	72.5	71.5	73.1	72.8	73.7	71.9	74.7	72.1	76.2	72.6
全体平均年齢	72.4		73.1		73.4		74.3		75.4	

## ○賛助会員

\* 4月1日現在

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
60～69歳	2	0	1	0	2	0	1	0	1	0
70～79歳	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
80歳以上	0	0	1	0	1	0	2	0	2	1
計	2	0	2	0	3	0	5	0	5	3
平均年齢	65.0	—	74.0	—	72.0	—	74.6	—	75.6	79.0
全体平均年齢	65.0		74.0		72.0		74.6		76.9	

「第3次行財政改革行動計画」令和3年度外部評価調査票

項目No	73 放課後児童クラブの運営方法の検討			
項目名	公立児童クラブの運営に係る指定管理制度等の検討を行い、事務軽減や人件費の削減を図ります。			
項目設定年度／区分	H30 設定／□検討	所管部局	教育部	学校教育課

【評価・財政効果等の動き】

	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4
検討年度	⇒	⇒	⇒	⇒	○
評価	S:特に良好に進捗 A:良好に進捗 B:概ね進捗 C:進捗に課題あり				
	C	C	B		
主な指標等					
効果額(千円)					
目標					

【取組み実績・特記事項】

H30	導入自治体の視察を行うなど実施検討を行っている状況であるが、全体の事業費のボリューム、導入手法の精査等により導入タイミングに課題を残している状況である。
R1	指定管理制度導入に係る見積書を徴取したところ、現行の直営方式と比較して1億6千万円程度経費が増大する見込みであり、児童クラブの維持管理費の軽減に繋がらない状況であるため、引き続き業務委託等の手法により効率的な事務運営の可能性について検討を継続する。
R2	城山台2号館及び会計年度任用職員制度の運用開始により、業務委託の検討は進まなかつたが、 ①臨時休校時等における小学校既存施設の活用による児童受け入れ体制の確保、②児童クラブにおける事務の効率化（事務作業の電子化、インターネット回線導入）、③学校教育課における児童クラブ関連事務の効率化（RPA導入、事務作業の電子化・自動化）、④「待機児童0」の継続などの事務等の改善を行った。現状での課題を

	整理し、放課後児童クラブの市が目指すべき姿を明確にしたうえで、近年の再任用制度や定年延長による人材活用にも留意し、他の運営手法について検討を行い、令和4年度での方針決定を目指す。
--	---

## 【調査事項①】

### ○本年度（前年度実績）の評価（定性・定量）を判断した主な理由

#### （定性評価の進捗度）

これまで検討していた指定管理制度ではコスト増が避けられないため、現状の直営方式によるコスト減を図ることとして、事務改善（手作業・手計算の自動化（RPA の導入等）、児童クラブへのネット回線導入、出退勤システムの導入等）を行い一定の成果があったため。

#### （定量評価の達成度）

### ○昨年度までの取組実績を踏まえた、本年度以降の取組み方針

令和2年度では、感染症対策に最大限注力しながら、臨時休校に伴う児童クラブ臨時開所や、開所体制の確保に努めた。今後も感染症対策を継続しながら安心・安全な運営に努めることはもとより、出退勤システムの本格稼働、事務のICT化を推進するなど、事務の効率化を図ることで人件費等のコスト減に努める。あわせて運営手法の検討を行う。

#### ※C評価の場合のみ記載

### ○C評価となった理由と今後の取組方針、具体的なスケジュール等

## 【調査事項②】

### ○有効性（項目内容を達成できたか。その内容は有効であるか。）

令和元年度に放課後児童クラブへの指定管理制度導入に係る見積徴収を行ったところ、想定以上に経費が増大することが判明したことで、指定管理制度の導入を見送っている。新たな手法による検討が必要となる中、直営方式において業務改善による運営の効率化を図るため、児童クラブ関連業務のICT化などに取り組み一定の成果が認められる。

### ○効率性（費用対効果は。）

※項目達成による財政効果や事務負担の軽減と、見直し後の将来的な見通しなどを踏まえて記載。

民間での働き方改革の推進や、市での会計年度任用職員制度導入によって一定の待遇改善が図られたことで、民間委託と直営方式のいずれにおいても人件費コストが増加することで財政負担が大きくなる状況にある。こうした中で、民間活力を導入するメリットとして、利用者としてはニーズを踏まえた新たなサービスの提供への期待に加え、市としても労務管理や料金徴収など施設運営に係る業務負担の軽減につながることが期待される。

子育て支援施策を推進するうえで、民間活力導入による効率化とサービス向上のバランスを見極めながら、慎重に検討を進めることが必要と考えている。

○市民満足度（「結果（内容）」は市民にとって望ましいものか。）

現状では直営方式による運営に大きな支障は生じていない。特に、令和2年度当初に発出された緊急事態宣言に伴う臨時休校時においても直営の強みを活かし、既存の人員体制において柔軟に勤務体制を整えたほか、小学校や幼稚園・保育園等の職員の応援を得ながら臨時開所体制を整え、児童の受け入れを継続した。また、平成30年度まで断続的に発生していた待機児童について、令和元年度から体制を強化することで申込者全員を受け入れ、待機児童数ゼロを継続しており、児童クラブの運営に対する市民満足度は概ね高いものと思われる。なお、児童急増対策が必要となる城山台小学校区についても、令和3年度中に「城山台児童クラブ3号館」が完成予定であり、希望者全員の受け入れを行う予定である。

○適切なプロセス（手順等は適切であったか。）

※検討開始～項目達成までの主な手続きを時系列（箇条書き）に記載。

H31.1 児童クラブ業務指定管理制度導入自治体視察（東大阪市、阪南市）

H31.4 児童クラブ業務受託実績がある業者より情報収集

R1.5 指定管理制度導入に係る見積書基礎資料作成、提出

R1.7～8 児童クラブ業務受託実績がある業者より見積書受理、協議

R1.9～10 直営方式での業務改善の検討

R1.11 児童クラブ関連業務の効率化（RPA導入など）

# 木津川市放課後児童クラブの運営方式の検討について

令和3年7月 学校教育課

## 1 放課後児童健全育成事業について

### (1) 事業の趣旨

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。（児童福祉法第6条の3第2項）

### (2) 放課後児童クラブで提供される支援の内容

- ・児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・遊びを通して自主性・社会性・創造性を培うこと
- ・児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・その他、児童の健全育成上必要な活動

## 2 本市における取扱いについて

### (1) 対象児童（入会要件）

木津川市内に住所を有する小学校1年生～6年生で次のいずれかの理由により、放課後に帰宅しても適切な保育が受けられない児童を対象とする。

なお、木津川市内に住所を有しない児童であっても、保護者の勤務先もしくは通学先が木津川市内であれば対象としている。

ただし、これまでの放課後児童クラブ使用料に未納がないものとする。

事由	内容
① 保護者の就労 ※18歳～65歳未満で世帯分離をしている者を含む全ての世帯員	週4日（又は月16日）以上勤務し、かつ、児童クラブの開所時間である13:00～18:00の間保護者が不在であること。
② 母親の妊娠・出産	出産前2か月もしくは出産後2か月以内であること。
③ 保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。
④ 保護者が親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること。
⑤ 保護者が就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること

(2) 開所時間

区分	時間	延長利用（有料）
平日	下校時～ 18:00	
学校の長期休業期間		18:00～19:00
学校行事等の振替休業日	8:00～18:00	
土曜日（登録制）		—

(3) 開所しない日

通常閉所	・日曜日、祝日
	・年末年始（12月29日～1月3日）
臨時閉所	・天気予報で特別警戒又は警報が発令されたと場合
	・学校行事（運動会等）のため長時間在校する場合
	・災害、新型コロナウイルス感染症等発生の場合

(4) 使用料・延長料金

区分	使用料	延長使用料
1人目の児童	6,000円	児童1人につき100円／30分 ※18:00の時点で延長利用料発生 ※減額、免除なし
2人目以降の児童	3,000円	

※その他損害保険料（任意）800円、1～3年生はおやつ代月額1,000円

(5) 使用料の減免

区分	減免額
生活保護を受給する世帯 保護者が災害又は疾病により負担能力を失ったと認められる場合	全額
ひとり親家庭等（母子・父子家庭、父または母に代わって児童を養育している者）で、かつ市町村民税非課税世帯	半額

(6) 支援員体制

区分	人 数	説 明
主任児童クラブ指導員	2～5	木津川市会計年度職員（月給）
児童クラブ指導員	必要数	木津川市会計年度職員（時給）
児童クラブ指導補助員	必要数	木津川市会計年度職員（時給）

※R3.4.1現在、主任指導員41人、指導（補助）員64人を任用

### 3 放課後児童クラブの現状と課題について

#### (1) 入会状況の推移（各年度 4 月 1 日現在）

(単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
待機児童数	0	0	72	115	0	0	0
利用児童数	1,115	1,211	1,216	1,185	1,122	1,269	1,174
小学校児童数	5,314	5,335	5,412	5,427	5,456	5,402	5,303

#### (2) 整備状況の推移（各年度 4 月 1 日現在）

(単位：人)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3
定員数	1,080	1,120	1,180	1,260	1,340	1,420
開設単位数	22 箇所	23 箇所	24 箇所	24 箇所	28 箇所	30 箇所

#### (3) 現状における課題

##### ①サービスの均質化・良質化

児童の支援や活動内容の企画・実施に関し、支援員個人のスキルや経験に依存している面が多い。また、合併前の旧町毎の特色を残しており、放課後児童クラブ毎のサービス内容にはらつきが見られる状況にあり、均質かつ良質なサービス提供が求められる。

##### ②指導・研修体制

クラブ数の増加等により、支援員への指導・研修体制の充実等の十分な対応が難しい状況にある。

特に、新規採用職員に対する研修が十分に実施できておらず、既存職員からの引継ぎや過去からの伝承に依存する部分が多く、サービスの均質化・良質化が図れない原因の一つとなっている。

##### ③支援員の確保・待遇改善

令和2年度より導入された会計年度任用職員制度により、一定の待遇改善が図られたものの、放課後児童健全育成事業の特性上、通年のフルタイム勤務ができないため、幅広い人材確保に苦慮している。

また、支援員の求人については、市ホームページ、ハローワーク、インターネット求人サービス等を利用して年間を通じて行っているが、支援員の急な退職や、夏休み期間等のサポート要員の確保に苦慮することがある。

##### ④運営の効率化

令和元年11月の組織改編により、それまでの健康福祉部こども宝課児童育成係から教育部学校教育課学務係へと児童クラブ業務が移管された。

学務係では係長1名、主事1名が主に児童クラブ業務を担当しているが、学務係内での小中学校業務との兼任となっている。同係における児童クラブ業務が占めるウェイトは高い状況にあるが、より質の高い児童クラブサービス提供と、同係が担当する他業務の質低下を招かないためにもより効率的な運営が求められている。

##### ⑤地域特性

城山台地域においては令和8年・9年頃をピークとして、しばらくは児童数が増加していくことが見込まれており、児童クラブ施設の増設を行うなど、量的確保に努めてきた。

一方、他の地域においては児童数が減少傾向となっているところが多く、それぞれの小学校区に応じた体制の確保が必要となっている。

## 4 児童クラブの運営方式を検討するに際しての課題と今後の方向性

児童クラブの運営方式を検討する上では、財政効果だけでなく、ニーズが多様化する中で、求められるサービスの内容や質を確保しつつ、課題や方向性を検討することが必要である。

昨年度までの指定管理者制度導入に係る検討状況は次のとおりであり、今後、引き続きの検討を進め、直営方式の継続、民間委託方式への移行等について判断していくものとする。

	市直営方式	指定管理者制度
(1) 財政効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童健全育成事業費だけでなく、労務管理、運営管理に係る事務従事者的人件費も必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市事務従事者の負担軽減が可能</li> <li>●市の放課後児童健全育成事業令和元年度決算額と比して、年間1億6千万円程度コスト増</li> </ul>
(2) サービスの内容や質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開所時間は近隣団体と遜色ない時間を確保</li> <li>●遊びのマンネリ化、季節イベント等が実施出来ていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「スポーツ鬼ごっこ」等新しい遊びの導入、七夕、クリスマス会等の季節イベント、お楽しみ会等の実施が可能</li> <li>●イベント実施については市委託料の増額又は保護者負担増が必要。</li> </ul>
(3) 人材育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワーク等を活用し、年間を通じて概ね人材確保できている。</li> <li>●夏季休業時や急な退職時等、臨時の人材確保に苦慮</li> <li>●新規採用者の研修が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修体制の充実</li> <li>○民間活力を生かした迅速な採用、退職補充が可能</li> <li>●業務に習熟していない人材が転属等により配置される可能性</li> </ul>
(4) 臨時休校等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校と連携し、「臨時児童クラブ」等を開所</li> <li>○小学校、幼稚園、保育園等からの応援要員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速な人員配置等による対応が可能</li> <li>●業務に習熟していない人材が転属等により配置される可能性</li> <li>●学校と連携の為には市教委のかかわりが必須</li> </ul>
(5) 木津川市の特性への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域特性を考慮した職員配置等が可能</li> <li>○小学校区ごとの児童数の増減に応じた細やかな対応</li> <li>○収益に囚われない運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営に比べると地域特性への配慮が劣る可能性</li> <li>●職員配置等について、地域特性が考慮されない可能性</li> <li>●収益重視となると、児童数が少ない児童クラブに不利益が生じる恐れ</li> </ul>

○：各方式（制度）のメリット

●：各方式（制度）のデメリット

#### (1) 財政効果

- ・近隣自治体において児童クラブ業務の受託実績がある民間事業者より参考見積を徴収した結果、現在の直営方式よりも指定管理制度を導入した方が年間1億6千万円程度（児童クラブ業務に従事する職員の人事費を差し引くと1億5千万円程度）経費が高くなるという結果であった。
- ・当初コストダウンを目指して導入の検討を進めていた指定管理制度が、必ずしも財政効果が高いとは言い難く、慎重に条件面等の整理をし、精査することが必要。

#### (2) サービスの内容や質の向上

- ・これまで公立児童クラブでは実施が難しかった遊びや季節ごとの行事（七夕、クリスマス会等）や、お楽しみ会等のイベントの導入が可能。
- ・イベント等については一定の経費増が伴うため、委託料等の増額又は保護者負担を求める必要がある。
- ・他市においては指定管理者制度導入時に併せて開所時間を延長する等のサービス向上を図っている事例も見受けられるが、本市では平日は放課後から午後7時まで、長期休業時においては午前8時から午後7時まで開所しており、これ以上の時間延長については人件費増も伴うことから、必要性について検討が必要。
- ・主に長期休み期間に要望の声がある給食や弁当宅配サービス等を導入することが可能となれば、利用者の満足度は上がるものと思われる。ただし、給食については各児童クラブに設備がないことや、市給食センターについても長期休業中に稼働させることから導入は困難であると思われる。

#### (3) 人材育成・確保

- ・ハローワーク等を通じた求人活動は通年行っているものの、人材が必要なタイミングと、応募者の応募タイミングが必ずしも一致しておらず、人材確保に苦慮している状況である。民間活力の導入により、求人活動や退職者の補充が迅速に行われるようになることはメリットである。
- ・新規採用者に対する十分な研修が行えないまま現場へ配置せざるを得ない状況が続いている、研修制度の充実が必要である。
- ・退職者補充等においては、民間企業のグループ内の他業務従事者等の転属も考えられることから、児童クラブ業務の質の確保の観点から留意が必要である。

#### (4) 臨時休校等への対応

- ・緊急事態宣言等により臨時休校となった場合、放課後児童クラブは長期に亘り午前中からの開所を求められる場合がある。こうした場合に迅速に人員体制を整えられることはメリットとなる。
- ・直営の強みとしては、R2年度の緊急事態宣言下における臨時休校時の際、学校と連携し、小学校教職員、幼稚園・保育園から派遣により、小学校の教室を活用した「臨時児童クラブ」を開設できたことがある。
- ・児童クラブを民間委託する際には、児童クラブに求められる機能は、今後、多様化するものと考えられ、安全かつ安心、良質なサービスの提供ができる運営条件を加味することが必要であると考える。

#### (5) 木津川市特有の条件

- ・児童クラブは保育園と違い校区に依存し、保護者が校区外の児童クラブを基本的に選択できないため、特定又は一部の小学校区の児童クラブのみの民営化することは公平・公正なサービスの提供の観点から困難であると考えられる。よって市内全ての児童クラブを指定管理・業務委託を行うことにならざるを得ない。

- ・一方で、児童クラブの利用希望者数については、城山台小学校区は今後しばらくの間は、急増が続くが、その他の小学校区は総じて減少していくものと見込まれ、本市特有の児童数の推移を踏まえた条件を整理することが必要であると考える。

## 5 他都市の状況について

### （1）既導入団体と本市との比較

平成31年度に視察を行った近隣団体と本市の比較は次のとおり。

## （2）京都府下における民間委託の実施状況

京都府下の市町村（京都市を除く）においては、児童クラブ業務の指定管理者制度導入又は業務委託については進んでいない状況である。

京都市における放課後児童健全育成事業は、「学童クラブ」の名称で小学校内ではなく主に市内の児童館に併設されている。運営については、一部の学童クラブで指定管理者制度が導入されており、社会福祉法人、宗教法人、学童運営委員会等が指定を受けている。

## 6 本市における民間委託導入検討の方向性について

本市では、これまで主にニュータウン部を中心とした待機児童解消に向けた量的拡充を最優先に取り組み、平成31年度より待機児童数「0」を継続している。

特に児童が急増している城山台小学校区においては、今後も量的拡充に努めることが急務であるが、その一方で、ニュータウン部以外の地域においては児童数が緩やかに減少しており、施設の老朽化対策や、サービスの質的向上が課題となっている。

近年の放課後児童クラブの箇所数の増加や、配慮を要する児童の増加に伴い、安定的な人材確保や支援員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において課題が生じており、待機児童を生じさせないことはもとより、さらなる質的拡充により市民サービスの向上を図る必要がある。

これらの課題に対し、現状においては、市ホームページやハローワーク、インターネット上の無料求人サイト等を活用し、人材確保に努めているが、退職者の補充や、夏休み等長期休業期間の人員不足への対応について、必ずしも円滑に実施できているとは言えない状況である。

他都市では、民間業者への業務委託や指定管理者制度の導入によって、運営の効率化に加え、放課後児童クラブの質的拡充に成果を挙げている状況も見られ、本市にとっても有効な運営手法であると考えられる。

以上のことから、本市の放課後児童クラブが抱える課題に対応し、市民サービスの向上を図るため、民間委託等有効な運営手法について、引き続き検討するものとする。

なお、民間委託の導入においては、安い条件提示は事業費の増加につながることが想定されるところであり、民間事業者への導入の可否を含めた検討が必要である。

## 【今後の検討のスケジュール（予定）】

### ○令和3年 8月～9月

（課題整理）

- ・今後の需要把握
- ・サービスの均質化・良質化
- ・指導・研修体制
- ・支援員の処遇
- ・運営の効率、モデル的実施、ブロック化の検討

### ○10月～11月

- ①民営化委託の条件・仕様の整理
- ②参考見積書の収集

### ○12月

- ①民間委託導入の可否について検討

※民間委託導入をすることが決定された場合は、導入に際しての準備事項・導入時期を踏まえたプロセスを更に検討。

## 〔参考〕放課後児童クラブ施設一覧

(公立)

名称	設置場所
木津児童クラブ	木津川市木津町内垣外21番地3 他
相楽児童クラブ	木津川市相楽清水1番地 (木津川市立相楽小学校内)
高の原児童クラブ	木津川市兜台四丁目4番地1 (木津川市立高の原小学校内)
木津川台児童クラブ	木津川市木津川台2丁目4番地 (木津川市立木津川台小学校内)
相楽台児童クラブ	木津川市相楽台5丁目17番地1 (木津川市立相楽台小学校内)
梅美台児童クラブ	木津川市梅美台四丁目26番地 (木津川市立梅美台小学校内)
州見台児童クラブ	木津川市州見台一丁目32番地 (木津川市立州見台小学校内)
城山台児童クラブ	木津川市城山台六丁目1番地1 (木津川市立城山台小学校内)
南加茂台児童クラブ	木津川市南加茂台12丁目11番地 (木津川市立南加茂台小学校内)
加茂児童クラブ	木津川市加茂町東上田1番地1 (木津川市立加茂小学校内)
恭仁児童クラブ	木津川市加茂町例幣中切30番地 (木津川市立恭仁小学校内)
上狹児童クラブ	木津川市山城町上狹学校1番地 (木津川市立上狹小学校内)
棚倉児童クラブ	木津川市山城町綺田局塚14番地 (木津川市立棚倉小学校内)

(民間施設)

名称	設置場所
なごみクラブ	木津川市梅美台一丁目 8 番地 (なごみ保育園内)
かるがもクラブ	木津川市梅美台一丁目 10 番 (梅美台こども園内)
第2かるがもクラブ	木津川市梅美台一丁目 10 番地 (梅美台こども園内)
こむぎクラブ	木津川市城山台七丁目 5 番地 (愛光みのりこども園内)
AISAkids	木津川市木津川台 5 丁目 4 番地 5 (愛咲学園内)

## 放課後児童クラブ施設の概況(令和3年4月1日現在)

〔公立〕

(単位:人)

施設名称	開設単位		児童クラブ 開設年月日	構造	面積(m <sup>2</sup> )	定員 (おおむね)	児童数	指導員数 ( )内は主任
木津児童クラブ	1	木津	S55.7.1	軽量鉄骨平屋建	141.12	100	92	9 (3)
	2	第2木津	H22.4.1	鉄筋コンクリート	62.70			
相楽児童クラブ	3	相楽	S55.7.1	鉄筋コンクリート	64.00	90	90	9 (3)
	4	第2相楽	H22.4.1		64.00			
高の原児童クラブ	5	高の原	S63.7.1	軽量鉄骨	138.20	90	66	5 (2)
木津川台児童クラブ	6	木津川台	H6.4.1	軽量鉄骨	140.77	100	64	6 (2)
	7	第2木津川台	H22.4.1	軽量鉄骨	52.93			
相楽台児童クラブ	8	相楽台	H6.4.1	軽量鉄骨	66.25	80	66	7 (2)
	9	第2相楽台	H22.4.1	鉄筋コンクリート	64.00			
梅美台児童クラブ	10	梅美台	H10.4.1	鉄筋コンクリート	58.10	140	129	14 (4)
	11	第2梅美台	H22.4.1	軽量鉄骨	86.45			
	12	第3梅美台	H27.10	軽量鉄骨	86.45			
州見台児童クラブ	13	州見台	H19.4.1	鉄筋コンクリート	154.64	140	153	12 (4)
	14	第2州見台	H22.4.1	軽量鉄骨	52.93			
	15	第3州見台	H27.11	軽量鉄骨	86.37			
南加茂台児童クラブ	16	南加茂台	S59.4.1	鉄筋コンクリート	247.00	70	45	7 (2)
加茂児童クラブ	17	加茂	S62.4.6	軽量鉄骨	160.77	70	70	6 (2)
恭仁児童クラブ	18	恭仁	H12.4.1	木造	64.32	35	17	2 (2)
上狛児童クラブ	19	上狛	H10.4.1	軽量鉄骨	108.56	40	33	5 (2)
棚倉児童クラブ	20	棚倉	H10.4.1	軽量鉄骨	96.26	80	74	7 (3)
	21	第2棚倉	H24.4.1		96.26			
城山台児童クラブ	22	城山台	H28.4	軽量鉄骨	123.06	145	275	23 (10)
	23	第2城山台	H29.4.1		123.07			
	24	第3城山台	H30.3.26		123.07			
	25	第4城山台	R2.4.1	重量鉄骨	64.00	160	40	—
	26	第5城山台	R2.4.1	重量鉄骨	64.00			
	27	第6城山台	R2.4.1	重量鉄骨	64.00			
	28	第7城山台	R2.4.1	重量鉄骨	64.00			
	29	※第8城山台	R3.4.1	余裕教室使用	64.00	40	40	—
	30	※第9城山台	R3.4.1	余裕教室使用	64.00			
	31	※第10城山台	R4.4(予定)	建築中	(60.12)	(40)	—	—
公立 計 (第10城山台を含む。)					2,845.28 (2,905.4)	1,420 (1,460)	1,174	105 (41)

※城山台児童クラブのうち、第8~第10については現在建築中であり、余裕教室使用中の第8・第9も含め工事完了後、新施設で運営。

※第10城山台の面積は60.12m<sup>2</sup>、定員は40人を予定。

## 〔民間〕

施設名称	開設単位		児童クラブ 開設年月日	構造	面積(m <sup>2</sup> )	定員 (おおむね)	児童数	指導員数
なごみクラブ	1	なごみクラブ	H22.4.1	鉄骨	95.70	40	45	6
かるがもクラブ	2	かるがもクラブ	H22.4.1	木造	150.10	15	30	5
	3	第2かるがもクラブ	H26.4.1	木造	71.44	36	33	5
こむぎクラブ	4	こむぎクラブ	H26.4.1	鉄骨	60.28	40	40	2
AISAkids	5	AISAkids	H29.4.1	鉄骨	71.83	40	33	2
民間 計					449.35	171	181	20
公立・民間 合計 (第10城山台を含む。)					3,295 (3,355)	1,591 (1,631)	1,355	20

## ○木津川市放課後児童クラブ条例

平成19年3月12日条例第118号

## 改正

平成19年12月20日条例第240号

平成21年3月11日条例第1号

平成23年3月23日条例第5号

平成23年7月1日条例第12号

平成23年10月4日条例第16号

平成24年9月28日条例第31号

平成26年10月1日条例第23号

平成27年3月24日条例第16号

平成27年12月25日条例第48号

平成29年3月28日条例第12号

## 木津川市放課後児童クラブ条例

## (目的)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）を行うため、木津川市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (施設の名称及び設置場所)

**第2条** 育成事業を行うために小学校施設の一部その他適切な施設を使用する。

2 施設の名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

## (事業主体)

**第3条** 育成事業は、木津川市が行う。

## (対象児童)

**第4条** 児童クラブに入会することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校の第1学年から第6学年までのいずれかに属していること。

(3) 保護者の就労等により昼間その監護に欠けること。

2 前項第1号に該当しない児童であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、これに該当

するものとみなす。この場合において、市内に住所を有する児童をこれに優先して入会決定するものとする。

- (1) 市内に勤務先を有する保護者のいる児童
- (2) 市内に通学先を有する保護者のいる児童

3 前2項の規定にかかわらず、当該児童の健全育成上特に必要であると市長が認める児童は、児童クラブに入会することができる。

(開設日及び開設時間)

**第5条** 育成事業の開設日は、次に掲げる日を除き、通年とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 学校行事のため長時間在校の日

2 育成事業の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常利用

月曜日から金曜日までは、小学校の授業終了後から午後6時までとし、小学校の休業の日（土曜日、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び振替休日）は、午前8時から午後6時までとする。

- (2) 延長利用

月曜日から金曜日までの午後6時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めたときは、開設日又は開設時間を変更することができる。

(入会決定)

**第6条** 第4条に規定する対象児童の要件に該当する児童について入会を希望する保護者は、市長に申込みを行い、決定を受けなければならない。

(使用料)

**第7条** 前条の規定により入会の決定を受けた保護者は、使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 児童1人につき月額6,000円とする。
- (2) 2人目以降の使用料は、児童1人につき月額3,000円とする。

3 延長利用をした保護者は、児童1人につき30分ごとに100円の延長使用料を納入しなければなら

ない。

- 4 保護者は、前2項に規定する使用料のほか、児童に対する間食その他特別な事業を実施するためには必要な経費を負担するものとする。

(使用料の納入)

**第8条** 保護者は、児童が入会した日の属する月から退会した日の属する月までの使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、別に定める納期限までに当月分を納入しなければならない。
- 3 保護者は、月途中において、児童クラブを退会し、又は欠席したときであっても、その月分の使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

**第9条** 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、延長使用料については、減免の適用はしないものとする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 保護者が災害又は傷病等により負担能力を失ったと認められる場合
- (3) ひとり親家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等及び父又は母に代わって児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつその生計を維持することをいう。）者）かつ市町村民税非課税世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、別に定める使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日までの間、別表中

梅美台児童クラブ	木津川市大字梅谷小字長城谷77番地
----------	-------------------

	(木津川市立梅美台小学校内)
州見台児童クラブ	木津川市大字市坂小字高座171番地 (木津川市立州見台小学校内)

とあるのは、

「梅美台児童クラブ	木津川市大字梅谷小字長城谷77番地 (木津川市立梅美台小学校内)
-----------	-------------------------------------

とする。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町放課後児童健全育成事業の設置及び管理に関する条例（平成7年木津町条例第2号）、加茂町放課後児童健全育成事業運営要綱（平成10年加茂町要綱第12号）又は山城町放課後児童健全育成事業運営要綱（平成10年山城町告示第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則（平成19年12月20日条例第240号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成21年3月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津南特定土地区画整理事業の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から適用する。

#### 附 則（平成23年3月23日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年7月1日条例第12号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年10月4日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木津川市放課後児童健全育成事業に関する条例第5条、第11条、第12条、第14条及び第15条の規定は、施行日以後の入会に係る利用及び使用料について適用し、同日前の入会に係る利用及び使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成24年9月28日条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年10月1日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年3月24日条例第16号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

#### 附 則（平成27年12月25日条例第48号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成29年3月規則第12号の2で、同29年4月1日から施行)

別表（第2条関係）

名称	設置場所
木津児童クラブ	木津川市木津町内垣外21番地3 他
相楽児童クラブ	木津川市相楽清水1番地 (木津川市立相楽小学校内)
高の原児童クラブ	木津川市兜台4丁目4番地1 (木津川市立高の原小学校内)
木津川台児童クラブ	木津川市木津川台2丁目4番地 (木津川市立木津川台小学校内)
相楽台児童クラブ	木津川市相楽台5丁目17番地1 (木津川市立相楽台小学校内)
梅美台児童クラブ	木津川市梅美台四丁目26番地 (木津川市立梅美台小学校内)
州見台児童クラブ	木津川市州見台一丁目32番地 (木津川市立州見台小学校内)
城山台児童クラブ	木津川市城山台六丁目1番地1

	(木津川市立城山台小学校内)
南加茂台児童クラブ	木津川市南加茂台12丁目11番地 (木津川市立南加茂台小学校内)
加茂児童クラブ	木津川市加茂町東上田 1 番地 1 (木津川市立加茂小学校内)
恭仁児童クラブ	木津川市加茂町例幣中切30番地 (木津川市立恭仁小学校内)
上狛児童クラブ	木津川市山城町上狛学校 1 番地 (木津川市立上狛小学校内)
棚倉児童クラブ	木津川市山城町綺田局塚14番地 (木津川市立棚倉小学校内)

## ○木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱

平成22年3月29日告示第43号

## 改正

平成28年3月31日告示第50号

## 木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** この告示は、児童の健全な育成を図るため、社会福祉法人等が行う民間放課後児童クラブの運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内において次条に規定する放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）を実施する社会福祉法人等とする。

## (補助対象事業)

**第3条** 補助金対象事業は、育成事業であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により、市長に届け出た育成事業で、かつ、木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第26号）に規定する基準を満たす事業
- (2) 前号に規定する届出は、放課後児童健全育成事業開始届（別記様式第1号）によるものとする。

## (補助金の種類等)

**第4条** 本要綱の対象となる補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「子ども・子育て支援交付金」とし、交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、基準額の合計額及び対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額とする。

## (補助金の交付申請)

**第5条** 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、民間放課後児童クラブ運営補助金交付申請書（別記様式第2号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 民間放課後児童クラブ調査票（別記様式第3号）
- (2) 在籍児童名簿（別記様式第4号）
- (3) 収支予算書（別記様式第5号）

(4) 前年度収支決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 障害児受入推進補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前項各号に掲げる書類とあわせて障害児受入推進事業実施計画書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定通知）

**第6条** 規則第6条の規定による決定通知は、民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

（補助金の変更等の申請）

**第7条** 規則第9条の規定による育成事業の変更等の申請は、民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定変更承認申請書（別記様式第8号）によるものとする。

2 補助対象者は、第3条第2項により届け出た事項に変更が生じたときは、児童福祉法第34条の8第2項の規定により、放課後児童健全育成事業変更届（別記様式第9号）を、変更が生じた日から1月以内に市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更等の承認の決定通知）

**第8条** 規則第9条第2項の規定による育成事業の変更等の承認の決定通知は、民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定変更承認決定通知書（別記様式第11号）を補助事業によるものとする。

（補助事業の実績報告）

**第9条** 規則第13条の規定による実績報告は、民間放課後児童クラブ運営補助金実績報告書（別記様式第12号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 在籍児童名簿

(2) 事業実績報告書（別記様式第13号）

(3) 収支決算書（別記様式第14号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

**第10条** 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、民間放課後児童クラブ運営補助金確定通知書（別記様式第15号）によるものとする。

（補助金の交付）

**第11条** 補助金は、規則第14条の規定により確定した額を育成事業等が完了した後において交付す

るものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の額の確定前に規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、民間放課後児童クラブ運営補助金交付請求書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。この場合において、概算払を受けようとする時は、民間放課後児童クラブ運営補助金概算払請求書（別記様式第17号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

**第12条** 市長は、育成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を育成事業以外の用途に使用したとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 正当な理由なく本来の事業を閉鎖したとき。
- （4） その他市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

**第13条** 規則第17条の規定による補助金の返還命令は、民間放課後児童クラブ運営補助金返還命令書（別記様式第18号）によるものとする。

（補則）

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 別記様式第1号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

木津川市長 宛て

事業者

住所

氏名

㊞

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	
職員の定数	職員数： 名 (放課後児童支援員： 名、補助員 名、その他(事務職員等)： 名)
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： $m^2$ [1人当たり： $m^2$ ] 合計： $m^2$ その他： $m^2$ 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴(名簿等を添付) <input type="checkbox"/> 職務の内容(上記の名簿等に記載) <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面(平面図等を添付) <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書(ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。)
-------	---

木津川市長 宛て

（申請者）

住所

団体名

代表者名

印

（連絡先：

）

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金交付申請書

上記の運営補助金の交付について、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

#### 記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 民間放課後児童クラブ調査票（別記様式第3号）
- (2) 在籍児童名簿（別記様式第4号）
- (3) 収支予算書（別記様式第5号）
- (4) 前年度収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 別記様式第3号（第5条関係）

## 民間放課後児童クラブ調査票

団体名（ ）

## 1 連絡先

電話番号：	FAX：	代表者緊急連絡先：
-------	------	-----------

## 2 児童数

学年	1年		2年		3年		その他		合計	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人數	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

※（ ）障害児数【この欄に人数が記入された場合、別紙の障害児受入調査票も記入すること】

## 3 保護者負担金等

保護者負担金	有		無	
	使用料	円	合計	円
	おやつ代	円		
	その他（ ）	円		

## 4 指導員

氏名	年齢	住所	勤務形態
			常勤・非常勤

## 5 児童受入時間帯

平日		長期休暇	
土曜日		学校休業日	

## 6 年間開設予定日数

日	うち土曜日開設日数	日
---	-----------	---

#### 別記様式第4号（第5条、第9条関係）

## 別記様式第5号（第5条関係）

※放課後児童クラブの運営に係る経費について記入するものとする。

团体名

代表者

三

別記様式第6号（第5条関係）

障害児受入推進事業実施計画書

クラブ名：

児童名		年齢	学年	保護者氏名		
児童の状況 (障害名等記入)						
身体障害者手帳及び療育手帳の有無	有・無	※有の場合に記入してください。 身体障害者手帳（　）級　　療育手帳（　）　その他（　　）				
入会期間	年　月　日　から　　年　月　日　まで					
指導員（加配）の配置	有・無					

別記様式第7号（第6条関係）

第　　号  
年　月　日

住所

団体名

代表者名　　様

木津川市長

印

年度民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定通知書

年　月　日　付けで申請のあった上記補助金の交付について、下記のとおり決定したので、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付金額　　金　　円  
(ただし、　　年　月　日～　　年　月　日分)

2 交付の条件等　事業完了後事業実績報告書等を提出すること。

別記様式第8号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長 宛て

（申請者）

住所

団体名

代表者名

印

（連絡先：

）

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付け申請しました上記補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 第 号

2 変更承認後補助金交付額 金 円

3 変更の理由

4 変更の期日 年 月 日

5 関係書類

- (1) 民間放課後児童クラブ調査票（別記様式第3号）
- (2) 在籍児童名簿（別記様式第4号）
- (3) 収支予算書（別記様式第5号）
- (4) 前年度収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 別記様式第9号（第7条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

木津川市長 宛て

事業者

住所

氏名

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施設の名称			
施設の所在地			
変更する事項 (該当する事項の番号に○)	1 事業の種類及び内容	7 施設の名称	
	2 経営者の氏名及び住所	8 施設の種類	
	3 定款その他の基本約款	9 施設の所在地	
	4 運営規程	10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面	
	5 職員の定数及び職務内容	11 事業開始の予定年月日	
	6 主な職員の氏名及び経歴	12 その他( )	
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前		
	変更後		
事業変更年月日			

## 【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

## 別記様式第10号（第7条関係）

## 放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

木津川市長 宛て

事業者

住所

氏名

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具体的に)	
現に便宜を受けている児童に対する措置 (具体的に)	

第 年 月 日  
号

住所  
団体名  
代表者名 様

木津川市長

印

年度民間放課後児童クラブ運営補助金交付決定変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上記補助金の交付については、下記のとおり変更決定したので、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1	当初交付額	金	円
2	変更交付額	金	円
3	増減額	金	円

木津川市長 宛て

（申請者）

住所

団体名

代表者名

印

（連絡先： ）

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金実績報告書

上記の実績報告について、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 指定金額 金 円

2 事業完了日

3 関係書類

- (1) 在籍児童名簿（別記様式第4号）
- (2) 事業実績報告書（別記様式第13号）
- (3) 収支決算書（別記様式第14号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 別記様式第13号（第9条関係）

## 事業実績報告書

クラブ名	開設状況			児童数					
	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a) - 250	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	その他	計	障害児受入
	日	時～時 (5時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	人	人	人
	日	時～時 (5時間) 長期休業日等 時～時 (時間)		人	人	人	人	人	人
クラブ				人	人	人	人	人	人

※児童数は、月1回でも出席した児童の月平均を計上する。

### 別記様式第14号（第9条関係）

※放課後児童クラブの運営に係る経費について記入するものとする。

团体名

代表者

三

別記様式第15号（第10条関係）

第  号  
年  月  日

住所

団体名

代表者名

様

木津川市長

印

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金確定通知書

年  月  日付けで実績報告のあった木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金

円

木津川市長 宛て

（申請者）

住所

団体名

代表者名

印

（連絡先：

）

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金交付請求書

木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

ただし、年月日から年月日までの分

2 添付書類

補助金交付決定通知書（写）

3 補助金振込口座

銀行名 銀行 支店

預金種別 1 普通 2 当座 口座番号

住 所

（フリガナ）

口座名義人

木津川市長 宛て

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

### 民間放課後児童クラブ運営補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた木津川市民  
間放課後児童クラブ運営補助金について木津川市民間放課後児童クラブ運営補  
助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 概算払請求金額

円

2 概算払の請求理由

3 振込先

金融機関	銀行 金庫 組合				店			
口座番号	普通 当座							
口座名義人								

第 年 月 日  
号

住所

団体名

代表者名

様

木津川市長

印

### 年度民間放課後児童クラブ運営補助金返還命令書

年 月 日付けで実績報告のあった木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金事業について、下記のとおり補助金の返還が発生しましたので、木津川市民間放課後児童クラブ運営補助金交付要綱第13条の規定により返還を命じます。

記

1 補助金返還額 金 円

2 補助金交付額 金 円

# 令和3年度木津川市放課後児童クラブ入会案内

木津川市教育委員会学校教育課学務係  
TEL : 0774-75-1230(直通)

## 1. 児童クラブの趣旨

保護者や家族が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを通して、児童の心身の健全な育成を図る施設です。

## 2. 対象となる児童

- (1) 木津川市内に住所を有する小学校1年生～6年生で、昼間帰宅しても保護者（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む、すべての世帯員）の就労等により、適切な保育を受けられない児童
- ① 保護者等が就労等の理由により、週4日（又は月16日）以上かつ児童クラブ開所時間である午後1時～6時の間、自宅に不在である児童
  - ② 保護者等が病気又は看護等により、家庭で適切な保育を受けられない児童
  - ③ 保護者が出産前後のために、家庭で適切な保育を受けられない児童  
(入会期間は出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで)
- (2) 木津川市内に住所を有しない児童であっても、保護者の勤務先もしくは通学先が木津川市内であれば対象となります。



## 3. 入会手続について

- (1) 新年度（4月）からの入会

一斉申込受付期間内に受理した申請を優先し、入会調整を行います。

### 《直接提出の場合》

一斉申込受付期間中に学校教育課又は児童クラブに必要書類を提出してください。

受付場所	一斉申込受付期間と日時
学校教育課 (市役所2階)	受付期間：令和2年10月20日(火)～26日(月) 20日(火)～23日(金) 午前8時30分～午後5時15分 24(土)・25日(日) 午前9時00分～正午 26日(月) 午前8時30分～午後5時15分
児童クラブ	20日(火)～26日(月)のうちの平日 午後1時00分～午後6時00分

※一斉申込期間中は、令和3年4月からの入会希望の申込みのみ受付します。

※入会申込みは年度毎の申込みが必要となりますのでご注意ください。

### 《郵送提出の場合》

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

送付先	受付期間
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9 木津川市教育委員会 学校教育課学務係	10月20日(火)～26日(月) ※10月26日消印有効

- (2) 令和3年度途中の入会

入会希望日の1か月前から7日前までに、学校教育課に必要書類を提出してください。

## 【入会申請にあたっての注意事項】

- ・必ず、保護者の方が申込みを行ってください。
- ・児童クラブ受付分については、学校教育課で内容審査を行い、後日申請書の内容について確認の連絡をさせて頂く場合があります。
- ・書類に不備がある場合や、入会条件を満たしていない場合は受付できません。
- ・使用料に未納がある方は、入会申込みをされるまでに納入してください。未納がある方は、入会申込みをされても申込書を返却し、入会をお断りします。

## 4. 入会手続に必要な書類

入会手続きに必要な書類は、次の（1）から（3）の書類です。（1）と（2）の書類については、ホッチキス留め（左上1か所）をしてご提出ください。

詳細については、6ページの一覧表をご覧ください。

### （1）児童クラブ入会申請書

児童1人につき、それぞれ1部提出してください。

記載例は7ページ以降にあります。

WANPUG

### （2）保育を必要とする証明（申立）書

（申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効）

※同居する世帯員（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む）、すべての方の証明（申立）書が必要です。

※きょうだいで同時申し込みの場合はどちらかに原本を添付し、もう片方はコピーを添付してください。添付がない場合は受付できません。

### （3）口座振替納付依頼書



## 5. 入会決定

### （1）新年度（4月）からの入会

一斉申込受付期間内に申請された方は審査のうえ、令和3年1月下旬（予定）に入会決定通知書をお送りします。

### （2）令和3年度途中の入会

受付順に審査し入会決定通知書をお送りします。

※待機児童が発生した場合、低学年・ひとり親家庭等を優先し審査します。

## 6. 開所時間及び閉所日

区分	通常利用	延長利用（有料）
平日	下校時～18:00	18:00～19:00
長期休み、振替休日	8:00～18:00	
土曜日（登録制）	8:00～18:00	—

日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、学校行事（運動会等）のため長時間在校の日は児童クラブは閉所となります。

※保護者の方の仕事等が終わられましたら、速やかにお迎えをお願いします。

※開所時間内のお迎えを厳守し、困難な場合には、ファミリー・サポート・センター制度の活用もご検討ください。

お問い合わせ先：木津川市社会福祉協議会（Tel 0774-71-9559）

※習い事等により児童1人で帰宅する必要がある場合は、児童1人で帰宅する同意書の提出が必要です。

※児童が児童クラブから一度退出した場合又は学校から自宅等へ一度帰宅した場合は、再通所による児童クラブへの入室は認めておりません。

## 7. 土曜日の開設

土曜日の利用には、「土曜日出席登録書」の提出が必要です。各児童クラブで定められている提出締切日までに児童クラブへ提出してください。

保護者の方が土曜日の勤務がない場合は登録できません。勤務されていない日はご家庭での保育をお願いします。

なお、土曜日は出席児童が0名となった時点で、閉所となります。(電話は留守番電話での対応となります。)

## 8. 臨時閉所

次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

①天気予報で「京都府南部」「山城南部」に特別警報又は警報（以下、「警報等」といいます。）が発令された場合（木津川市が含まれているとき）

	警報等の状況		対応
	時間帯	発令状況	
小学校休校日 (土曜日、長期休み、振替休日等)	午前7時現在	警報等発令	自宅待機
	午前7時45分まで	警報等解除	開所
		警報等が解除されない	閉所
	児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡、児童帰宅後に閉所
小学校開校日 (平日)	午前9時まで	警報等が解除されて学校がある場合	開所
		警報等が解除されず学校が休校となる場合	閉所
	小学校授業中	警報等発令	学校指導のもと下校、閉所
	児童クラブ登所中	警報等発令	保護者に連絡、児童帰宅後に閉所

②災害、新型コロナウイルス感染症等発生の場合

※新型コロナウイルス感染症発生時等の対応については、市ホームページ等をご覧ください。

③木津川市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

状況	対応
地震発生により小学校が臨時休校となった場合	閉所
開所中に「震度5弱」以上の地震が発生した場合	状況に応じて、保護者のお迎えまで所定の避難場所にて待機

※気象庁の発表は、「木津川市〇〇町（地域ごと）」となる場合がありますが、市内のどこか1つの地域でも「震度5弱」となれば、上記の対応とします。

## 9. 使用料・延長利用料

(1) 児童クラブ使用料及び延長利用料は下記のとおりです。

区分	使用料	延長利用料
1人目の児童	6,000円	児童1人につき100円／30分 ※午後6時となった時点で延長料金が発生します。 ※減額、免除はありません。
2人目以降の児童	3,000円	

※次のいずれかに該当するときは、使用料が減額又は免除となりますので「放課後児童クラブ使用料減免申請書」および添付書類を提出してください。

①生活保護世帯

②保護者が災害又は疾病等により負担能力を失ったと認められる場合

③ひとり親家庭等（母子・父子家庭および父又は母に代わって児童を養育する者）であり、かつ、市町村民税非課税世帯

※市町村民税は令和3年度（令和3年6月に決定）分です。

(2) 使用料の納入について

使用料は、毎月月末（休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落とします。延長利用料金は、翌月の月額使用料に合算して引き落とします。

(3) 使用料は入会時点で発生し、一度も出席がない場合や、月途中での入退会の場合でも1か月分の使用料となります。使用料の日割り計算は行いません。

(4) 退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

## 10. おやつ

おやつの取り扱いは、次のとおりです。

配布対象児童	1～3年生	アレルギーがある方、その他の学年の希望者は各クラブへご相談ください。
おやつ代	月額1,000円	児童クラブで徴収します。
配布する日	月～金曜日に児童クラブから配布	学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）は各自持参してください。

## 11. 諸手続きについて（以下の（1）～（3）は児童クラブ又は学校教育課へ提出）

(1) 入会・退会申請、入会決定を取下げる場合

「入会・退会申請取下届」を提出してください。入会申請の取下届を提出されない場合は、入会月より使用料が発生します。

(2) 退会する場合

退会される月の月末（厳守）までに「退会届」を提出してください。退会日を遡ることはできません。退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

(3) 申請書の記載事項を変更する場合

入会申請時より申請書の記載事項を変更する方は、「放課後児童クラブ入会申込書記載事項変更届」を提出してください。勤務先が変更となる場合は「保育を必要とする証明（申立）書」を、指定口座を変更する場合は、「口座振替納付依頼書」を併せてご提出ください。



#### (4) 再入会する場合

一度退会され、年度内に再び入会を希望する方は、「放課後児童クラブ入会申込書（再入会用）」及び「保育を必要とする証明（申立）書」（申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効）を、再入会希望日の1か月前から7日前までに、学校教育課まで提出してください。

### 12. 傷害保険（加入は任意です）

(1) 保険加入料は、児童1人あたり年間800円（途中退会等の場合でも返金できません。）です。4月1日より加入を希望される方は、入会決定通知に同封する「児童クラブ傷害保険加入申込書」を指定する日までに児童クラブへ提出してください。4月1日以降は随時受け付けていますので加入申込書をご提出ください。

(2) 保険の給付内容は、次のとおりです。

通院1日につき	1,500円	入院・通院1日目から給付対象
入院1日につき	4,000円	

(3) 保険期間は保険適用日（提出日により異なる）から翌年3月31日までです。

(4) 災害や故意によるケガ等は保険の対象になりません。

(5) 4月1日の入会決定を受けた方が入会申請を取り下げられる場合、その期日によっては保険が有効となり、納付済みの保険料が返金できない場合があります。取り下げをされる場合は、入会決定通知書に同封しているスポーツ安全保険申込書の締切日までに「児童クラブ入会・退会申請取下届」を提出願います。

### 13. 児童の病気・事故

(1) 児童の急病や、事故等が発生した場合は、直ちに保護者へ連絡いたします。

(2) 緊急を要する場合、救急車を呼んで医師の診察を受けることもありますが、事故後の通院等は、保護者でお願いします。

(3) 児童が「学校感染症」にかかっている時は、小学校の基準に従ってください。なお、「学校感染症」により学級閉鎖又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は、児童クラブに出席できません。

### 14. 各児童クラブ

名称	連絡先	名称	連絡先
木津	72-7174	城山台（1号館）	72-5852
相楽	72-7143	城山台（2号館）	72-5859
高の原	72-7177	加茂	76-4186
相楽台	72-7499	南加茂台	76-8284
木津川台	73-3435	恭仁	76-8045
梅美台	73-3362	上狛	86-4007
州見台	72-9253	棚倉	86-5294

※児童クラブは、各小学校内にあります。（木津児童クラブは学校内と学校敷地西側に所在）

## 保育を必要とする証明（申立）書、口座振替納付依頼書について

	証明書の種別	対象者	証明依頼先	備考
保育を必要とする証明書	①就労証明書	会社員 公務員等	勤務先	
	②従事証明（確認）書	自営業者	商工会 商工会議所	商工会等に所属していない等の場合は、直近の確定申告書又は開業届の写しを添付
		農業従事者	農業委員会 委員	
	③出産申立書	産前産後 2か月の方	—	母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記入してあるページの写しを添付
	④疾病診断書・障がい申立書	疾病の方	医療機関	医師所見が「保育ができない」と記載されている場合のみ入会可能（診断書料は自己負担となります。）
		障がいをお持ちの方	—	手帳等の写しを添付
	⑤介護・看護申立書	介護・看護されている方	—	介護の場合は、介護保険被保険者証の要介護度が分かるページの写しを添付
口座振替納付依頼書	⑥就学申立書	就学されている方	—	在学証明書又は入学許可証、履修科目が分かるものの写しを添付
	ゆうちょ銀行以外	口座振替が利用できる金融機関は以下のとおりです。 南都銀行、関西みらい銀行、京都中央信用金庫 京都銀行、京都やましろ農業協同組合、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、近畿労働金庫、奈良信用金庫		
	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行を指定される場合のみ、直接銀行窓口で手続きをしてください。 (払込先欄の記入方法)		
		ご加入者名	木津川市会計管理者	
		口座番号欄	01040-2-960173	
		払込開始日	入会月	
		払込金の種別欄	30 (その他 放課後児童クラブ使用料)	
		備考欄	児童クラブ名、児童名、生年月日	

# 木津川市行財政改革推進委員会（第7期）委員名簿

令和3年4月1日現在

役職	委員氏名 (敬称略・順不同)	所 属 等
委員	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
委員	新川 達郎	同志社大学名誉教授
委員	福本 好一	(株)南都銀行 京都ブロック本部 ブロックマネージャー
委員	川西 良和	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 人事総務部RVK人事総務グループ マネージャー
委員	山岡 ナオミ	税理士
委員	山口 豊博	特定社会保険労務士、経営士
委員	津田 浩司	公募委員
委員	中川 美雪	公募委員
委員	小谷 一彦	公募委員

## ○事務局

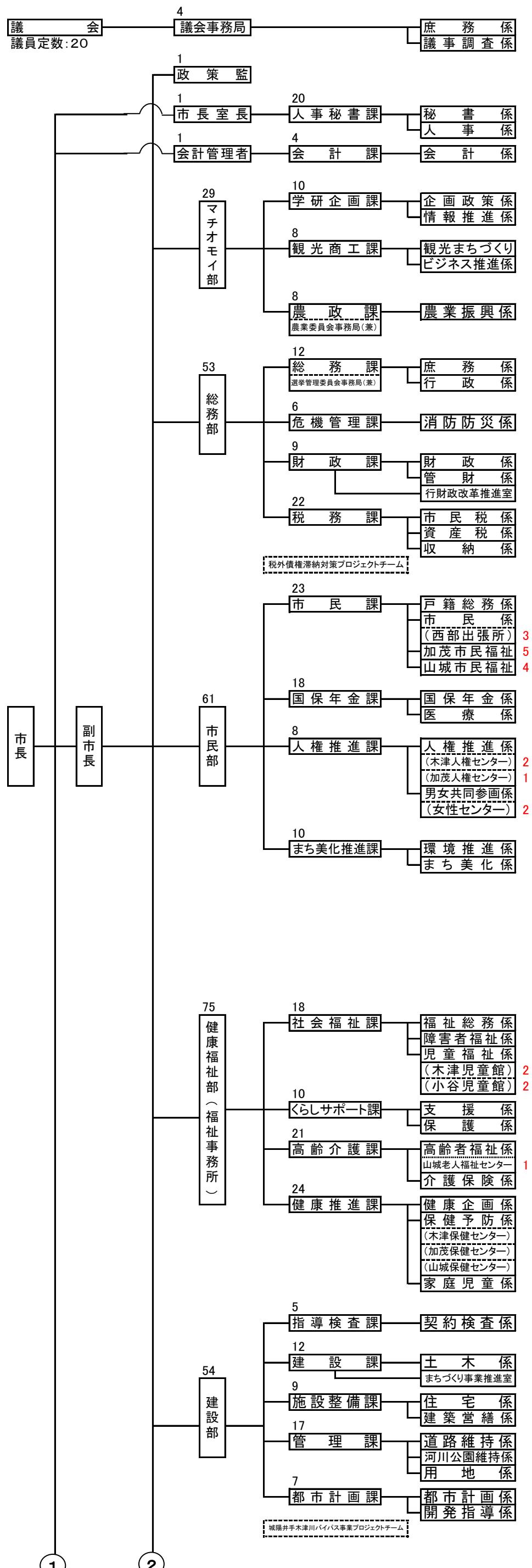
令和3年4月1日現在

辻 克哉	木津川市総務部長
城田 和彦	木津川市総務部財政課行財政改革推進室長
宮本 真行	木津川市総務部財政課行財政改革推進室主任
事務局連絡先	TEL : 0774-75-1202 (財政課直通番号) TEL : 0774-72-0501 (市役所代表番号) FAX : 0774-72-3900 (市役所代表番号) E-mail : gyokaku@city.kizugawa.lg.jp

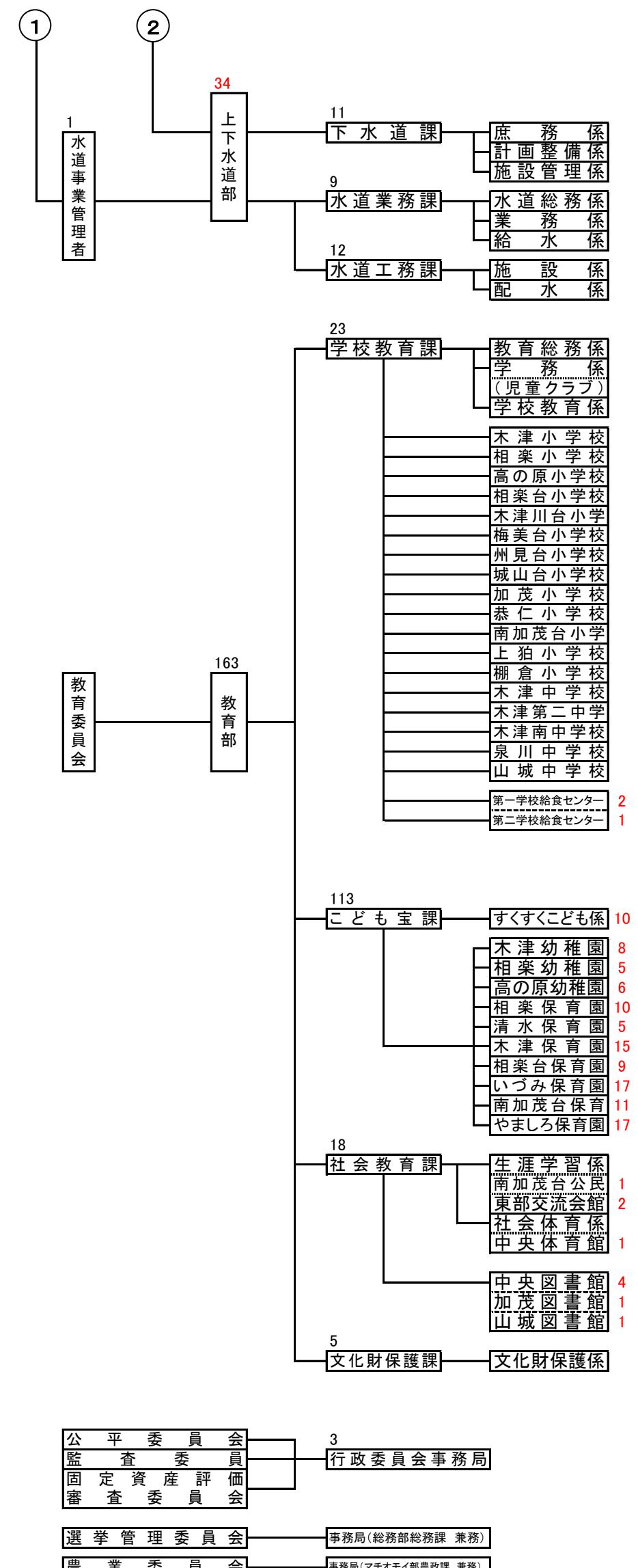
# 木津川市組織機構図

(令和3年4月1日現在)

住所:木津川市木津南垣外110-9  
電話:0774-72-0501



【職員内訳】  
市長、副市長、教育長、水道事業管理者、一般職 472名 再任用31名 計507名  
(一般職内 本庁316名、派遣13名、支所・出張所12名、その他施設162名)



## 令和3年度木津川市行財政改革推進委員会スケジュール（予定）

日時	会議	主な審議案件等（予定）
8月2日（月） 午後2時～	第1回 委員会	・第3次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について ・令和3年度外部評価の実施について
10月21日（木） 午後2時～	第2回 委員会	・第1回外部評価【評価項目に対する所管課ヒアリング①】 No.15「会計年度任用職員の導入」（人事秘書課） No.21「電子申請・届出システムの推進」（学研企画課）
11月16日（火） 午後2時～	第3回 委員会	・第2回外部評価【評価項目に対する所管課ヒアリング②】 No.65「外郭団体の見直し（公園都市緑化協会）」（管理課） No.73「放課後児童クラブの運営方法の検討」（学校教育課） ・第1回外部評価結果とりまとめ報告（書面）
令和4年 1月下旬 ～ 2月下旬	第4回 委員会	・第2回外部評価結果とりまとめ報告（書面） ・評価結果の審議・決定、報告書の提出（⇒市長）